

東京都緑化白書 PART33

特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進



東京都緑化白書

発刊にあたって

2014年12月25日、東京都は今後10年間の都政運営の基本方針となる「東京都長期ビジョン」を策定、発表しました。舛添都知事は、パリの大改造を行ったジョルジュ・オスマン男爵と関東大震災後、東京の復興計画を創った後藤新平を思い浮かべ、東京の将来のグランドデザインを考えた、としています。

このビジョンは、オリンピック関係を柱に8つの都市戦略と25の政策指針からなり、中でもオリンピック開催によってもたらされる各種レガシーについて継承像を明らかにしているのが特徴です。

この政策指針の中で緑や公園については、「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」をテーマとして、生物多様性拠点としての都立公園の環境整備、高井戸公園の整備、文化財庭園の修復などがとりあげられています。造園業に関わりの深いこうしたビジョンに注目しつつ、私どもの使命に意を強くして最大限の貢献を行いたいものです。

さて「東京都緑化白書」は、都をはじめ、区市町村のご協力を得て、東京の緑の動向をデータ等により把握し、広く緑化関係者の業務に参考となるよう毎年とりまとめているもので、昭和57年の創刊以来、今回で33巻目となりました。

公園緑化も時代の変遷とともに施策の浮沈が見られ、緑の置かれている立場も単独の施設から環境やまちづくりの中の有り様を考えるまでに移り変わってきました。また、実務でも設計積算、仕様、発注方式、指定管理者制度にみる管理体系など質的な変化はとめどもなく、これに伴って緑や公園に関わる組織や人材にまで大きな影響を与えたと言えます。

緑化白書は、こうした時代の足跡を客観的に記録し、そこでしか読み取れない緑化の動きと特徴を後世の方の思案の糧となるよう正確に伝えていく役割があります。

33巻目となる今号からは、こうした白書の原点に立ち返り、これまでの趣旨を尊重しつつも編集内容の見直しを行いました。今後とも白書が社会から信頼を持って引用され、緑の大いなる啓発に結びつくよう尽力してまいりますので、関係の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、緑化白書の発行に当たり、公益財団法人東京都公園協会の「東京都都市緑化基金」から助成金をいただいていることに感謝し、また多忙中にもかかわらず2回にわたって実態調査に回答いただいた都区市町のご担当の皆様へ深く感謝を申し上げる次第です。

平成27年3月

一般社団法人 東京都造園緑化業協会
会 長 貫 洞 哲 夫

目 次

発刊にあたって	3
東京の緑化動向	
I 施策の動向	
1. 「東京都長期ビジョン」の発表	6
2. 平成25年の東京の「みどり率」	12
II 都区市町村の緑化動向	
東京の緑化動向の調査について変更しました	16
1. 調査の方法と対象	17
2. 調査の結果	19
A1. 緑の基本計画について	19
A2. 緑被率について	20
A3. 緑の保全について	22
A4. 緑の普及啓発について	24
A5. 重点施策について	29
B1. 公園等の整備・維持管理について	36
B2. 道路の街路樹等の整備・維持管理について	38
B3. 公共施設緑化について	41
B4. 一般会計に占める公園緑化決算の割合について	42
特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進	
特集にあたって	50
基調報告①「木質系バイオマス利用の現状と課題」	54
基調報告②「剪定枝葉の一般廃棄物処理について」	60
アンケート調査	
1. アンケート調査の目的	64
2. アンケート調査の内容と対象	65
3. アンケート調査の結果	66
(1) 年間剪定枝葉発生量	66
(2) リサイクルの実態	68
(3) 独自の剪定枝葉のリサイクル事業について	71
(4) リサイクル品の利用について	72
(5) 剪定枝葉処理問題についての自由意見	73
4. アンケートのまとめ	73
基調報告③「海の森みどりの資源化センター」の現状と今後の役割	76
会員名簿	84
あとがき	87

東京の緑化動向

I 施策の動向

(1) 「東京都長期ビジョン」～「世界一の都市・東京」の実現をめざして～の発表

平成 26 年 12 月 25 日、東京都は 2020 オリンピック・パラリンピックの開催準備や今後 10 年間の都政運営の基本方針を示す「東京都長期ビジョン」を策定、発表した。

舛添都知事が取り組んだ初めての長期計画である。知事によれば、パリの大改造を行ったジョルジュ・オスマン男爵と関東大震災後、東京の復興計画を創った後藤新平を思い浮かべ、東京の将来のグランドデザインを考えた、としている。その心は、いつの時代でもイマジネーションを駆使し、夢と希望を持てる確かな計画こそ、都市の発展を築く、である。

では副題にある「世界一の都市・東京」とは何を指すのか。一つは「史上最高の 2020 オリンピック、パラリンピックの実現」で、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤とした都市基盤の整備などソフトハード面でレガシーを次世代に継承すること、もう一つは「将来にわたる東京の持続的発展」を実現するために、2020 年の人口減少局面という転換点を迎え、少子高齢化や首都直下地震の脅威など、東京が直面している課題の解決に取り組むことである。そして、大切なのは 2020 大会の成功は終着点ではなく、通過点に過ぎないことを認識し、大会終了後も都民に夢を与え、幸せを実感できる都市であり続ける、そのためのビジョンであるべきとする。

具体的には、ビジョンはオリンピック関係を柱に分野別に 8 つの都市戦略と 25 の政策指針、3 カ年の実施計画を立て、政策展開を明らかにした。そしてオリンピック・パラリンピックを契機にどのように変わり、どう後世に残されていくのか、有形・無形のレガシーを具現化していくために「レガシー委員会」を設け、全体像を示すこととしたのが特徴である。

このビジョンにおける緑（公園緑地等）水の施策に注目すると、各分野別での記載は概ね以下のとおりとなっている。

◇オリンピックレガシー

- ・選手村では、くつろげる環境を確保するため、緑に囲まれた中庭や広場、水際を整備するとともに、植栽や屋上緑化、壁面緑化で潤いある緑空間を提供する。
- ・水質改善や水辺空間整備を進め、都民が水辺に親しむ環境を検討する。

◇都市戦略 1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功

政策指針 2 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築

○宿泊施設や都立公園のバリアフリー化を推進

都内宿泊施設のバリアフリー化に対する支援の拡大を図り、施設を安心かつ円滑に利用できる環境整備を一層促進する。

都立公園では、施設改修に合わせ園路等のバリアフリー化を進めるとともに、庭園、動物園等が高齢者や障害者等の利用者ニーズを取り入れたトイレ等の便益施設の改修や ICT の活用によるガイドサービスなどの充実を図る。

○歴史的・文化的資源を生かした歴史的景観を保全・形成

浜離宮恩賜庭園の燕の茶屋や鷹の茶屋等茶屋群の復元や、小石川後樂園の唐門の復元、大泉水護岸の修復など、戦災等で失われた文化財庭園の建造物等の復元・修復を推進し、歴史的文化遺

産を次世代に継承する。

新たに国の名勝に指定された文化財庭園からの眺望を保全するため、小石川植物園、殿ヶ谷戸庭園等を景観形成特別地区に追加するなど、周辺の建築物の色彩等を適切に誘導する取り組みを推進する。

景観上重要な歴史的建造物の選定対象を、戦後の建造物に拡大し、建造物の保存や活用を支援することにより、都市の記憶を継承し、東京の歴史的・文化的魅力の向上を図る。

歴史と文化を伝える日比谷公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園については、各公園の歴史的な価値を再評価し、適切な保護・保全・再生を図るための計画的な整備を推進し、都市の記憶を未来に伝えていく。

◇都市戦略4 安全・安心な都市の実現

政策指針9 災害への備えにより、被害を最小化する高度な防災都市の実現

○避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園においても、非常用発電設等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく。

○海上公園では、海拔表示板の設置などの防災対策を講じて、津波や高潮などから利用者の安全を確保するとともに、公園の防災力を向上させる。

◇都市戦略7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針20 スマートエネルギー都市の創造

○都市施設への導入を推進

上下水道施設の管路・水路の高低差や河川の落差などを利用した小水力発電、下水の熱エネルギーの冷暖房利用や公園の剪定枝の燃料化など、事業特性に応じたエネルギー源に着目することで、再生可能エネルギーの活用を拡大する。

政策指針21 水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現

<1 将来像> 【おおむね10年後の東京の姿】

○森林や農地など貴重な緑が保全されるとともに、公園整備や再開発などで新たに創出された緑が連続性・一体性を持ちながら質の高い都市環境を形成し、花や緑に彩られた美しい景観が都民の生活に癒しと潤いを与えている。

○様々な主体による連携の下、多様な生物の生息・生育環境を守る取り組みが広がり、都市の発展と豊かな自然が調和した、人にも自然にもやさしい都市を実現している。

○多くの都民が海水浴や川遊びを楽しむ水辺での水質改善が進むとともに、水循環が本来あるべき健全な姿に再生されることにより、水の都である東京の魅力がより一層高まっている。

○PM2.5の環境基準達成や光化学スモッグの低減、夏の暑さを軽減するクールスポットの増加などにより、更に澄んだ青空の下で都民が心地よく街歩きを楽しめる環境が実現している。

○東京の活力が維持・発展し続けていくための「持続可能な資源利用」に都民や多くの企業が積極的に取り組む都市が実現している。

東京の緑化動向

< 2 政策目標 > 【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃まで）】

■自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築

◇緑の創出・保全を進め、豊かな都市環境と多様な生物が共生した潤いのある生活を次世代に継承

表 1 政策目標（自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築）

事項		目標年次	目標値
都市計画公園・緑地の整備着手		2024 年度	520ha
都立公園の開園		2024 年度	170ha
水辺の緑化	海上公園開園	2024 年度	47ha
	海の森開園	2024 年度	50ha
	河川緑化	2024 年度	30ha
民有地の緑の保全・確保		2024 年度	300ha
公園樹林・樹木の維持管理・再生		2024 年度	80 施設
農の風景育成の指定		2024 年度	2 か所
生態系に配慮した公園整備	都立公園	2023 年度	31 公園
	干潟・海浜・磯場	2024 年度	4 か所
動植物園での生物多様性保全の推進		2024 年度	動物園 3 園及び神代植物公園の再整備
		2023 年度	葛西臨海水族館の改築
保全地域における希少種対策の強化		2024 年度	全地域（2014 年時点 :50 か所）
保全地域等での自然体験活動参加者数		2024 年度	延べ 3 万人

■東京の健全な水循環や水辺の水質を回復

表 2 政策目標（東京の健全な水循環や水辺の水質を回復）

事項		目標年次	目標値
海浜公園における夏の海水浴体験		2016 年度	葛西臨海公園で実施
渋谷川の清流復活		2018 年度	拡張工事の完成
ハツ場ダムの建設		2019 年度	完成
水道水中の残留塩素目標達成率		2016 年度	100%
降雨初期の下水を貯留する施設の増強		2023 年度	170 万 m ³ （累計）
雨天時の下水を処理する高速ろ過施設の整備		2019 年度	合流式の水再生センター全 11 か所（区部）
下水の高度処理施設等の整備※ 2		2024 年度	処理能力を 2.6 倍に増強（2013 年度比）
河川や運河の水質改善	河川や外濠でのしゅんせつ	2024 年度	隅田川など 5 河川及び外濠
	運河でのしゅんせつ・覆砂	2024 年度	勝島運河など 30 運河
海辺の自然再生による水質浄化の促進	野鳥公園における干潟整備	2017 年度	11.8ha
	城南島海浜公園における砂浜再生	2015 年度	完了

※ 1 大都市を対象として、2024 年度から強化される下水道法施行令の雨天時放流水質の基準。それ以外の地域は、2014 年度から新基準が適用済み

※ 2 高度処理施設のほか、既存施設の改造等により早期に処理水質の改善効果を高める準高度処理施設も対象

■熱環境や大気環境、資源循環における更なる改善

表3 政策目標（熱環境や大気環境、資源循環における更なる改善）

事項		目標年次	目標値
都道への遮熱性舗装・保水性舗装の導入		2020年	約136km（累計）
燃料電池車普及台数（再掲）		2025年	10万台
東京港での排気ガス対策	船舶からの大気汚染物質の削減率（2010年度比）	2024年度	NO _x は20%※1 SO _x は40%※1
豊洲新市場での排気ガス対策	場内運搬車両の電動化率	2016年度	100%
一般廃棄物のリサイクル率の向上		2024年度	35%
海上公園での資源循環の推進	資源循環型施設の設置	2017年度	1か所

※1 入港船舶総トン数1トン当たりの削減率

<3 課題>

緑の創出・保全

- 都立公園の開園総面積は、2014年6月時点で2,000haを超えた。また、この10年間の区市町村立を含む都内の都市公園等についても、約940ha増加させるなど、着実な整備を進めてきた。
- 2013年のみどり率は、都全域では、50.5%となり、2008年調査時の50.7%とほぼ横ばいとなった。しかし、樹林地や農地など既存の緑では、減少割合が低下したものの、開発や相続などに伴う土地利用転換は、続いている。また、少子高齢化や人口減少など社会状況の変化に対しても、緑施策を対応させていく必要がある。

生物多様性の保全

- 量とともに質の確保も重視した緑施策の強化・展開を図るため、2012年度に策定した「緑施策の新展開」により、「江戸のみどり復活事業」など由来種・在来種を育てる取り組みを様々な主体と連携して展開してきた。また、世界自然遺産である小笠原諸島のほか、保全地域などにおける希少種のモニタリング調査や保全活動を推進するとともに、都立動植物園では、絶滅に瀕する野生動物の保護繁殖や野生植物の保護増殖を進め、国内外から高い評価を得てきた。しかし、都市化による野生動植物の生息・生育空間の縮小や外来種による生態系のかく乱など、動植物への脅威は続いている。
- 生物多様性に関する都民の認知度調査（2014年）では、「聞いたこともない」との回答が36.9%と、生物多様性保全への気運醸成は十分とは言えない。

東京の水を取り巻く状況の変化

- 海水浴ニーズの高まりや取水制限を伴う渇水の発生、水循環基本法や雨水の利用の推進に関する法律の成立など東京の水循環を取り巻く状況は変わりつつあり、また、降雨時に下水の一部が水辺の水質を悪化させるなどの課題も残っている。

都民の安全で快適な生活に悪影響を及ぼす環境要因

- 各種リサイクル法の制定や3Rの取り組みの普及を背景に、都内のリサイクル率は向上してきたが、最終処分場で埋め立てられる年間124万トンの廃棄物には、再利用可能な資源も多く含まれている。

< 4 これからの政策展開 >

自然環境の創出保全

■今後の都市空間における緑のあり方を示し、東京の緑を充実

人口減少等の社会状況の変化や市街地の集約型地域構造への再編などを見据えた東京の緑の将来像とともに、都市計画の観点から広域的に緑の創出・保全の目標や緑づくりについて、緑のランドデザインとして方向性を示していく。

「緑施策の新展開」に基づき、緑を「まもる」「つくる」「利用する」ための取り組みを展開し、多様な主体と連携した質にも配慮しながら緑の保全・創出を推進していく。

■都市を彩る花や緑の創出

都立公園では、都市における緑の拠点として2024年までに新たに170haの都立公園を開園させる。また、再整備計画を策定し、時代のニーズに合わせた整備を進めていく。

「公開空地等のみどりづくり指針」の改定や「界わい緑化推進プログラム」の推進により、都市の中にある様々な空間を活用した連続性のある質の高い緑を創出するとともに、緑化計画制度を活用した在来種緑化の推進など生態系にも配慮した身近な緑を創出する。

2020年大会で使用される会場等の施設や2016年度に開場する豊洲新市場をはじめ、施設の新設・建替えなどあらゆる機会を捉え、所有地の緑化を確実に進めていく。

■水と緑のネットワークの充実

「海の森」においては、「海の森倶楽部」と連携したイベント等を通年で実施して「海の森」に親しむ機会を提供するとともに、都民や企業等との協働による植樹を進め、東京湾から都心への「風の道」の起点として役割を更に高めていく。

海上公園の新たな開園や豊洲新市場周辺部の水際緑地帯の整備とともに、2020年大会会場では、花など四季を感じさせる植栽など臨海地域の魅力やにぎわいを向上させる緑化を推進する。

河川等の水辺空間の緑化とともに、都市公園や周辺の街路樹等との有機的な緑のネットワーク形成を進め、水と緑のネットワークを更に充実させる。

公園や道路に現存する樹林・樹木等の維持や管理、再生を進め、快適性・安全性を高める。また、緑が織りなす美しい景観を維持・向上させるとともに、2020年大会のマラソンコースをはじめ、道路の緑を東京の魅力として示していく。

都電荒川線の軌道緑化を地元区とも連携しながら進めるとともに、都市の魅力向上に向け、花を生かすなど環境への配慮や軌道形状に適した植栽方法など様々な角度から検討を行い、都市空間の中に緑のネットワークを形成していく。

周辺区部等における団地の建替えや木造住宅密集地域の改善と併せて新たな緑やオープンスペースを創出し、都心部を取り囲む緑のネットワークを形成していく。

■都内に残された貴重な緑の保全

都内に残る貴重な緑を保全するため、「緑確保の総合的な方針」の改定により保全すべき緑を示し、区市町村と連携して2024年度までに300haの民有地の緑を確保していく。

区市町村との連携により、特別緑地保全地区の指定を促進する。また、所有に伴う負担の軽減策を通じて、屋敷林や崖線の緑など東京に残された貴重な樹林地を保全する。

農地について、「農の風景育成地区」を2020年度までに新たに2地区で指定するとともに、都市農地に関する国の動向や農業従事者の意向を踏まえながら、今後の都市農地の在り方・活用方策について定め保全していく。

荒廃した森林での間伐・枝打ちや民有林の購入により、土砂災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有する森林を保全・再生していく。

森林循環（伐採・利用・植栽・保有）を持続的なものとするため、多摩産材の活用や林業従事者の育成、学校での木育活動による普及啓発などを行い、健全な森林を育成する。

丘陵地の広域的な緑について、関係市町村との連携の下、農作業や山仕事など、かつて地域の生活と密接な関わりがあった「みち」の利活用により、連続する緑として保全に取り組んでいく。

山地や丘陵地など、将来に残すべき貴重な都内の自然地に関する調査を進め、地元自治体とも連携しながら、保全地域指定を着実に進める。

「森林・緑地保全活動情報センター（仮称）」を開設し、これまで自然にふれあう機会の少なかった都民の自然体験活動への参加促進に加え、多摩川水源森林隊などの継続的な活動を行う都民への情報発信を強化し、ニーズやレベルに応じた保全活動が可能となる体制を構築する。

また、企業・NPO・大学等とも連携を進め、緑の保全に向けた気運を更に進め、地域特有の貴重な緑を将来に残していく。

生物多様性保全

■多様な生きものと共生できる都市空間の形成

都立公園31公園を重点的に環境整備を行う地域生態系の拠点と位置付け、整備後も生物種のモニタリング等を継続することで順応的管理を実現し、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。

上記31公園以外の公園でも、神代植物公園植物多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園全体で多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。

海上公園での生態系回復調査を踏まえつつ、公園ごとの保全利用計画及び整備・管理計画を策定するとともに、海浜や干潟、磯場の整備拡充を進めることで、野鳥や水生生物があふれる自然豊かな空間を創出する。

■都に残る動植物の生息・生育環境の保全

保全地域において、ボランティアなど多様な主体と連携し、順応的管理、モニタリング調査、監視カメラ・柵による持ち去り対策の強化など希少種保全対策を進める。

小笠原諸島の固有種の生息・生育環境を守るため、国や地元自治体、NPOと連携しながら、外来種対策等を継続・強化し、世界自然遺産の価値を後世に継承していく。

自然公園等では、ビジターセンターや都民の森などの施設を整備・活用し、地域の動植物種や生態系を解説するなど、生物多様性保全に関する普及啓発を充実させ、残された貴重な自然環境の適正な利用を促していく。

■生物多様性保全に向けた気運の醸成

都立動物園・水族園の再整備を進め、希少動物の保護繁殖、調査研究機能等と併せて、展示を

東京の緑化動向

通じた環境学習機能も強化することで、都民に身近であるとともに、国内外からも高い評価を得られる生物多様性保全の拠点としての役割を担っていく。

神代植物公園及び夢の島熱帯植物館の拡張や再整備を行い、絶滅危惧種に関する保護増殖事業の拡充や、江戸から継承される貴重な園芸植物の保全を進めるとともに、その成果を展示や環境学習活動を通じて普及啓発し、植物多様性保全に向けた気運を醸成する。

都立公園や海浜、干潟などを多くの都民が自然とふれあい、体感しながら学べる場として活用する。また、地元自治体の水辺を活用した環境学習への取り組みを支援するなど、身近な自然環境に対する関心を醸成しながら、自然の大切さを将来に伝えていく。

東京にふさわしい水循環の姿を追求

■都民に身近な水辺の水質改善

野鳥公園での干潟造成や城南島海浜公園での砂浜再生など、海上公園において水生生物の生息環境を復元することにより、水辺の生態系を再生し、自然本来の水質浄化機能を高めていく。

都民生活の質の向上につながる環境対策

■暑さ対策

都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保すると共に、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく。

持続可能な資源循環型都市の構築

■海上公園内に資源循環型施設を 2017 年度に設置することにより、大井ふ頭中央海浜公園等で剪定時に発生した枝葉のリサイクルを推進し、海上公園から排出される廃棄物を低減する。

(2) 東京のみどり率

東京都は、東京のみどりの現状を把握するとともに、今後の施策の参考とするため、5年ごとに東京都本土部を対象に「みどり率」の調査を実施している。平成 25 年の調査結果が平成 26 年 9 月に発表された。

みどり率は、樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合（緑被率）に、裸地（運動場など）や水面を加えた面積割合で、実際の緑でない公園部分についても含める指標。区市町部では、まだ緑被率を多く採用している。

以下、結果概要である。

平成 20 年調査と比較すると

- 都全域では 50.5% (0.2 ポイント減)
- 区部では 19.8% (0.2 ポイント増)
- 多摩部では 67.1% (0.3 ポイント減)
- ◆都全域→「みどり率」は、ほぼ横ばいであった。「農用地」、「樹林・原野・草地」（以下「樹林等」という。）の減少幅が縮小するとともに、「公園・緑地」が増加し、「みどり率」は 0.2 ポイント減の「ほぼ横ばい」
- ◆区 部→平成 15 年の調査開始以来、初めて増加した。「農用地」は減少するも、都立公園の拡張等による「公園・緑地」や、「海の森」の整備や再開発に伴う緑化等による「樹林等」

の増加が寄与し、全体として0.2ポイント増の「ほぼ横ばい」

- ◆多摩部→前回調査時(平成20年)から減少幅は大きく縮小した。宅地開発の鈍化により「農用地」、「樹林等」の減少幅が縮小するとともに、「公園・緑地」の増加も上押しし、全体として0.3ポイント減の「ほぼ横ばい」

平成15年からの推移は以下のとおりである。

表4 みどり率の推移

エリア		みどり率(用途別)				みどり率 合計
区分	調査年	公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	
都全域	平成15年	3.30%	4.40%	2.60%	42.20%	52.40%
	平成20年	3.50%	3.90%	2.50%	40.80%	50.70%
	平成25年	3.70%	3.70%	2.50%	40.60%	50.50%
	平成20年比	0.2	-0.2	0	-0.2	-0.2
区部	平成15年	5.20%	1.40%	4.70%	8.70%	20.00%
	平成20年	5.40%	1.10%	4.60%	8.50%	19.60%
	平成25年	5.60%	1.00%	4.50%	8.70%	19.80%
	平成20年比	0.2	-0.1	-0.1	0.2	0.2
多摩部	平成15年	2.30%	6.00%	1.40%	60.00%	69.80%
	平成20年	2.50%	5.40%	1.40%	58.00%	67.40%
	平成25年	2.80%	5.10%	1.40%	57.80%	67.10%
	平成20年比	0.3	-0.3	0	-0.2	-0.3

II 東京都区市町の緑化の動向

東京の緑化動向に関する基礎調査

—東京の緑化動向の調査について内容を変更しました—

本白書が昭和 57 年時に創刊したときは、都は「マイタウン東京構想」や「緑のマスタープラン」といった上位施策や計画が打ち出され、公園緑化事業についても都民の環境問題やインフラ整備への関心の高まりから、これからが本番といった時代でした。緑の施策の範囲は様々な場面に広がったため、緑化動向を公益的観点から総合的に調査し、把握する必要性は必然的に生まれたものと言えましょう。こうした都内の公園緑化情勢に関する総合調査は、一部専門新聞で採り上げられることはあっても、客観的かつ継続的に公表する機関はありません。当協会は設立の趣旨から、また広く都内の緑化に関わる立場から、年々の東京での緑化動向を総括して広く世に知らしめることに意を決し、東京都のバックアップをいただきながら公益事業として今日まで調査編集に努めているところです。

この緑化動向の把握の基本は、官側では施策の状況、話題、施設や予算の規模、新設公園、緑化啓発の状況、組織体制など、民側では造園建設業界の話題や課題、技術者の実態等であります。具体的には、これまで都区市町の都市公園や街路樹等の規模の現況のほか、予算については公園緑地、街路樹等、学校その他の公共施設、苗木配布等別に、また自治体別に調査を行っておりました。また、時代の変化に即し、都の長期計画なども掲載しておりました。

その後、緑化の規模変動や政策の進展は急で、新設ものが大きく減り、維持や更新の時代に入ります。例えば、緑化事業は、都の長期ビジョンや区市町村の緑の基本計画（平成 16 年法改正による）等の計画と連動することが当たり前になった今日、一昔前に比べて各自治体の全体像はわかりやすくなったと言えます。しかし、東京全体を横断的に眺め、その趨勢を知ることは出来ません。また、管理面では指定管理者制度の導入が多くなった今、管理主体が分散化し、コストなどこれまでと違った傾向が生じています。

本調査は、本来こうした変化をふまえて、的確に動勢を捉まえる必要があります。これまでも調査事項に施設の規模や予算といった基本部分のほかに、ユニーク性の事例を加えたりしてきましたが、古い時代の施策調査も残されたままでした。

今回からの調査内容の変更は、こうした課題に少しでも応えようと、以下の点に着目して変更したものです。まだ検討の余地もありますが、徐々に改善して白書の役割を果たしてまいりますので、各行政担当の皆様には変わらずのご協力をお願い申し上げます。

- (1) 公園、街路樹等の規模の基本はこれまでと同じく把握する。
- (2) 分権化が進む基礎的自治体の動きに合わせ、それぞれの緑化の最新の政策面、計画面、保全面、啓発面、体制面の動きを捉える。
- (3) 緑行政の究極の成果指標とも言える緑の実態（緑被率、みどり率）を調査する。
- (4) 事業の成果は、決算に現れることを踏まえ、これまでの当年度予算に前々年度の決算を加え、正確を期す。
- (5) 個々のユニークな公園緑地、芝生化事例、苗木配布などは、別の調査機会に譲る一方、屋上緑化や学校芝生化は公共施設緑化の全体像として継続して調べる。

東京の緑化動向

決算など経費面に関するアンケート「シート B」に分けた。該当自治体での回答属性に配慮し、質問も取捨選択して郵送した。回答窓口は、昨今の組織改正もあっていくつかの部に分かれることを想定した

表2 アンケート調査「シート B」

「シート B」(東京都3局、島しょ4支庁については、取り扱わない事業の設問を除く)

1 公園等の整備・維持管理について

- 1 ① 都市公園等の維持管理に関わる費用の平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算 (単位:千円 共に千円未満切り捨て) を伺います。

注) ① ここに言う都市公園等とは、国営公園、都立都市公園、区市町村立都市公園、児童遊園、区市町村の条例公園、海上公園、都自然公園条例に基づく自然ふれあい公園、国民公園、公団・公社の設置する公園、借地公園を指します。

② 都市公園等の管理面積は、東京都建設局公園緑地部公園課が毎年調査し、公表している「公園調書」の巻末表と原則整合するものです。

- 1 ② 1 ①の H24 決算費用のうち、樹木管理に要した費用 (単位:千円) を伺います。

注) ここに言う樹木管理とは、樹木の剪定や伐木、病虫害、支柱補強など、主に樹木の保護管理を名目として施行した管理行為を言います。

- 1 ③ 都市公園等の整備に関わる費用の平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算を伺います。

(単位:千円 共に千円未満切り捨て)

- 1 ④ 都市公園等の用地に関わる平成 24 年度の取得面積 (実面積:㎡) と決算費用ならびに平成 26 年度の用地取得予算 (単位:千円 共に千円未満切り捨て) を伺います。

注) 用地取得費のうち、土地公社買いがある場合は一般会計での買い戻し確定時点で加えて下さい。基金による取得は、外書き () で記載願います。

- 1 ⑤ 貴団体の平成 24 年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事がありましたか。(選択)

① 特にない ② あった (その場合の内容記述:ア 整備費の変化の場合 イ 維持管理費の変化の場合)

2 道路の街路樹等の整備・維持管理について

- 2 ① 貴団体所管の道路における平成 24 年 4 月 1 日現在の街路樹本数と植栽帯面積を伺います。

注) ① ここに言う道路とは、道路法に言う道路、港湾法に言う港湾道路を指します。

② 植栽帯は主に低木植え込みを中心とした構成を指します。

ア 街路樹本数 (本) イ 植栽帯面積 (㎡)

- 2 ② 新たな街路樹等の植栽に関わる費用 (街築費用は含みません) の平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算 (単位:千円 共に千円未満切り捨て)

注) 新たな街路樹とは、新設の道路に植えたものを指します。

- 2 ③ 2 ①の維持管理に関わる平成 24 年度の決算と平成 26 年度の予算 (単位千円 共に千円未満切り捨て)

街路樹と植栽帯別に費用が算出できない場合は、合算費用を合計欄に記入

ア H24 街路樹維持費決算 (千円) イ H24 植栽帯維持費決算 (千円) ア、イの合計 (千円)

ウ H26 街路樹維持費予算 (千円) エ H26 植栽帯維持費予算 (千円) ウ、エの合計 (千円)

- 2 ④ 貴団体の平成 24 年度の街路樹等の整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事がありましたか。(選択)

① 特にない ② あった (その場合の内容記述)

3 公共施設緑化について

公共施設緑化 (屋上緑化、みどりのカーテン、校庭芝生化も含む) に関わる平成 24 年度の決算と平成 26 年度の予算 (単位:千円共に千円未満切り捨て) を伺います。事業内訳がわかる場合は記載して下さい。

4 一般会計に占める公園緑化決算の割合について

貴団体 (貴局、貴支庁) の一般会計に占める公園緑化関係決算の割合 (小数第 1 位まで、小数第 2 位を四捨五入) を伺います。

注) ここに言う公園緑化関係とは、公園の用地、調査、整備、維持管理、保全、管理運営関係費で人件費は除きます。

※アンケート送付後、表現等があいまいな部分を追加訂正したものも含まれる。

が、とりあえず総括窓口と思われるセクションにお願いした上で、後日、メールにより回答担当の確認を行った。さらに、回答を失念した自治体には当協会委員が訪問して回収するようにした。

アンケートの対象は、東京都3局（建設局、環境局、港湾局）、特別区（23区）、市町（島しょ除く）（28市町）、島しょ（2支庁、2町）の58箇所とした。これは都の緑政に加え、緑の基本計画の策定主体である自治体の現状を考慮したためである。回答は1市1町（1市は未回答、1町は回答不能が理由）を除き回答を得た。

2. 調査の結果

A 1. 緑の基本計画について

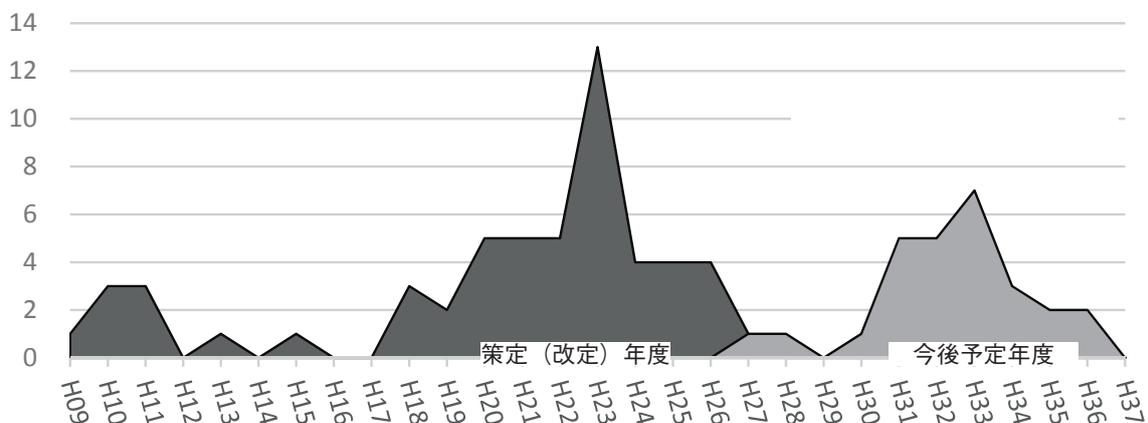
まとめ

東京の区市町村は、23区、26市、5町、8村あるが、このうち緑の基本計画は23区、26市、2町（51団体）で策定済みで、都市緑地法への改正のあった平成16年度以降の10年間に全体の80.4%が策定した。今後、改定を見込む団体は28団体で、実施ピークは平成33年度前後となっている。一方、改定が未定である団体も43.1%と多い。

設問1-① 「緑の基本計画」の最新の策定（改定）年月

緑の基本計画は、正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、旧都市緑地保全法の改正過程（平成6年）で制度化された。平成16年、都市緑地法に名が改められた折りに、この計画項目が追加整理され、ほぼ現在の制度内容を持つに至った。策定の主体は区市町村であるが、都市計画区域を対象としているので、すべてが策定団体に該当するわけではない。

東京では、策定対象としての自治体は23区、26市、5町、8村（以降 策定対象団体と呼ぶ）があるが、今回の調査では23区、25市、2町の50団体より回答を得た。このうち1市1町は回答がないか回答不能であったが、1市は既に策定していることがわかっているため、結果、島しょと1町1村を除く区市町（51団体）はすべて緑の基本計画を策定していることがわかった。策定のピークは平成23年度である。



グラフ1 緑の基本計画の策定（改定）年度と今後予定されている改定年度

東京の緑化動向

設問1-② 今後予定されている改定年度

31 団体より回答を得た。改定年度を明記したのは 28 団体で、そのピークは平成 33 年度である。策定年次のピークが平成 23 年度であることを考慮すると、概ね 10 年で改訂する傾向が見られる。

一方、改訂が未定である 3 団体を含め、22 団体（策定団体全体の 43.1%）が改定を行う年度を定めていない。

A 2. 緑被率について

まとめ

緑被率は、各自治体が時点を合わせて調査を行っていないので、ある時点での東京全体の実態は不明である。

参考：平成 25 年の都のみどり率の実態調査では、都全域では 50.5%、区部では 19.8%、多摩部では 67.1%であった。

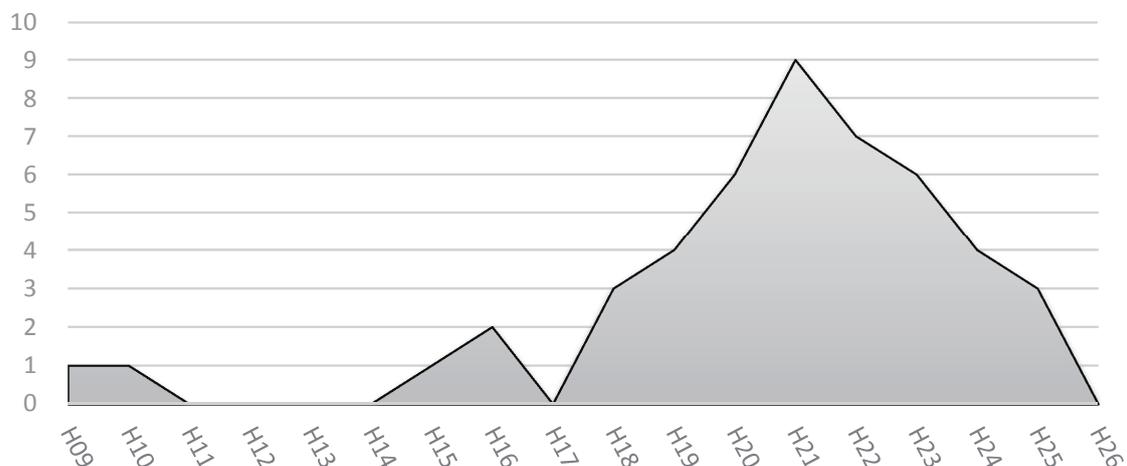
※緑被率とは、樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合。

みどり率は、これに裸地（運動場など）や水面を加えた面積割合で、実際の緑でない公園部分についても含める。都では緑の現状を表すのに緑被率よりも概念の広い「みどり率」を採用している。

設問2 緑被率について

「緑被率」の調査時期は、グラフ1とグラフ2を比較してみても、緑の基本計画の策定との連動性が高い。これは計画策定には実態調査が欠かせないからで、今後も改定の動きに合わせて緑被率の調査が行われると推測される。回答から得られたデータは、測定年次がそれぞれ異なるので、同列に比較するのは困難である。

こうした年次によるバラツキをとりはらって単純に集計すると、グラフ3のようになる。各自治体の最新の状況をすべて把握するのは難しいが、都では広域的な観点から平成 26 年 9 月に、みどり率の調査結果（平成 25 年分）を発表した。詳しくは、「I 施策の動向」を参照されたい。



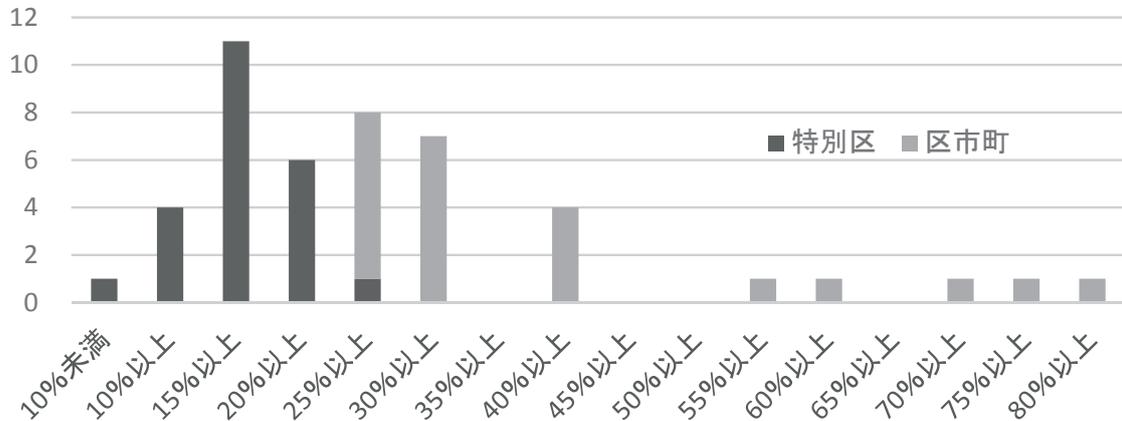
グラフ2 緑被率の調査年度

表3 緑の基本計画について（策定（改定）：● 改定予定：★）

団体	策定（改定）年月	改定予定年度	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
千代田区	H10.3	未回答	●																													
中央区	H21.3	H30																														
港区	H23.3	H32																														
新宿区	H21.2	未定																														
文京区	H11.3	H31																														
台東区	H24.3	未回答	●																													
墨田区	H23.2	H37																														
江東区	H19.7	未定																														
品川区	H24.6	未回答																														
目黒区	H18.10	H27																														
大田区	H23.3	未回答																														
世田谷区	H20.3	H29																														
渋谷区	H16.3	未回答																														
中野区	H21.8	H30																														
杉並区	H22.5	未回答																														
豊島区	H23.3	H32																														
北区	H22.3	未回答																														
荒川区	H21.3	未回答																														
板橋区	H23.3	H33																														
練馬区	H21.1	H30																														
足立区	H19.3	未回答																														
葛飾区	H11.6	未回答																														
江戸川区	H25.4	未回答																														
八王子市	H22.3	H31																														
立川市	H11.3	H32																														
武蔵野市	H20.4	H31																														
三鷹市	H24.3	未回答																														
青梅市	H26.5	未回答																														
府中市	H21.8	未回答																														
昭島市	H23.3	H34																														
調布市	H23.3	H32																														
町田市	H23.6	H33																														
小金井市	H23.3	H32																														
小平市	H22.3	H31																														
日野市	H13.6	H26																														
東村山市	H23.3	H32																														
国分寺市	H23.3	未回答																														
国立市	未回答	未回答																														
福生市	H26.3	未回答																														
狛江市	H25.3	H31																														
東大和市	H11.10	H30																														
清瀬市	H23.3	H32																														
東久留米市	H25.4	H35																														
武蔵村山市	H25.3	H34																														
多摩市	H24.9	未回答																														
稲城市	H24.3	H33																														
羽村市	H26.3	H30																														
あきる野市	H12.3	未回答																														
西東京市	H18.6	H35																														
瑞穂町	H11.3	未回答																														
日の出町	H22.8	未定																														
大島町	未回答	未回答																														
八丈町	未回答	未回答																														

東京の緑化動向

※今回の調査では、「みどり率」での回答は青梅市の80.3%のみで、世田谷区は緑被率22.9%に加え、みどり率24.6%も示した。



グラフ3 緑被率の分布

A 3. 緑の保全について

設問3-① 緑の保護、保全を行っている緑地面積

まとめ

都区市町を合わせた保全系緑地の総合計は、13,366,179㎡である。

内訳

環境局条例の「保全緑地」7,579,414㎡、都市緑地法「特別緑地保全地区」合計21団体2,026,206㎡、都市緑地法「市民緑地」8団体98,890㎡、自治体の「条例による保全を目的とした緑地」27団体10,536,811㎡、自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地」15団体666,388㎡

制度的に守られている樹林地の緑の実態を把握しようとするものである。その主なものとして、環境局条例の「保全緑地」、都市緑地法「特別緑地保全地区」、都市緑地法「市民緑地」、自治体の「条例による保全を目的とした緑地」、自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地」（以降 保全系緑地と呼ぶ）について調べた。

このような緑地は、今日では緑量だけでなく、文化的な意味、気象緩和に資する価値、生物多様性に貢献するものとして、存在自体が重要となっている。

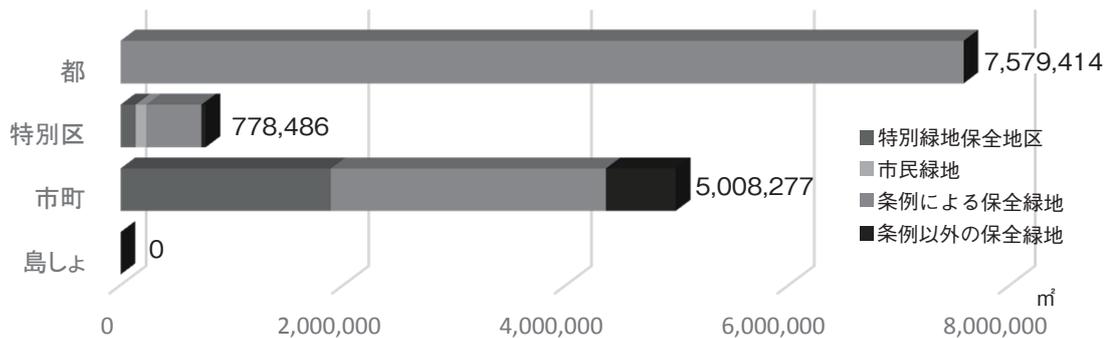
保全系緑地を施行しているのは、東京都環境局、特別区21団体、市町25団体の合計47団体（以降 保全施行団体と呼ぶ）である。

まず、保全施行団体ごとの保全系緑地の様子を見る。

東京都環境局では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて主に多摩地区を中心に7,579,414㎡を「保全緑地」に指定している。この規模は狛江市の面積よりも大きくなった。公有地化することが多く、都内の緑の保全に果たす役割は極めて大きい。

特別区では、都市緑地法「特別緑地保全地区」の指定が7区 134,812㎡、都市緑地法「市民緑地」の指定が6区 95,080㎡、条例による保全を目的とした緑地が7区 495,431㎡、条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地が3区 38,064㎡で、指定合計 778,486㎡であった。

市町では、都市緑地法「特別緑地保全地区」の指定が14市町 1,891,394㎡、都市緑地法「市民緑地」の指定が2市町 3,810㎡、条例による保全を目的とした緑地が20市町 2,461,966㎡、条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地が12市町 628,334㎡で、指定合計 5,008,277㎡である。



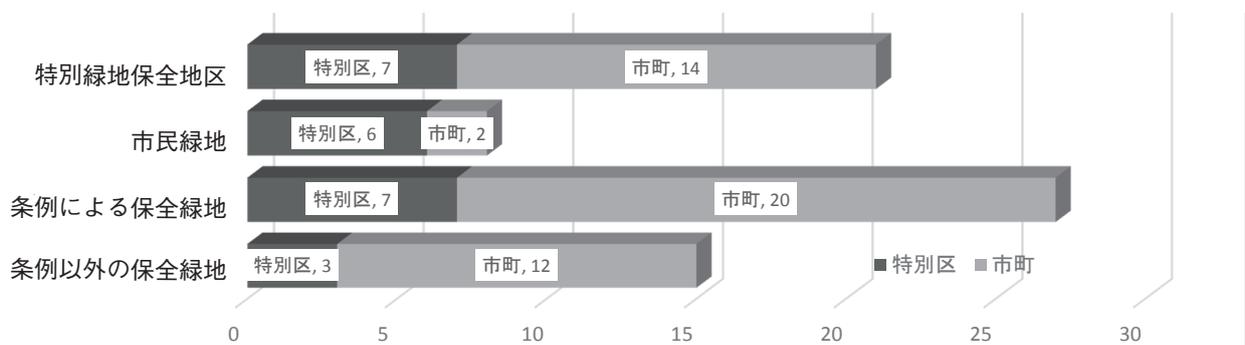
グラフ4 保全施行団体別の保存系緑地別面積

都区市町を合わせた保全系緑地の総合計は、13,366,179㎡（環境局条例「保全地区」7,579,414㎡、「特別緑地保全地区」合計21団体 2,026,206㎡、「市民緑地」8団体 98,890㎡、「条例による保全を目的とした緑地」27団体 10,536,811㎡、「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地」15団体 666,388㎡）であり、墨田区や豊島区の面積とはほぼ同規模を示す。しかし、都全体面積での割合からするとわずか0.06%である。

制度の導入状況を見ると、「特別緑地保全地区」は将来の土地の買取請求に対する自治体の負担が大きく、計21団体とまだ全体の半分にも達しないが、平成22年に策定された都区市町合同の「緑確保の総合的な方針」の影響もあって、区市町とも指定箇所は確実に増えている。

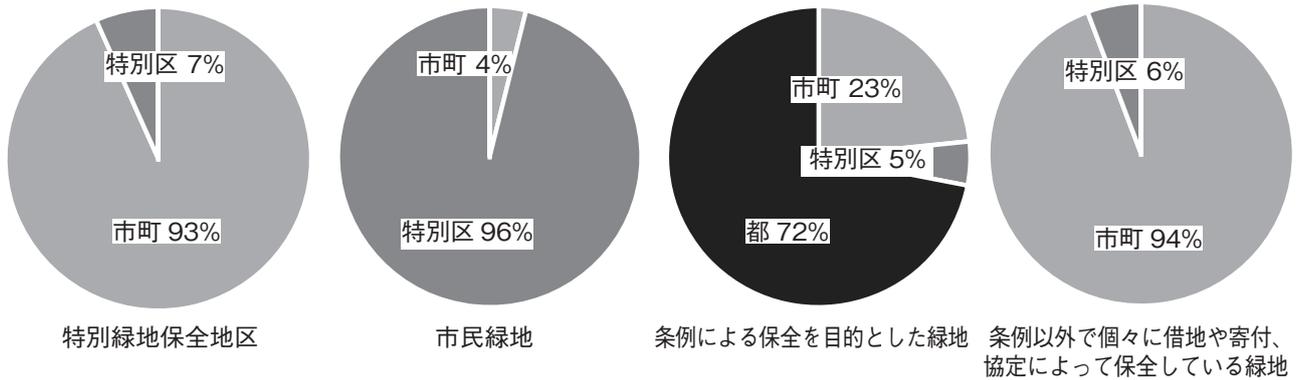
市民緑地制度は、一定面積の要件で指定・契約すると、固定資産税や都市計画税が非課税となることから、一時保全手法として有力視された。しかし、自治体にとってみれば逆に収入減になる理屈となって、現実は8団体と低迷している。

一方で、区部に比べ、比較的緑の多い市町は、独自条例の施行によるもののほか、個々に借地や寄付、協定によって保全されるケースがうかがえる。例えば保全条例の設置割合は、区部が7（30%）、市町が20（65%）と2倍以上であり、大きな特色であろう（グラフ5）。



グラフ5 保全系緑地別の施行団体数

東京の緑化動向



グラフ6 保全系緑地別面積別、保全施行団体割合

設問3-② 保護樹木、保全樹木等の指定樹木本数

まとめ

指定樹木本数は、特別区が22区15,557本、市町が25市町16,775本、合計47団体、32,332本である。

保護樹木、保全樹木等の指定制度がないか、指定の該当がない団体は都を除き1区、6市町であった。「指定基準」は、地上1.2～1.5mにおける幹周1～1.5m以上ある樹木を対象としている団体が多く、株立やつる性・攀登性の樹木については各幹周の合計や枝葉り等を基準としているものも多くみられた(表4)。

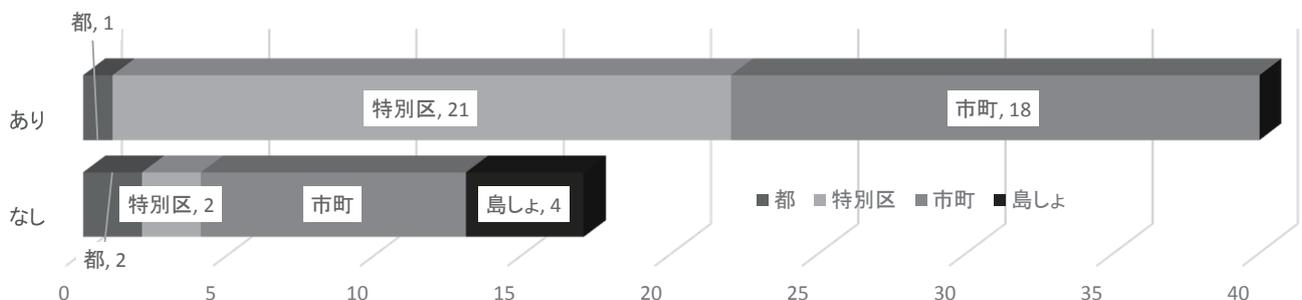
A4. 緑の普及啓発について

まとめ

緑の普及啓発のために何らかのイベント行っている団体は、都1、区21、市町18で、アンケート調査全団体の69%にあたる。

設問4① 緑の普及啓発を目的としたイベント

緑の普及啓発イベントは、都3局、特別区23区、市町(島しょ除く)27市町、島しょ2支庁、2



グラフ7 緑の普及啓発のためのイベント実施の有無

表4 指定樹木の本数と指定基準について

団体	本数	指定基準
千代田区	3	樹径（目通り）1.5m以上、樹高15m以上、健全で樹容が美観上特に優れている
中央区	0	
港区	655	地上1.2mの高さで幹の周囲が1.0m以上のもの。株立した樹木で高さが3m以上のもの
新宿区	1,081	地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上の樹木（幹が複数に分かれている場合は、幹周りの総和の7割をその幹周りとする）
文京区	700	地上1.5mの高さにおける幹の直径が50cm以上のもので、その本来の樹形を備えていること
台東区	290	ア 地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上で、健全なもの イ つる性樹木のうち枝葉の面積が20㎡以上で、健全なもの
墨田区	143	樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であり、生育状況が健全であること。 生垣：高さ1m以上、総延長30m以上で道路に面しており、生育状況が健全であること。
江東区	162	特に自然環境の保護並びに美観及び風致を維持するため必要があると認められ、高さが12m以上又は地表から1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上であること
品川区	303	樹木：地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上の立木
目黒区	530	樹木については、次のいずれかに該当すること。 (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲（幹が枝分かれしている場合又は株立ちしている場合は、それぞれの幹の周囲の合計の10分の7の長さ）が0.8m以上であること。 (2) 高さが15m以上であること。 (3) 木本つる性植物で、枝葉の面積が30㎡以上であること。
大田区	1,035	共通 1. 健全で適切な維持管理が行われており、自然樹形を有するか、一般的な樹木としての樹形が保たれていること。 2. 倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがないこと。 3. 植栽によるものは、当該植栽から5年以上経過していること。壁面緑化・生垣造成時に区の助成を受けたものは、要綱に定められているとおり、工事終了後5年間の状況報告が毎年されていたこと。 ①保護樹木：地上1.5mの高さの幹の周囲が1.25m以上 ②特別保護樹木：景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木
世田谷区	1,825	保存樹林地指定区域内の樹木は除く 地上1.5mの高さで幹回り1.2m以上の樹木で樹形が良く、樹勢があり、位置等を考えて（例：隣接地に接している樹木は対象外）決定する
渋谷区	585	・地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木（H26.4.1現在） ・株立ちした樹木で高さが3m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積が30㎡以上のもの ・並木状に列植された樹木で延長が30m以上、かつ樹高が4m以上のもの
中野区	314	地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上
杉並区	1,663	保護樹木：次に掲げる樹木等のいずれかに該当するもの (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木 (2) 株立ちした樹木で幹の根元周りが1.5m以上ある樹木 (3) 枝葉の面積が30平方m以上あるつる性の樹木 貴重木：次に掲げる樹木のいずれかに該当し、樹容が優れており、かつ、良好な管理がなされたもの (1) 1.5mの高さにおける幹の直径が0.9m以上ある樹木 (2) 枝葉の面積が50平方m以上あるつる性の樹木 (3) 同一樹種中特に大きい樹木又は区内で良好に生育していることが生態的に珍しい樹木 (4) 地域における象徴的な存在として、良好な景観の形成に寄与している樹木
豊島区	357	地上1.5mの高さで幹周りが125cm以上であること
北区	434	・1.5mの高さにおける幹周りが1.5m以上で高さが15m以上であること。 ・登はん性樹木については、枝張りの面積が30㎡以上あること。 ・歴史的由緒又は希少価値のある樹木で区長の認めるもの。
荒川区	212	保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの 保護樹林：樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの
板橋区	1,802	東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則（第3条関係） 別表 保存すべき樹木等指定基準 保存樹木等指定及び管理助成細則
練馬区	1,212	地上1.2mにおける幹の周長1.5m以上の樹木
足立区	552	保存樹木：樹木の高さ10m以上、地上1.2mにおける幹周りが1.5m以上 このほか、保存樹林19か所38,381㎡ 保存樹林：樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上
葛飾区	1,355	保存樹木：1m50cmの高さで幹の直径が35cm以上のもの。（幹回り1m10cm以上） 保存樹林：500㎡以上のもの。
江戸川区	344	(1) 高さ1.5mにおける幹径50cm以上の樹木で、活力評価3以上のもの (2) 樹齢、歴史、いわれ等からみて区長が保護する必要があると認める樹木 (3) 前各号に準ずるものとして、区長が保護する必要があると認める樹木
八王子市	—	
立川市	481	地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、高さが10m以上 健全で、かつ樹容が美観上すぐれているもの
武蔵野市	2,147	(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること。 イ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.3m以上であること。 ロ 樹高が10m以上であること。 ハ 株立ちした樹木で、高さ3m以上であること。 ニ 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること。 ホ 老木・名木・希少木など、市長が特に保護することが必要であると認めた樹木 (2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、その集団の面積が300㎡以上であること。 (3) 生垣については、次のイ及びロに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること。 イ 幅員4m以上の道路に接した生垣で、延長が5m以上あり、おおむね高さが0.6m以上であること。 ロ 新設して3年以上経過していること。

東京の緑化動向

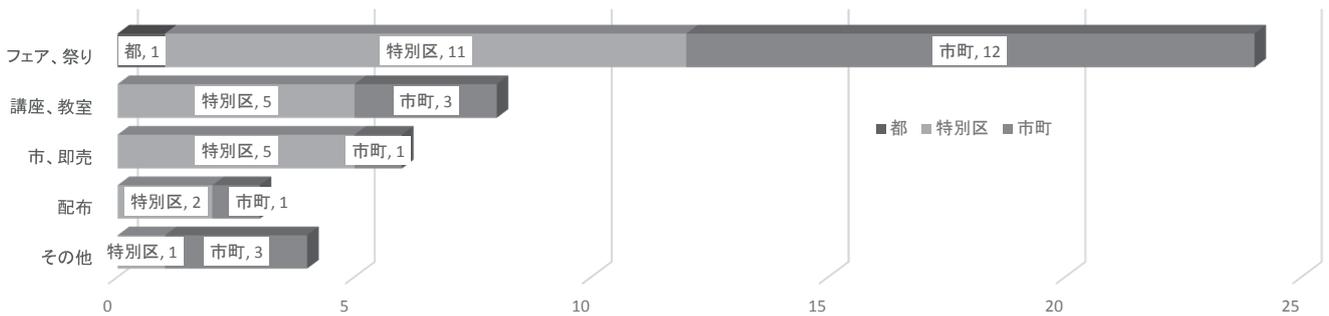
団体	本数	指定基準
三鷹市	655	高さがおおむね 15 m以上の樹木又は 1.5 mの高さにおける幹の周囲がおおむね 1.5 m以上の樹木
青梅市	0	
府中市	2,111	健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること ア 地上から 1.2 mの高さにおける幹の周囲が 1 m以上あること イ 高さが 10 mいじょうであること ウ 株立ちした樹木で高さが 3 m以上あるもの エ 希少価値があり、かつ、珍重性に富むもの
昭島市	122	地上高 1.5 mの幹回りが 1.5 m以上。樹高 10 m以上。
調布市	4,902	①幹回りが 1 m 以上あり、樹形が優れているもの ②高さが 10 m 以上あり、樹形が優れているもの ③株立ちした樹木で、高さが 3 m 以上あり、樹形が優れているもの ④はん登性の樹木で、枝葉の面積が 20㎡以上あるもの
町田市	58	①幹の周囲が 1.2 m以上 ②高さ 15 m以上 ③株立ち 高さ 3 m以上 ④つる性枝葉の面積 3 0㎡以上 ⑤希少価値があり、珍重性に富む ⑥町田市名木百選に選定されている（生きている） ⑦古木で歴史的に由緒あるもの
小金井市	789	地上 1.5m の高さにおける幹周が 1.5m 以上であること
小平市	1,221	幹の太さが地上から 1.5 mの位置で、周囲 1.5 m以上であり、高さが 15 m程度以上
日野市	132	日野市緑の保護育成に関する要綱及び日野市みどりの保護育成に関する補助金要綱による。（樹木の高さ 15 m 以上で、1.5 m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上又は市長が貴重植物と認める樹木）
東村山市	483	(1) 保存樹木 次のいずれにも該当すること。 ア 地上 1m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。 イ 高さが 10m 以上であること。 ウ 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 エ 管理が適正に行われていること。 (2) 特別保存樹木 前号ア及びイのいずれにも該当せず、かつ、次のいずれかに該当すること。 ア 歴史上、風土上及び景観上の配慮から保存が必要とされている樹木であって、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること。 イ 防風林又は屋敷林として列植されている樹木で、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること。
国分寺市	341	ア 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること イ 高さが 15m 以上であること ウ はん登性樹木で枝葉の面積が 30㎡以上あること
福生市	185	樹高が 10m 以上あり、かつ地上高 1.5m の幹周が 1m 以上ある樹木
狛江市	468	(1) 樹木について、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m 以上であること。 イ 高さが 10m 以上であること。 ウ 株立ちした樹木で、枝葉の面積が 20㎡以上であること。 (2) 樹林については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 当該地域の面積が 330㎡以上であること。 イ 生け垣をなす樹木の集団で、その長さが 15m 以上であること。
東大和市	151	高さ 10m 以上 幹の直径が 50cm 周囲の住環境を損なわない状態であり、美観上すぐれている
清瀬市	54	樹形が優れており、次の各号のいずれかに該当するもの（清瀬市みどりの環境をつくる条例施行規則 第 5 条） (1) 地盤面より 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。 (2) 樹高がおおむね 15m 以上であること。 (3) 古木、名木、稀少木、その他市長が特に保護することが必要と認める樹木。
東久留米市	598	樹木の高さ：10m 以上 幹回りの直径：50cm 以上
武蔵村山市	104	高さが概ね 10 m 以上で、地上から 1.5 m の高さにおける幹の周囲がおおむね 1.5 m 以上であること。周囲の住環境を損なわない状態にあり、かつ、美観上優れていること。
多摩市	115	保存樹木については次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの ア 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上であるもの イ 高さが 12m 以上であるもの ウ 株立ちした樹木で、高さが 3 m 以上であるもの エ はん登性樹木で、枝葉の面積が 25㎡以上であるもの
稲城市	234	(1) 樹木については、健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもので、かつ、樹高約 10m、幹の直径が地上 1 m の高さにおいて約 0.5m(周囲約 1.5m) あるもの又はその他樹木の特性により稲城市自然環境保全審議会が必要であると認める樹木であるもの (2) 樹林については、個々の樹木が健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもの
羽村市	25	(2) 保存樹木 次に掲げるいずれかの要件を満たしている樹木とする。 ア 地上から 1.5m の高さにおける幹の周囲が 2 m 以上で、かつ、周囲の生活環境をそこなわない状態で管理されているもの イ 地上から 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1 m 以上で、樹高が 5 m 以上であり、かつ、市内に数少ない種類で保存価値のあるもの
あきる野市	193	※あきる野市では、保存樹木という。 次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹木の形容が美観上すぐれているもの ア 1.5m の高さにおける、幹の周囲が 1.5m 以上であるもの イ 高さが 15m 以上であるもの ウ 株立ちした樹木で高さが 3m 以上であるもの
西東京市	1,046	1.5 m の高さにおける幹の周囲が 1.5 m 以上のもの 高さが 15 m 以上のもの 株立ちした樹木で、高さが 3 m 以上のもの はん登性樹木で、枝葉の面積が 30㎡以上のもの その他特異な樹木であって、高さが 3 m 以上あり、保存するに値するもの
瑞穂町	84	屋敷林：1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上の樹木が 3 本以上ある樹林集団 樹林：高さが 15m 以上又は 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上
日の出町	76	日の出町名木一覧より

市町の57団体から回答を得、イベント「あり」が40、「なし」17となった。

「あり」と回答したのは、都1局、特別区21区、市町18市町で、特別区での実施率が際立って高い。

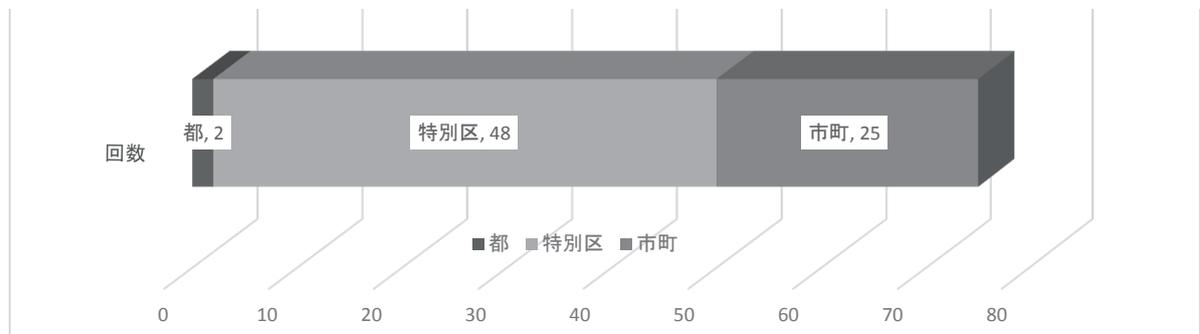
設問4② 正式なイベント名と開催時期

多様なイベント名が記載されたが、フェア・まつりなどが24件、講座・教室などが8件、植木市・即売会など8件、苗などの配布3件となった。そのほか、スタンプラリーや散策会、コンクール、募金、花植事業などの回答もあった。



グラフ8 緑化啓発イベントの内容

年間開催回数は、12回（毎月）1団体、7回1団体、5回1団体、4回2団体、2回15団体、1回20団体で、団体別にまとめると都が2回、特別区48回、市町25回である。



グラフ9 緑化啓発イベントの年間開催回数

設問4③ 区民、市町民から緑の相談を受けた場合の対応

まとめ

専門分野の知識が必要な相談について、受けた担当が答える（課内）21、詳しい者を呼んで答える（課内）22件、行政区内の緑の相談所、類する専門施設に回す13件、行政区域外の他の専門施設を紹介する2件、関係業者を紹介する10件、対応していない、対応が難しい2件となった。

東京の緑化動向

表5 緑の普及啓発について（イベント等開催機関におけるイベントの名称と開催時期）

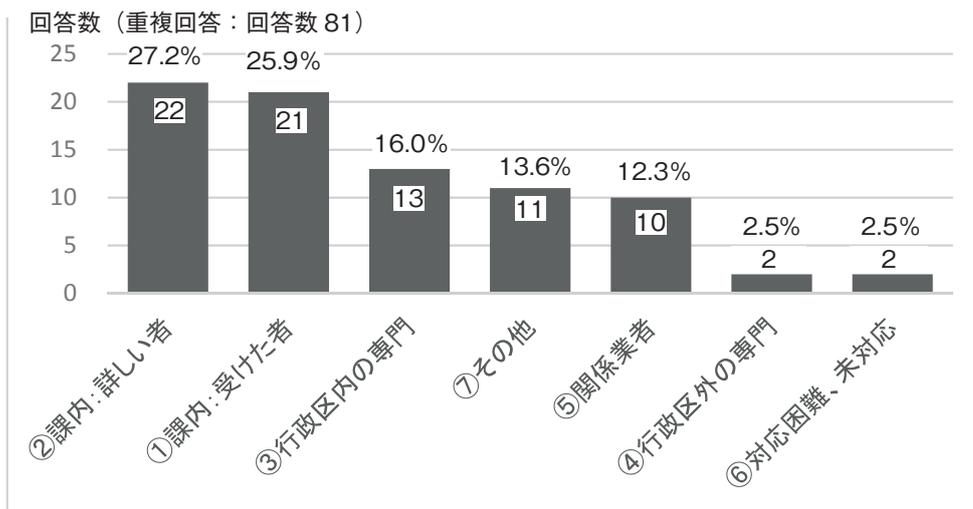
団体	有無	内容
東京都建設局	なし	
東京都環境局	なし	
東京都港湾局	あり	①秋の海の森まつり（H26.9.23～11.24） ②春も実施予定
千代田区	あり	①ゴーヤとハーブの苗木配布：6月
中央区	あり	①花と苗木の即売会：5、10月
港区	あり	①植木市：5月 ①区民まつり：10月 ②園芸講座：6月、12月
新宿区	あり	①緑と花の展示会：11月
文京区	あり	①植物講演会7月 ②巨木スタンプラリー10月 ③自然散策会：春（3月）・秋（11月） ④園芸教室：12月
台東区	あり	①花と緑のふれあい広場：3月
墨田区	あり	①緑と花の学習園さくらまつり：4月 ②「みどりの日」イベント：5月 ③すみだ環境フェア：6月 ④緑と花の学習園菊まつり：11月
江東区	なし	
品川区	あり	①みどりの園芸講座：11月
目黒区	あり	①エコ・園芸生活講座：毎月
大田区	あり	①緑の講習会：年度で異なる ②緑のカーテン講習会：4～5月 ③プランター菜園講習会：年度で異なる ④ベランダ緑化講習会：年度で異なる ⑤18色の緑づくり支援講習会：4～7月、9～10月 ⑥ガーデニング教室：11月
世田谷区	あり	①せたがやガーデンフェア：5月
渋谷区	あり	①渋谷くみんの広場：11月
中野区	あり	①中野区花と緑の祭典：5、10月
杉並区	あり	①みどりのイベント：5月
豊島区	あり	①いのちの森苗木・つる植物配布：6月、10月
北区	あり	①区民植木市：4月、10月
荒川区	あり	①尾久の原公園シダレザクラ祭り：4月 ②あらかわバラの市：5月
板橋区	あり	①グリーンフェスタ：4月
練馬区	なし	
足立区	あり	①しょうぶまつり：6月 ②梅まつり：3月
葛飾区	あり	①かつしか環境・緑化フェア：6月
江戸川区	あり	①緑のフェスティバル：4月 ②えどがわ花と緑のフェア：10月
八王子市	あり	①環境フェスティバル：6月
立川市	あり	①立川グリーンウィーク2014（毎年）緑化まつり：4月
武蔵野市	あり	①環境フェスティバル：11月
三鷹市	あり	①ガーデニングフェスタ：10月
青梅市	なし	
府中市	なし	
昭島市	あり	①環境緑花フェスティバル：4月
調布市	あり	①調布市緑と花の祭典：4月、10月
町田市	あり	①町田市花壇コンクール：4、9月
小金井市	あり	①自然保護教室：3月
小平市	あり	①こだいらグリーンフェスティバル：5月
日野市	なし	
東村山市	あり	①東村山市緑の祭典：4月、11月（年2回）
国分寺市	なし	
福生市	あり	①ふっさ環境フェスティバル：6月
狛江市	あり	①花と緑の即売会：4月、11月
東大和市	なし	
清瀬市	あり	①カタクリまつり、さくらまつり：3月
東久留米市	なし	
武蔵村山市	あり	①緑の募金：10月
多摩市	あり	①花壇作り講習会：5月、9月
稲城市	なし	
羽村市	あり	①羽村市産業祭（苗木配布）：11月 ②みどりの環境教室：11月
あきる野市	あり	①あきる野市環境展：5月
西東京市	なし	
瑞穂町	あり	①春の花植事業：6月 ②秋の花植事業：10月
日の出町	なし	
大島支庁	なし	
大島町	なし	
八丈支庁	なし	
八丈町	なし	

本設問は、専門分野の知識が必要な相談について、各自治体はどのように処理し、行政サービスを行っているか、緑化関係組織の変容の著しい時代にあって、取り組み状況を明らかにするために行った。回答は複数回答可として、その他については記述を求めた。

結果は、設問順に、①受けた担当が答える（課内対応する）21件、②詳しい者を呼んで答える（課内対応する）22件、③行政区域内の緑の相談所、類する専門施設に回す13件、④行政区域外の他の専門施設を紹介する2件、⑤関係業者を紹介する10件、⑥対応していない。または対応は難しい2件、⑦その他11件であった。⑦その他は、「相談内容による」「相談内容による。所管内容であれば対応、その他の場合はケースバイケース」など、内容に応じて対応が異なるとの回答があった。

総じて①②③が半数程度と考えられるが、こうした処理ができるのは相応の組織や人材の配置があるということになる。一方で、答を外部に委ねる、あるいはケースバイケースで処理する等、専管的に扱うことが難しい状況も少なからず見受けられた。

記述での例として、「区内に建築物を新設又は増改築された時の緑化相談、課内対応」「市立公園・緑地に関することは指定管理者対応、その他は課内対応」などが示され、「緑化相談協力業者を紹介する」、「運用しているサイトのコンテンツ「みんな de 解決！園芸相談」を案内する」などの回答も見られた。



グラフ 10 緑化相談に対する対応

A 5. 重点施策について

設問 5 平成 26 年度の具体的な重点緑化施策

まとめ

緑化重点施策は、調査団体の 8 割が掲げ、公園緑地整備、市民参加と普及啓発、緑地保全が三大大事項となったものの、生物多様性、ネットワーク、まちなかの緑化もキーワードである。

その時代の緑化動向は、その自治体の掲げる緑化重点施策と密接に関係すると考えられることから、今回から継続的に追跡することとした。最大 3 事項までの記述回答とし、37 団体から回答を得た。重点施策の回答について、その内容をいくつかの分野に分けて整理すると、「公園緑地整備」に関

東京の緑化動向

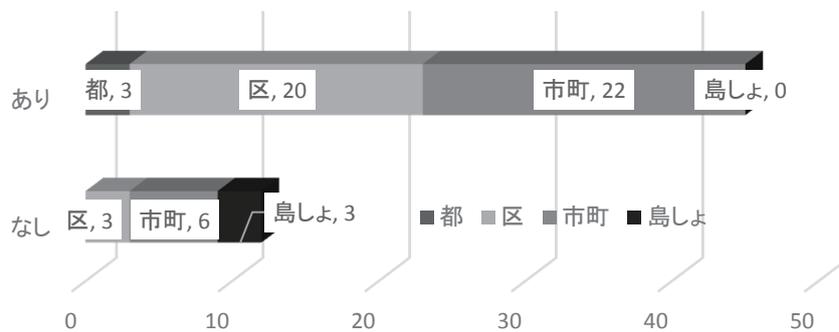
表6 緑化相談に対する対応一覧

団体	①課内： 受けた者	②課内： 詳しい者	③区域内 専門施設	④区域外 専門施設	⑤関係 業者	⑥対応し ていない	⑦その他
東京都建設局			●	●			
東京都環境局							●
東京都港湾局		●					
千代田区							●
中央区	●						
港区	●	●					
新宿区	●						
文京区		●			●		
台東区	●	●			●		●
墨田区	●		●				
江東区							●相談内容による
品川区		●					
目黒区		●					
大田区							●
世田谷区	●	●	●				①②③の順に対応
渋谷区							●区内に建築物を新設又は増改築された時の緑化相談、課内対応
中野区					●		
杉並区	●	●	●				
豊島区		●					
北区			●				
荒川区	●	●					
板橋区			●				
練馬区			●				
足立区							●運用しているサイトのコンテンツ「みんな de 解決！園芸相談」を案内する
葛飾区		●	●		●		
江戸川区		●	●		●		
八王子市	●	●	●		●		
立川市			●				
武蔵野市	●	●			●		
三鷹市	●						
青梅市	●						
府中市				●			
昭島市	●						
調布市	●	●			●		
町田市	●	●					
小金井市	●						
小平市	●						
日野市			●				
東村山市	●						
国分寺市					●		
国立市							
福生市		●					
狛江市							●緑化相談協力業者を紹介する
東大和市	●	●					
清瀬市		●					
東久留米市	●						
武蔵村山市		●					
多摩市			●				
稲城市							●市立公園・緑地に関することは指定管理者対応。その他は課内対応
羽村市	●						
あきる野市		●					
西東京市		●					
瑞穂町						●	
日の出町		●					
檜原村							
奥多摩町							
大島支庁							●相談内容による。所管内容であれば対応、その他の場合はケースバイケース
大島町							●前例がない
八丈支庁						●	
八丈町							
	21	23	13	2	9	2	4

都区市町村の緑化動向

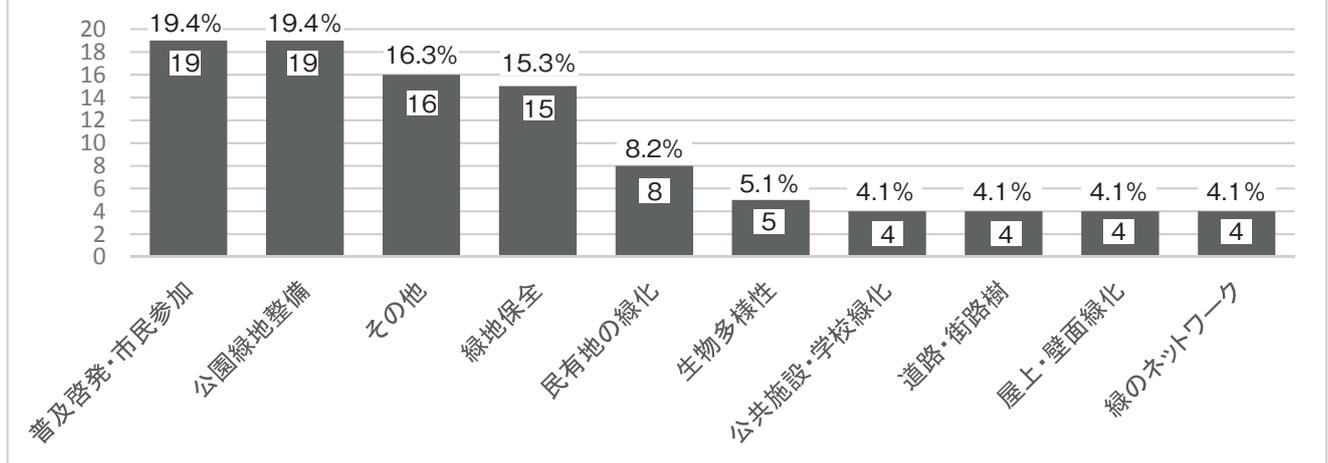
するものが19件、「普及啓発、市民参加」19件、「緑地保全」15件、「民有地の緑化」8件、「生物多様性」5件などがあり、「公園や水と緑などのネットワーク」「屋上・壁面緑化」「道路・街路樹」「公共施設・学校緑化」4件となった。

しかし、施策は立場や地域事情によって当然に異なる。例えば都環境局では生物多様性に関する取り組みを重視し、海上公園では他に見られない資源循環への取り組みを掲げている。特別区ではまちなかの緑化推進（地区計画による緑化、町会自治会との花づくり連携、緑のカーテン）、ボランティア、リニューアル、イノベーションといったキーワードが散見する。多摩地区では、拠点整備を着々と進める団体がある一方、今ある緑の保全（農地を含む）や維持管理への関心も高い。地域に根ざした市民参加による緑化も鍵である。



グラフ 11 重点施策の有無

回答数（重複回答：回答数 98）



グラフ 12 重点施策の内容

東京の緑化動向

表6 重点施策の内容

団体	内容
東京都建設局	○都立公園の整備拡張による水と緑のネットワーク化の推進 ○生物多様性に配慮した公園づくり
東京都環境局	(1) 保全地域における希少種の保全策の強化 (2) 生きものの生息空間の確保にむけた在来種植栽の推進 (3) 生物多様性体験活動等を通じた生物多様性の普及啓発
東京都港湾局	・海の森公園の整備 ・生物多様性に向けた海上公園の整備・改修 ・海上公園を拠点とした資源循環の推進
千代田区	・千代田区緑化推進要綱による緑化の推進 ・地区計画(緑化率の最低限度)による緑化の推進
中央区	・まちづくりとともに緑とオープンスペースの拡充 ・水と緑のネットワーク形成 ・緑の質の充実
港区	生物多様性に配慮した緑化
新宿区	みどりの推進モデル地区の指定 屋上緑化等推進モデル地区の指定
文京区	特になし
台東区	具体的な施策はございません
墨田区	・町会や自治会を対象に視覚的効果のある場所へプランターやハンギングバスケット、花壇を設置する「緑と花のまちづくり推進地域制度」では、既設置地域へプランターを増設する。 ・緑のカーテン普及啓発のため、区民を対象とした「緑のカーテンコンテスト」実施。 ・区が以前屋上緑化施設を設置した区立小学校において、屋上緑化施設の枠が破損したため、補修工事を行う。
江東区	・学校等公共施設の緑化 ・街路樹の充実 ・区民によるベランダ緑化
品川区	1. 区民のみどりづくりを支援する ①区民による緑化運動の推進 ②みどりの保全と育成の支援 ③みどりとふれあう場所づくり 2. 公共のみどりを増やす ①公共施設の緑化推進 3. 区民とともに公園を育てる ①特色ある機能的な公園の整備 ②多様な公園管理の推進 ③身近で親しみのある公園づくりの推進
目黒区	目黒区生物多様性地域戦略の策定 郷土種植生調査・育成方針作成 みどりの実態調査
大田区	・公園緑地の整備 ・18色の緑づくり(地域の方に、特別出張所単位で花を選び、育てていただく取組み) ・緑の基本計画「グリーンプランおおた」の推進
世田谷区	・民有地のみどりのみずの保全・創出 ・公園緑地の整備 ・緑の普及啓発

団体	内容
渋谷区	
中野区	年度ごとに重点緑化施策は定めていない
杉並区	○みどりの保全 ・屋敷林をはじめとする貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引継ぐため、保護指定制度の充実や、市民緑地の設置、緑地保全モデル地区での保全に取組む。 ○馬橋公園の整備 ・区立馬橋公園に隣接する国家公務員宿舎の廃止に伴い、公園の拡張用地として取得し、防災機能を高めることにより地域の防災性の向上を図るとともに、より多くの方に利用される公園となるよう整備する。 ○(仮称)荻外荘公園の整備 ・屋敷林としての形態を残し、荻外荘の持つ歴史的・文化的価値を最大限活用し、住宅都市杉並の歴史を代表する良質な邸宅として後世に引継いでいく。また、大田黒公園や角川庭園など周辺施設との連携や回遊性に留意しつつ、多くの人が集い、交流する場となるよう整備・活用していく。
豊島区	公園整備
北区	・緑化推進モデル地区を指定し、緑化を進める。(東田端、昭和町地区)
荒川区	①区民が主体となって行う花壇づくり事業 ②地域の「みどりの伝道師」を養成する園芸講座 ③路面電車敷道及びその周辺で実施しているバラの植栽事業とその維持管理の担い手となるボランティアの普及
板橋区	保存樹林・樹木制度による緑の保全 緑化指導による緑化・緑化助成制度による緑化支援 公園の整備・リニューアル 緑の保全方針に基づく、樹林地、農地の保全
練馬区	樹林地を活用した啓発事業
足立区	・パークイノベーション 公園の基本計画である「あだち公園☆いきいきプラン」の推進計画。個性に乏しいと言われる公園に特色を持たせ、より魅力的なものとしていく取組み。 ・みどりのカフェ・みどりのねっこの運営 緑のサポーターが寄せ植え等をしながら交流したり、専門家から学べる講座を実施。また、みどりのサポーターがインターネットで交流できるサイトを運営。
葛飾区	緑と花のまちづくり
江戸川区	・新川修景整備(新川千本桜計画によるサクラ植栽) ・葛西防災公園整備

都区市町村の緑化動向

団体	内容
八王子市	公有地化された特別緑地保全地区の保全と活用のため、市民との協働により整備し、地域の活性化に資する。 東京都と民間主体との協働による緑地保全モデル事業への協力することにより、緑地保全事業と自然環境保全に関する普及啓発を図る。
立川市	既存の緑の保全
武蔵野市	・水と緑のネットワーク事業 ・維持管理ガイドラインの策定
三鷹市	1 緑の市民活動の支援を行う「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」 2 民有地における緑化の指導、接道部緑化助成、保存樹木の保全 3 公園・緑地の整備、維持管理
青梅市	
府中市	府中市地域まちづくり条例に基づき緑化協議を行い緑地の保全・緑化の推進を図る ・水と緑のネットワークの拠点において、地域の核となる公園づくりを、地域住民参加によるワークショップを行い市民と協働して取り組んでいる インフラ管理ボランティア制度を活用し、市民や事業者との協働により、公園緑地等の管理を行い、市民にとって親しみの持てる空間づくりに取り組んでいる
昭島市	・崖線の公有地化・保全 ・奥多摩・昭島市民の森における市民向け環境学習講座（森林教室） ・緑化補助制度（生垣造成・屋上緑化・壁面緑化）
調布市	地域の緑を豊かにすることを目的に、市内の空き地などに、花苗等を植え、花を咲かせる2人以上で構成された市民グループに対して、その活動に要する経費の一部を補助する事業「花いっぱい運動」を実施しています。
町田市	・みどりの拠点整備（町田薬師池公園西園、町田薬師池公園北園、三輪緑地等の用地取得・実施設計等） ・芹ヶ谷公園再整備（用地測量・基本計画策定） ・第二次野津田公園整備（用地取得（公社）、拡張区域都市計画決定）
小金井市	みどりを育む仕組みづくり みどりの保全 みどりの創出
小平市	・屋敷林やまとまりのある樹林地を、将来にわたり保全し、次世代へ引き継いでいく。 ・道路沿いのみどりを増やすことを重視して、どこからでもみどりが見えるよう、緑化の推進を図る。 ・地域のみどり豊かなイメージをけん引するため、市民生活と調和した雑木林や公共施設のみどりを中心に、質の高いみどりを育てていく。
日野市	・自然度の高い緑の保全 ・農地の保全と活用 ・協働による緑の保全・創出

団体	内容
東村山市	・宅地内緑化推進 ・壁面緑化推進 ・緑化推進啓発
国分寺市	恋ヶ窪用水路、樹林地周辺地区の都市計画決定
国立市	
福生市	公園の親水化 市民参加型公園リニューアルの仕組みづくり 公園緑地の計画的・効率的・運用管理方針の策定
狛江市	・生け垣造成補助を見直し、生け垣に加えて道沿いに造成する植栽帯と花壇についても助成対象とすることとした「狛江市緑のまち推進補助金交付制度」の実施 ・緑の保全に関する条例及び施行規則を改正し、開発事業における緑化計画書の提出等の緑化指導を実施
東大和市	東大和狭山緑地（都市計画緑地）の公有地化の推進
清瀬市	・都市計画緑地に連なる緑地の公有地化 ・特別緑地保全地区の萌芽更新 ・街路樹の剪定等管理。
東久留米市	・雑木林の更新（高木・老木の伐採及び剪定）
武蔵村山市	
多摩市	1. 多摩市の緑化植物園「多摩市立グリーンライブセンター」の運営管理の更なる充実を図ること。 2. 公共、公益的な場所での市民による花壇作り等への支援と更なる普及を図ること。
稲城市	
羽村市	①新たなみどりの創出補助（生垣設置、庭木植栽、屋上緑化等に対し助成） ②保存樹林地制度の運用
あきる野市	
西東京市	○民有地のみどりの保全・創出・活用 ○市民参加による維持管理 ○開発指導等による保全・創出
瑞穂町	樹林、樹林地の保全（土地所有者又は管理者との保全協定）
日の出町	特になし
檜原村	
大島支庁	重点緑化施策の計画はありません。
大島町	特に行っていない

東京の緑化動向

表 8 東京の緑化動向調査「シートA」回答概要

(— は未記入)

項目 団体	緑の基本計画		緑被率		保全緑地等について				緑化啓発イベント有無	相談を受けた際の対応	重点施策有無	
	最新改定 (策定)年月	改定 予定年度	%	基準年月	面積 (㎡)	①「特別緑地 保全地区」	②「市民緑 地」	③条例による 保全緑地				④条例以外の 保全緑地
東京都建設局												あり
東京都環境局					7,579,414			7,579,414				あり
東京都港湾局												あり
千代田区	H10.3	—	24.0	H23.3	—	—	—	—	—	3	あり	あり
中央区	H21.3	H30	9.1	H17.3	0	—	—	—	—	0	あり	あり
港区	H23.3	H32	21.8	H24.3	0	—	—	—	—	655	あり	あり
新宿区	H21.2	未定	17.9	—	0	—	—	—	—	1,081	あり	あり
文京区	H11.3	H31	18.1	H25.3	115,205	—	1,109	114,096	—	700	あり	なし
台東区	H24.3	—	12.3	H22.7	65,000	65,000	—	—	—	290	あり	なし
墨田区	H23.2	H37	10.5	H22.3	10,274	0	0	0	10,274	143	あり	あり
江東区	H19.7	未定	19.9	H24.8	26,085	0	0	0	26,085	162	あり	あり
品川区	H24.6	—	15.8	H21.11	—	—	—	—	—	303	あり	あり
目黒区	H18.10	H27	17.1	H16.11	0	—	—	—	—	530	あり	あり
大田区	H23.3	—	20.5	H22.3	99,592	—	716	98,876	—	1,035	あり	あり
世田谷区	H20.3	H29	*a 22.9	H24.2	57,579	26,600	16,089	*b 13,195	*c 1,695	1,825	あり	あり
渋谷区	H16.3	—	21.3	H26.2	15,110	—	—	—	—	585	なし	なし
中野区	H21.8	H30	16.4	H19.8	0	—	—	—	—	314	あり	あり
杉並区	H22.5	—	22.2	H25.3	34,961	29,000	5,961	—	—	1,663	あり	あり
豊島区	H23.3	H32	12.9	H21	59,549	0	0	59,549	0	357	あり	あり
北区	H22.3	—	19.1	H26.3	13,703	—	—	13,703	—	434	あり	あり
荒川区	H21.3	—	12.3	H19	4,800	0	0	4,800	0	212	あり	あり
板橋区	H23.3	H33	19.6	H21.6	4,852	783	4,069	—	—	1,802	あり	あり
練馬区	H21.1	H30	25.4	H23.6	261,464	3,116	67,136	191,212	—	1,212	なし	あり
足立区	H19.3	—	17.1	H21.4	2,996	2,996	—	—	—	552	あり	あり
葛飾区	H11.6	—	16.3	H20.3	0	—	—	—	—	1,355	あり	あり
江戸川区	H25.4	—	16.4	H18.8	7,317	7,317	0	0	0	344	あり	あり
八王子市	H22.3	H31	*d 61.0	H19.5	1,549,123	388,990	—	1,099,718	60,415	—	あり	あり
立川市	H11.3	H32	38.1	H11.3	17,425	—	—	17,425	—	481	あり	あり
武蔵野市	H20.4	H31	25.3	H23.4	8,179	—	—	8,179	—	2,147	あり	あり

都区市町村の緑化動向

三鷹市	H24.3	—	32.0	H26.3	11,317	1,623	2,842	6,852	—	655	あり	①	あり
青梅市	H26.5	—	80.3	H20	927,000	927,000	—	—	—	0	なし	①	なし
府中市	H21.8	—	29.7	H20.5	—	なし	なし	なし	—	2,111	なし	④	あり
昭島市	H23.3	H34	43.8	H23.3.	22,895	なし	なし	なし	116	122	あり	①	あり
調布市	H23.3	H32	32.0	H22.7	42,027	12,400	なし	27,036	2,591	4,902	あり	①②⑤	あり
町田市	H23.6	H33	データなし	—	1,244,420	399,980	0	617,061	227,379	58	あり	①②	あり
小金井市	H23.3	H32	33.7	H22.4	96,150	12,160	0	16,433	67,553	789	あり	①	あり
小平市	H22.3	H31	34.3	H18.5	67,166	13,835	—	53,331	—	1,221	あり	①	あり
日野市	H13.6	H26	31.6	H24.12	95,988	2,200	0	53,454	40,334	132	なし	③	あり
東村山市	H23.3	H32	31.8	H20	99,703	0	0	99,703	0	483	あり	①	あり
国分寺市	H23.3	—	25.8	H20.5	25,328	—	—	—	25,328	341	なし	⑤	あり
国立市	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福生市	H26.3	—	28.6	H20	1,800	—	—	—	1,800	185	あり	②	あり
狛江市	H25.3	H31	26.1	H22.7	2,100	2,100	—	—	—	468	あり	⑦	あり
東大和市	H11.10	H30	38.7	H10.1	7,666	—	—	7,666	—	151	なし	①②	あり
清瀬市	H23.3	H32	40.1	H23.3	94,316	12,706	0	41,350	40,260	54	あり	②	あり
東久留米市	H25.4	H35	34.2	H23.4	39,554	*e 3,400	968	6,528	28,658	598	なし	①	あり
武蔵村山市	H25.3	H34	44.5	H23	1,117	—	—	1,117	—	104	あり	②	なし
多摩市	H24.9	—	43.6	H21.11	48,379	29,000	—	14,902	4,487	115	あり	③	あり
稲城市	H24.3	H33	56.7	H21	151,504	62,000	—	89,504	—	234	なし	⑦	なし
羽村市	H26.3	H30	28.4	H18.8	29,369	なし	なし	29,369	—	25	あり	①	あり
あきる野市	H12.3	—	71.2	H15.4	157,623	—	—	28,209	129,413	193	あり	②	なし
西東京市	H18.6	H35	26.0	H21.2	52,324	24,000	—	28,324	—	1,046	なし	②	あり
瑞穂町	H11.3	—	—	—	215,805	—	—	215,805	—	84	あり	⑥	あり
日の出町	H22.8	未定	76.3	H21	—	—	—	—	—	76	なし	②	なし
奥多摩町	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大島支庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	⑦	なし
大島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	⑦	なし
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	⑥	なし
八丈町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	—	—

*a みどり率 24.6% *b 「世田谷区みどりの基本条例」に基づく「特別保護区」 *c 「緑地管理機構」(一財) 世田谷トラストまちづくり独自「小さな森」制度による *d 林地、草地・農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園の緑、街路樹 *e 他に市有の樹林地 3,282.19㎡の管理を行っている

B 1. 公園等の整備・維持管理について

まとめ

<都市公園等の整備・維持管理・用地取得にかかる平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算>

注) 都 3 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁、1 町（調査対象のうち、1 市、1 支庁、1 町は未回答か該当なし）の合計

<平成 24 年度決算>

都 3 局 383 億円

特別区 668 億円

市町 112 億円

島しょ 7 億円

<平成 26 年度予算>

都 3 局 732 億円

特別区 516 億円

市町 131 億円

6 億円

<都市公園等の維持管理費のうち、樹木管理に要した費用の割合：平成 24 年度決算>

平均で都が 73%、区が 23%、市町、島しょがそれぞれ 21%であった。

<都市公園等の用地取得：平成 24 年度決算>

都が 175 億 704 万円、葛飾区が 104 億 340 万円（葛飾にいじゅくみらい公園）、中野区 71 億 7,572 万円（中野四季の森公園）、杉並区 59 億 8,080 万円（仮称：下高井戸公園）が大きかった。

<H24 決算で前年と比べ大きく変わったこと>

整備では、「用地の買収」「大規模な公園工事、改修工事」「立体都市公園の整備」など
維持管理では、「管理面積、管理施設の増加」「建設労務単価の上昇」「公園施設長寿命化計画調査事業」「新たな施策の策定」など

設問 1 ① 都市公園等の維持管理にかかる平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算

設問 1 ③ 都市公園等の整備にかかる平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算

設問 1 ④ 都市公園等の用地にかかる平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算

各団体の所管する都市公園等の規模に対する維持管理費、維持管理に占める樹木管理費、新たに公園等を造成する整備費、整備費のうち用地費の平成 24 年度決算と平成 26 年度の予算は以下の表のとおりである。（回答のあったのは都 3 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁、1 町である。）

平成 24 年度の用地取得は、都 1 局、特別区 12 区、市町（島しょ除く）17 市町で行われており、杉並区が 43,392㎡（仮称：下高井戸公園）、葛飾区が 30,630㎡（葛飾にいじゅくみらい公園）、国分寺市 26,300㎡（姿見の池緑地）、町田市 11,362㎡（能ヶ谷緑地ほか 3 カ所）と続いて面積が大きい。

平成 24 年度用地費用決算では、都が 175 億 704 万円、葛飾区が 104 億 340 万円、中野区 71 億 7,572 万円、杉並区 59 億 8,080 万円などとなった。地価の高い区部が上位を占めた。

設問 1 ② 平成 24 年度の維持管理費決算のうち、樹木管理に要した費用

今回から新たに傾向を調べる事項として、維持管理費全体に占める樹木管理の割合がある。緑化の中心であり、美観形成の要となる樹木等への投資度について実態を明らかにするためである。

都区市町村の緑化動向

表9 公園等の維持管理・整備に関する平成24年度決算の概要

(一 は未記入、単位：千円)

団体	ア維持管理費	イ整備費	ア：イ	ウ用地費	合計アイウ	工維持管理のうち樹木管理費	樹木管理の割合 エ／ア (%)
東京都建設局	8,329,923	5,569,935	6：4	17,507,045	31,406,903	8,327,791	99.97
東京都環境局	2,106,379	2,257,342	5：5		71 4,363,721		
東京都港湾局	1,049,987	1,492,943	4：6		71 2,542,930	109,647	10.44
千代田区	221,286	166,559	6：4	0	387,845	8,577	3.88
中央区	465,291	134,244	8：2	0	599,535	32,025	6.88
港区	403,834	627,360	4：6	0	1,031,194	56,802	14.07
新宿区	598,497	330,713	6：4	0	929,210	88,131	14.73
文京区	314,772	5,166	10：0	0	319,938	38,094	12.10
台東区	334,502	382,427	5：5	0	716,929	36,686	10.97
墨田区	376,690	302,479	6：4	0	679,169	69,323	18.40
江東区	717,782	1,293,719	4：6	0	2,011,501	274,770	38.28
品川区	864,128	625,827	6：4	0	1,489,955	181,554	21.01
目黒区	424,822	842,338	3：7	0	1,267,160	67,688	15.93
大田区	2,331,425	523,892	8：2	755,188	3,610,505	103,381	4.43
世田谷区	1,710,992	1,371,810	6：4	2,586,822	5,669,624	199,447	11.66
渋谷区	362,058	39,278	9：1	0	401,336	67,185	18.56
中野区	378,811	463,936	4：6	7,175,729	8,018,476	60,624	16.00
杉並区	501,431	54,372	9：1	5,980,800	6,536,603	102,887	20.52
豊島区	393,542	67,554	9：1	72,407	533,503	60,083	15.27
北区	928,043	458,296	7：3	0	1,386,339	68,200	7.35
荒川区	248,591	133,258	7：3	49,000	430,849	44,348	17.84
板橋区	756,592	210,618	8：2	73,407	1,040,617	300,043	39.66
練馬区	1,077,227	679,606	6：4	376,134	2,132,967	323,846	30.06
足立区	1,757,690	422,727	8：2	266,918	2,447,335	237,353	13.50
葛飾区	946,834	11,272,573	1：9	10,403,405	22,622,812	149,051	15.74
江戸川区	2,128,405	296,417	9：1	465,633	2,890,455	1,620,404	76.13
八王子市	1,075,137	269,483	8：2	15,071	1,359,691	37,296	3.47
立川市	228,594	58,145	8：2	423,174	709,913	78,144	34.18
武蔵野市	258,152	867,181	2：8	664,050	1,789,383	110,396	42.76
三鷹市	75,521	104,962	4：6	96,094	276,577	472	0.62
青梅市	140,148	24,484	9：1	0	164,632	5,562	3.97
府中市	363,474	131,416	7：3	446,557	941,447	160,533	44.17
昭島市	109,429	16,737	9：1	0	126,166	25,371	23.18
調布市	212,243	80,664	7：3	0	292,907	54,248	25.56
町田市	800,156	388,113	7：3	440,982	1,629,251	48,295	6.04
小金井市	85,722	170,923	3：7	170,923	427,568	55,841	65.14
小平市	238,415	2,576	10：0	0	240,991	47,097	19.75
日野市	149,343	0	10：0	90,266	239,609	95,781	64.13
東村山市	64,290	129,129	3：7	70,418	263,837	17,050	26.52
国分寺市	39,181	56,506	4：6	56,133	151,820	23,724	60.55
国立市	未回答						
福生市	88,461	36,311	7：3	0	124,772	7,300	8.25
狛江市	106,252	72,553	6：4	0	178,805	30,965	29.14
東大和市	65,209	3,732	9：1	0	68,941	14,172	21.73
清瀬市	66,906	877	10：0	0	67,783	1,963	2.93
東久留米市	27,050	0	10：0	42,833	69,883	8,989	33.23
武蔵村山市	108,734	74,342	6：4	62,008	245,084	8,564	7.88
多摩市	415,556	45,095	9：1	103,548	564,199	54,756	13.18
稲城市	153,361	41,041	8：2	98,380	292,782	70,946	46.26
羽村市	324,508	94,974	8：2	71,103	490,585	7,781	2.40
あきる野市	35,220	0	10：0	0	35,220	18,777	53.31
西東京市	181,913	74,922	7：3	56,542	313,377	78,032	42.90
瑞穂町	106,887	41,760	7：3	52,780	201,427	66,779	62.48
日の出町	14,943	358	10：0	0	15,301	5,739	38.41
奥多摩町	未回答						
大島支庁	367,958	324,560	5：5	0	692,518	77,473	21.05
大島町	—	—	—	—	—	—	—
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	527	51,705	0：10	0	52,232	0	0.00
都	11,486,289	9,320,220	6：4	17,507,045	38,313,554	8,437,438	73.46
特別区	18,243,245	20,705,169	5：5	28,205,443	67,153,857	4,190,502	22.97
市町	5,534,805	2,786,284	7：3	2,960,862	11,281,951	1,134,573	20.50
島しょ	368,485	376,265	5：5	0	744,750	77,473	21.02
合計	35,632,824	33,187,938	5：5	48,673,350	117,494,112	13,839,986	38.84

東京の緑化動向

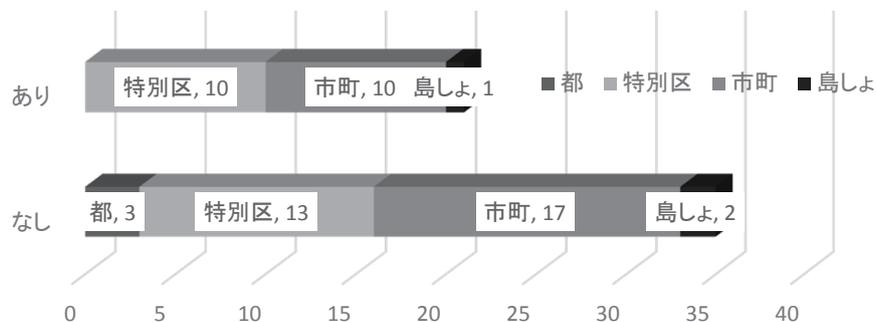
平成 24 年度の決算に対する樹木管理に要した費用の割合は、東京都建設局が 99.97% と圧倒的に高い。続いて江戸川区 76.13%、小金井市 65.14%、日野市 64.13%、瑞穂町 62.48%、国分寺市 60.55% と続き、6 区市町が 5 割を超えた。平均では都 73.46%、特別区 22.97%、市町（島しょを除く）20.50%、島しょ 21.02%、全体 38.84% となるが、割合のバラツキの理由がどこにあるかは精査が必要で、今後の課題である。

また、公園にかかる費用の大半が維持管理費である団体は、文京区、小平市、日野市、清瀬市、東久留米市、あきる野市、日の出町である。

設問 1 ⑤ 平成 24 年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

都 3 局、特別区 23 区、市町（島しょを除く）27 市町、島しょ 1 町が「変化あり」と回答した。

整備費の変化では、「用地の買収」、「大規模な公園工事、改修工事」、「立体都市公園の整備」などがあげられ、維持管理費面では、「管理面積、管理施設の増加」、「建設労務単価の上昇」、「公園施設長寿命化計画調査事業」、「新たな施策の策定」などの回答があった。



グラフ 13 平成 24 年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

B 2. 道路の街路樹等の整備・維持管理について

まとめ

<街路樹本数と植栽帯面積：平成 24 年 4 月 1 日>

注) データは、都 2 局、特別区 23 区、市町（島しょを除く）26 市町、島しょ 2 支庁（調査対象のうち、1 局該当なし、2 市町未回答、1 町該当なし）の合計

<街路樹本数と植栽帯面積：平成 24 年 4 月 1 日>

都区あわせて 街路樹約 80 万本、植栽帯 299 万㎡

<新たな街路樹の植栽：H24 新設道路分>

都が 8 億 8,520 万円、特別区が 9,353 万円、市町（島しょを除く）が 2 億 1,751 万円、

<維持管理にかかる H24 決算>

都が維持管理費 40 億 8,517 万円、特別区が維持管理費 25 億 288 万円、市町が維持管理費 13 億 8,844 万円

<H24 決算で前年と比べ大きく変わったこと>

「記念事業」、「緊急剪定対策」、「建設労務単価の上昇」、「緊急雇用事業の算入」、「樹木診断の実施」、「支障箇所の解消等」があげられた。

都区市町村の緑化動向

表 10 平成 24 年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事の有無と変化の内容

団体	有無	整備費の変化	維持管理費の変化
東京都建設局	なし		
東京都環境局	なし		
東京都港湾局	なし		
千代田区	なし		
中央区	なし		
港区	なし		
新宿区	あり	用地買収費の皆減（平成 23 年度実績 12,777㎡）	
文京区	なし		
台東区	あり	大規模な改修工事が重なった	
墨田区	なし		
江東区	あり		管理面積、管理施設の増大のため
品川区	なし		
目黒区	あり	立体都市公園の整備 平成 23 年度予算額× 2.21 倍	
大田区	なし		
世田谷区	あり	大規模な公園工事である区立二子玉川公園第 1 期整備工事を施工したため（工事のあとに新設工事 3.6ha を追加）	
渋谷区	なし		
中野区	あり	中野四季の森公園の維持管理開始（維持管理費の増加） 23 年度決算額：0 円、24 年度決算額 41,622 千円	
杉並区	あり	（仮称）下高井戸公園用地（東京電力総合グランド跡地）を取得したため 24 年度決算額が大幅に増加した	
豊島区	なし		
北区	なし		
荒川区	なし		
板橋区	なし		
練馬区	あり	平成 23 年に大規模な公園用地を購入したため	
足立区	なし		
葛飾区	あり	用地取得面積の減少による用地取得費の減少	
江戸川区	あり	大型公園の整備	
八王子市	なし		
立川市	なし		
武蔵野市	あり	公園用地の買収面積の増加	建設労務単価の上昇
三鷹市	なし		
青梅市	あり		緊急雇用事業の拡大、公園施設長寿命化計画調査事業
府中市	なし		
昭島市	あり	昭和公園整備構想に基づく整備計画の一部実施などによる	
調布市	なし		
町田市	あり	平成 24 年度は、スポーツ祭 2013 の開催に向けた施設整備を行ったために、整備費が増大した	
小金井市	あり	小長久保公園用地を取得した	
小平市	なし		
日野市	なし		
東村山市	なし		
国分寺市	なし		
国立市	未回答		
福生市	なし		
狛江市	あり	新規公園の整備事業	児童遊園 1 園が閉園（平成 25 年度 3 月）
東大和市	なし		
清瀬市	あり	平成 26 年度に公園用地の購入を実施	
東久留米市	なし		
武蔵村山市	あり	都市公園園路改修工事及び緑の基本計画策定	
多摩市	あり	用地所得面積の減による決算額の減少	市民協働による持続可能なみどりを築く道すじとした「みどりのルネッサンス」を策定した
稲城市	なし		
羽村市	なし		
あきる野市	なし		
西東京市	あり	ひばりヶ丘駅北口街づくり事業に伴う公園の整備（用地購入＋施設整備）	
瑞穂町	なし		
日の出町	なし		
大島支庁	なし		
大島町	なし		
八丈支庁	—		
八丈町	あり	平成 24 年度～ 26 年度で都市公園 1 カ所を新規で整備した	

東京の緑化動向

設問2① 各団体所管の平成24年4月1日現在における街路樹本数と植栽帯面積

都2局、特別区23区、市町（島しょ除く）26市町、島しょ2支庁の50団体から得たデータである。街路樹本数は、東京都が39万3,492本、特別区が29万4,279本、市町11万6,207本、島しょ4,445本の合計80万8,423本で、東京都が全体の48.7%と約半数、特別区が36.4%となった。

植栽帯面積は、東京都が120万4,380㎡、特別区が100万9,165㎡、市町69万6,335㎡、島しょ8万7,316㎡の合計299万7,196㎡で、東京都が全体の40.2%、特別区が33.7%となった。

注) 本データは、都公園緑地部で公表しているものと合致しない。今後、精査により修正を図っていく。

設問2② 新たな街路樹等の植栽費用の平成24年度決算と平成26年度予算

<平成24年度決算>

新たに街路樹等を植栽した経費は、都が8億8,520万円、特別区が9,353万円、市町（島しょ除く）が2億1,751万円、島しょが1,124万円であり、合計93億8,733万円となった。

新設街路樹等は、東京都2局、特別区9区、市町（島しょ除く）8市、島しょ1支庁で行われ、今回調査回答団体53団体の約37%にあたる。団体別では、東京都建設局が8億7,914万円、調布市9,563万円、稲城市6,292万円、青梅市5,038万円などとなった。

<平成26年度予算>

平成26年度予算では、都が15億3,877万円（東京都2局）、特別区1億5,120万円（9区）、市町（島しょ除く）2億2,930万円（8市）、島しょ1,190万円（1支庁）を計上しているが、団体別では同じような傾向が続いている。

設問2③ 維持管理に関わる平成24年度決算と平成26年度予算

<平成24年度決算>

街路樹等の維持管理費用は、都が40億8,517万円、特別区が25億288万円、市町が13億8,844万円、島しょが1億1,332万円であった。

<平成26年度予算>

予算として計上したのは、都が53億1,098万円、特別区が29億9,505万円、市町（島しょ除く）が15億4,247万円、島しょが1億3,389万円であった。

設問2④ 街路樹等の整備、管理の平成24年度の決算で前年と大きく異なる出来事

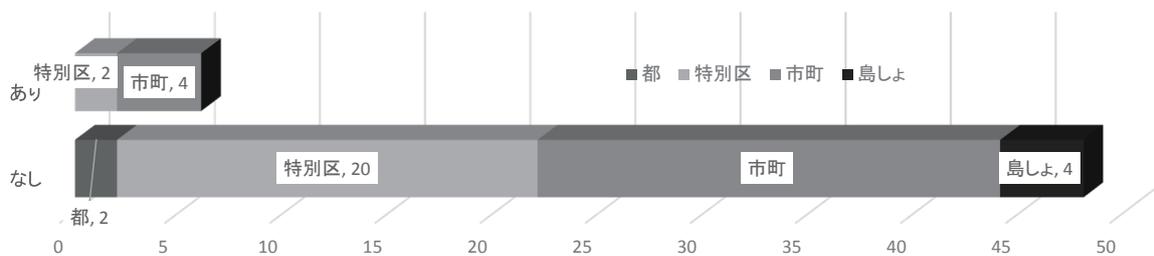
特別区2区、市町（島しょ除く）4市の6団体からの記載があった。その事由は「区制80周年記念事業」、「緊急に剪定が必要な路線が出た」、「建設労務単価の上昇」、「緊急雇用事業の算入」、「樹木診断の実施」、「支障箇所解消等の環境整備事業の実施」であった。変化の内容は、記念事業や安全対策の緊急性等に特性があり、特に安全に対する備えは全国各地で起こる倒木事故の影響も窺える。

都区市町村の緑化動向

表 11 平成 24 年度の街路樹等の整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

団体	有無	内容
東京都建設局	なし	
東京都環境局		
東京都港湾局	なし	
千代田区	なし	
中央区	なし	
港区		
新宿区	なし	
文京区	なし	
台東区	なし	
墨田区	なし	
江東区	なし	
品川区	なし	
目黒区	なし	
大田区	なし	
世田谷区	なし	
渋谷区	あり	平成 24 年度は区政施行 80 周年記念緑化推進事業があった
中野区	なし	
杉並区	なし	
豊島区	あり	緊急に剪定が必要な路線が出たため
北区		
荒川区	なし	
板橋区	なし	
練馬区	なし	
足立区	なし	
葛飾区	なし	
江戸川区	なし	
八王子市	なし	
立川市	なし	
武蔵野市	あり	建設労務単価の上昇
三鷹市	なし	

団体	有無	内容
青梅市	なし	
府中市	なし	
昭島市	あり	H24 は緊急雇用事業分 15,425 千円 (2 件：街路樹剪定) を算入
調布市	なし	
町田市	なし	
小金井市	なし	
小平市	なし	
日野市	なし	
東村山市	なし	
国分寺市	なし	
福生市	なし	
狛江市	なし	
東大和市	-	
清瀬市	あり	平成 24 年度に、専門の樹木医によるけやき通り全体の樹木診断実施
東久留米市	なし	
武蔵村山市	なし	
多摩市	あり	安全な道路空間づくりを推進するため、街路樹の間伐等による支障箇所の解消等の環境整備事業を実施した
稲城市	なし	
羽村市	なし	
あきる野市	なし	
西東京市	なし	
瑞穂町	なし	
日の出町	なし	
大島支庁	なし	
大島町	なし	
八丈支庁	なし	
八丈町	なし	



グラフ 14 平成 24 年度の街路樹等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

B 3. 公共施設緑化について

まとめ			
平成 24 年度決算	特別区 28 億 1,168 万円	市町 13 億 6,071 万円	
平成 26 年度予算	東京都 718 万円	特別区 43 億 9,743 万円	市町 14 億 6,363 万円

都 1 局、特別区 23 区、市町（島しょ除く）26 市町、島しょ 1 支庁、2 町の 53 団体から得たデー

東京の緑化動向

タである。

＜平成 24 年度決算＞

公共施設緑化（屋上緑化、みどりのカーテン、校庭芝生化、補助や助成制度も含む）にかかる整備と維持管理に要した費用は、特別区が 48 億 244 万円、市町（島しょ除く）が 18 億 9,734 万円であった。

事業内容を記載した団体の公共施設緑化実態を見ると、校庭芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化、小中学校緑化、保育園緑化、河川堤防緑化、駅前広場、屋上ビオトープ、屋上菜園、児童館、体育館、空中庭園、センターなどの公共施設、共同調理場、農業体験スペース、競輪場走路といった幅の広い対象が浮き彫りされた。

＜平成 26 年度予算＞

公共施設緑化にかかる予算は、東京都が 718 万円、特別区が 43 億 9,743 万円、市町（島しょ除く）が 14 億 6,363 万円である。

内容は、区市町では校庭の芝生化や緑のカーテン、校庭・屋上緑化が多いが、立川市の農業体験スペース工事が珍しい。東京都環境局では、在来種植栽の本格的な普及や効果的な普及啓発策の一環として「江戸のみどりの復活事業」を立ち上げ、区市町村の先駆的な取り組みに 1/2 の補助制度を設けた。

B 4. 一般会計に占める公園緑化決算の割合について

まとめ

一般会計全体に占める公園緑化関係予算が 1 % を超えた団体は、特別区で 11 団体、市町では 10 団体である。

都 3 局、特別区 22 区、市町（島しょ除く）26 市町、島しょ 1 支庁、1 町から得たデータである。

緑化予算の全体に占める割合は、もともと多くはないが、平成 24 年度決算ベースで 1 % 以上の比重を持っていたのは、特別区では、中野区、葛飾区、杉並区、世田谷区、豊島区、中央区、品川区、大田区、江戸川区、北区、足立区である。

市町では、立川市、日野市、あきる野市、町田市、武蔵野市、武蔵村山市、清瀬市、多摩市、瑞穂町となっている。

島しょでは、大島支庁が大きく超えた。

都区市町村の緑化動向

表 12 「シート B」公共施設緑化決算と予算 (単位:千円)

項目 団体	H24 決算	H26 予算	項目 団体	H24 決算	H26 予算
東京都環境局	—	7,186	八王子市	16,060	13,645
千代田区	635,917	2,106,504	立川市	20,734	4,618
中央区	25,462	0	武蔵野市	4,746	2,572
港区	7,189	7,115	三鷹市	28,333	91,838
新宿区	9,079	12,475	青梅市	405,000	416,000
文京区	522	1,626	府中市	98,385	0
台東区	33,392	13,602	昭島市	59,930	28,014
墨田区	17,567	0	調布市	17,417	25,638
江東区	47,458	81,200	町田市	137,335	187,752
品川区	99,492	26,410	小金井市	101,940	116,436
目黒区	1,186,500	1,186,500	小平市	11,885	6,956
大田区	99,412	31,003	日野市	4,824	37,825
世田谷区	110,348	224,200	東村山市	0	0
渋谷区	なし	なし	国分寺市	22	10
中野区	14,228	15,580	国立市	未回答	
杉並区	89,238	96,696	福生市	9,449	6,630
豊島区	31,791	28,921	狛江市	3,943	9,733
北区	46,429	63,060	東大和市	5,565	5,481
荒川区	12,798	8,438	清瀬市	90,698	90,190
板橋区	140,421	210,161	東久留米市	46,421	81,939
練馬区	56,257	113,453	武蔵村山市	7,019	5,262
足立区	9,610	5,404	多摩市	なし	なし
葛飾区	47,100	119,392	稲城市	56,093	0
江戸川区	91,474	45,690	羽村市	47	2
			あきる野市	0	0
			西東京市	111,800	17,034
			瑞穂町	123,064	316,056
			日の出町	—	—
			奥多摩町	未回答	
			大島支庁		
			大島町	0	0
			八丈支庁		
			八丈町	—	—
			都	0	7,186
			特別区	2,811,684	4,397,430
			市町	1,360,710	1,463,631
			島しょ	0	0
			合計	4,172,394	5,861,061

表 13 一般会計に占める公園緑化決算の割合

団体	割合 (%)	団体	割合 (%)
東京都建設局	9.3	八王子市	0.7
東京都環境局	13.2	立川市	1.1
東京都港湾局	一般会計 4.6 特別会計 3.0	武蔵野市	2.9
千代田区	0.9	三鷹市	—
中央区	1.7	青梅市	0.4
港区	—	府中市	0.0
新宿区	0.8	昭島市	0.3
文京区	0.5	調布市	0.1
台東区	0.8	町田市	3.8
墨田区	0.7	小金井市	0.7
江東区		小平市	0.4
品川区	1.6	日野市	1.0
目黒区	0.6	東村山市	0.4
大田区	1.6	国分寺市	0.4
世田谷区	2.4	国立市	
渋谷区	0.6	福生市	
中野区	7.2	狛江市	0.7
杉並区	4.1	東大和市	0.4
豊島区	1.9	清瀬市	1.3
北区	1.0	東久留米市	0.2
荒川区	0.6	武蔵村山市	1.7
板橋区	0.6	多摩市	1.3
練馬区	0.8	稲城市	0.9
足立区	1.0	羽村市	0.6
葛飾区	7.1	あきる野市	12.6
江戸川区	1.6	西東京市	0.4
		瑞穂町	1.2
		日の出町	0.2
		大島支庁	13.2
		大島町	0.0
		八丈支庁	0.0
		八丈町	0.0

東京の緑化動向

表 14 東京の緑化動向調査 「シート B」 公園等の整備・維持管理について 回答概要

項目 団体	1 ①維持 H24 決算	H26 維持予算 (千円)	1 ②樹木	1 ③整備 H24 決算	1 ③整備 H26 予算	1 ④ア H24 用 地	イ用地 H24 決 算 (千円)	ウ用地 H26 予 算	H24 合計	H26 合計
東京都建設局	8,329,923	9,393,000	8,327,791	5,569,935	8,058,870	85,487	17,507,045	45,636,130	31,406,903	63,088,000
東京都環境局	2,106,379	2,073,701		2,257,342	2,570,708				4,363,721	4,644,409
東京都港湾局	1,049,987	1,124,205	109,647	1,492,943	4,415,599				2,542,930	5,539,804
千代田区	221,286	286,348	8,577	166,559	59,630	0.00	0	0	387,845	345,978
中央区	465,291	497,943	32,025	134,244	189,003	0.00	0	0	599,535	686,946
港区	403,834	697,701	56,802	627,360	83,929	0.00	0	0	1,031,194	781,630
新宿区	598,497	772,957	88,131	330,713	343,568	0.00	0	0	929,210	1,116,525
文京区	314,772	350,842	38,094	5,166	290,213	0.00	0	0	319,938	641,055
台東区	334,502	364,040	36,686	382,427	196,554	0.00	0	0	716,929	560,594
墨田区	376,690	583,720	69,323	302,479	187,835	0.00	0	0	679,169	771,555
江東区	717,782	846,001	274,770	1,293,719	250,851	151.65	0	0	2,011,501	1,096,852
品川区	864,128	1,022,917	181,554	625,827	2,268,712	0.00	0	1,559,000	1,489,955	4,850,629
目黒区	424,822	483,835	67,688	842,338	182,184	0.00	0	0	1,267,160	666,019
大田区	2,331,425	2,628,342	103,381	523,892	277,257	2,208	755,188	379,560	3,610,505	3,285,159
世田谷区	1,710,992	2,038,263	199,447	1,371,810	714,615	5,417.53	2,586,822	4,554,320	5,669,624	7,307,198
渋谷区	362,058	318,651	67,185	39,278	61,849	0.00	0	0	401,336	380,500
中野区	378,811	443,242	60,624	463,936	1,231,967	8,157.42	7,175,729	9,226,664	8,018,476	10,901,873
杉並区	501,431	629,710	102,887	54,372	152,988	43,392.61	5,980,800	0	6,536,603	782,698
豊島区	393,542	427,649	60,083	67,554	218,663	198.87	72,407	0	533,503	646,312
北区	928,043	1,031,989	68,200	458,296	52,311	0.00	0	60,500	1,386,339	1,144,800
荒川区	248,591	291,957	44,348	133,258	117,677	377.06	49,000	0	430,849	409,634
板橋区	756,592	845,195	300,043	210,618	282,920	1,260.00	73,407	234,028	1,040,617	1,362,143
練馬区	1,077,227	1,104,966	323,846	679,606	1,031,556	1,947.00	376,134	979,209	2,132,967	3,115,731
足立区	1,757,690	1,908,886	237,353	422,727	945,926	2,707.63	266,918	1,427,965	2,447,335	4,282,777
葛飾区	946,834	1,256,014	149,051	11,272,573	136,605	30,630.11	10,403,405	0	22,622,812	1,392,619
江戸川区	2,128,405	2,740,513	1,620,404	296,417	721,400	1,779.41	465,633	2,203,729	2,890,455	5,665,642
八王子市	1,075,137	1,181,297	37,296	269,483	181,113	3,015.86	15,071	55,793	1,359,691	1,418,203
立川市	228,594	286,957	78,144	58,145	37,433	1,773.24	423,174	279,507	709,913	603,897
武蔵野市	258,152	301,253	110,396	867,181	1,888,913	950.00	664,050	1,670,952	1,789,383	3,861,118
三鷹市	75,521	83,031	472	104,962	107,294	353.72	96,094	82,294	276,577	272,619
青梅市	140,148	123,341	5,562	24,484	5,834	0.00	0	0	164,632	129,175

都区市町村の緑化動向

府中市	363,474	318,845	160,533	131,416	76,460	1,868.00	446,557	98,990	941,447	494,295
昭島市	109,429	95,741	25,371	16,737	4,000	0.00	0	0	126,166	99,741
調布市	212,243	213,154	54,248	80,664	65,647	0.00	0	465,291	292,907	744,092
町田市	800,156	917,772	48,295	388,113	80,313	11,362.85	440,982	610,221	1,629,251	1,608,306
小金井市	85,722	80,414	55,841	170,923	77,517	446.88	170,923	77,517	427,568	235,448
小平市	238,415	236,591	47,097	2,576	24,300	0.00	0	0	240,991	260,891
日野市	149,343	161,599	95,781	0	28,036	221.48	90,266	263,195	239,609	452,830
東村山市	64,290	71,897	17,050	129,129	33,862	1,063.00	70,418	0	263,837	105,759
国分寺市	39,181	40,229	23,724	56,506	80,997	26,300.00	56,133	60,247	151,820	181,473
国立市	未回答								0	0
福生市	88,461	92,500	7,300	36,311	41,143	0.00	0	0	124,772	133,643
狛江市	106,252	111,170	30,965	72,553	0	0.00	0	0	178,805	111,170
東大和市	65,209	75,292	14,172	3,732	5,774	0.00	0	0	68,941	81,066
清瀬市	66,906	65,320	1,963	877	55,226	166.00	0	0	67,783	120,546
東久留米市	27,050	30,063	8,989	0	0	253.45	42,833	0	69,883	30,063
武蔵村山市	108,734	120,828	8,564	74,342	3,513	0.00	62,008	310,007	245,084	434,348
多摩市	415,556	440,164	54,756	45,095	285,386	1,077.00	103,548	53,315	564,199	778,865
稲城市	153,361	155,257	70,946	41,041	28,269	556.04	98,380	0	292,782	183,526
羽村市	324,508	252,419	7,781	94,974	3,796	776.00	71,103	0	490,585	256,215
あきる野市	35,220	40,997	18,777	0	0	0.00	0	0	35,220	40,997
西東京市	181,913	182,198	78,032	74,922	4,641	252.42	56,542	0	313,377	186,839
瑞穂町	106,887	120,544	66,779	41,760	136,782	812.00	52,780	6,700	201,427	264,026
日の出町	14,943	17,032	5,739	358	400	0.00	0	0	15,301	17,432
奥多摩町	未回答								0	0
大島支庁	367,958	412,090	77,473	324,560	271,945	0.00	0	0	692,518	684,035
大島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	527	942	0	51,705	0	0.00	0	0	52,232	942
都	11,486,289	12,590,906	8,437,438	9,320,220	15,045,177	85,487	17,507,045	45,636,130	38,313,554	73,272,213
特別区	18,243,245	21,571,681	4,190,502	20,705,169	9,998,213	98,227	28,205,443	20,624,975	67,153,857	52,194,869
市町	5,534,805	5,815,905	1,134,573	2,786,284	3,256,649	51,248	2,960,862	4,034,029	11,281,951	13,106,583
島しょ	368,485	413,032	77,473	376,265	271,945	0	0	0	744,750	684,977
合計	35,632,824	40,391,524	13,839,986	33,187,938	28,571,984	234,962	48,673,350	70,295,134	117,494,112	139,258,642

東京の緑化動向

表 15 東京の緑化動向調査「シートB」 街路樹等の整備・維持管理について 回答概要

項目 団体	街路樹本数 (本)	植栽帯面積 (㎡)	新たな街路樹の植栽に関 わる費用(千円)		街路樹と植栽帯の維持管理に関わる費用(千円)						平成24年度の 街路樹の整備、 管理の決算で 前年と大きく 異なる出来事
			平成24年度 決算	平成26年度 予算	平成24年度決算			平成26年度予算			
					ア 街路樹	イ 植栽帯	ア、イ合計	ウ 街路樹	エ 植栽帯	ウ、エ合計	
東京都建設局	386,154	1,052,109	879,140	1,532,621	—	—	3,970,897	—	—	5,241,387	なし
東京都環境局	7,338	152,271	6,068	6,156	29,172	85,104	114,276	14,334	55,267	69,601	なし
東京都港湾局	4,909	19,825	0	0	36,143	62,860	99,003	50,374	70,108	120,482	なし
千代田区	6,668	12,810	7,717	7,134	—	—	80,946	—	—	74,967	なし
中央区	5,371	13,155	0	0	—	—	103,427	—	—	143,831	—
港区	5,283	29,788	0	0	—	—	152,283	—	—	183,823	なし
新宿区	3,242	13,657	0	0	—	—	38,327	—	—	44,999	なし
文京区	2,988	1,363	16,355	13,707	—	—	50,656	—	—	58,013	なし
台東区	4,185	18,631	0	0	—	—	55,452	—	—	75,566	なし
墨田区	10,579	39,919	15,083	26,540	—	—	157,744	—	—	200,604	なし
江東区	3,905	22,250	—	—	—	—	72,653	—	—	90,034	なし
品川区	2,961	18,711	1,378	0	26,162	6,390	32,552	27,317	6,669	33,986	なし
目黒区	11,444	59,061	—	—	—	—	233,303	—	—	268,480	なし
大田区	132,883	65,130	15,536	13,128	—	—	150,028	—	—	187,506	なし
世田谷区	3,277	15,543	8,586	0	—	—	35,659	—	—	33,199	あり
渋谷区	1,202	11,854	0	0	—	—	54,507	—	—	58,524	なし
中野区	4,832	20,214	0	0	—	—	37,090	—	—	44,293	なし
杉並区	2,434	10,766	0	0	54,045	4,906	58,951	34,393	7,951	42,344	あり
豊島区	5,370	38,270	0	0	—	—	128,324	—	—	139,225	なし
北区	2,258	17,373	0	0	—	—	45,777	—	—	42,588	なし
荒川区	9,582	28,492	2,931	2,924	—	—	143,415	—	—	169,378	なし
板橋区	6,366	62,934	—	—	—	—	116,511	—	—	125,541	なし
練馬区	23,085	102,788	—	—	—	—	213,509	—	—	218,948	なし
足立区	11,750	81,686	12,269	5,668	—	—	223,663	—	—	241,092	なし
葛飾区	35,075	343,215	13,683	82,102	—	—	437,433	—	—	536,858	なし
江戸川区	28,330	172,239	4,292	—	—	—	229,598	—	—	243,363	なし
八王子市	5,206	25,221	0	0	—	—	74,457	—	—	100,000	なし
立川市	2,220	7,395	—	—	—	—	110,396	—	—	132,865	あり

都区市町村の緑化動向

三鷹市	2,786	56,042	—	—	—	—	—	—	33,533	—	—	—	35,740	なし
青梅市	3,508	24,091	50,385	49,300	—	—	—	—	50,385	—	—	—	49,300	なし
府中市	10,744	—	882	780	—	—	—	—	109,642	—	—	—	112,000	なし
昭島市	3,070	15,031	1,749	10,020	26,413	9,832	11,073	36,245	95,631	101,912	10,853	21,926	21,926	あり
調布市	4,723	34,439	95,631	101,912	95,631	—	—	—	196,460	—	—	—	101,912	なし
町田市	16,020	68,762	0	3,349	—	—	—	—	30,891	—	—	—	223,837	なし
小金井市	1,744	8,727	588	603	—	—	—	—	37,458	—	—	—	33,438	なし
小平市	—	16,249	1,065	1,344	—	—	—	—	1,300	—	—	—	47,419	なし
日野市	2,872	8,497	0	0	—	—	—	—	8,347	—	—	—	1,300	なし
東村山市	1,700	9,868	0	0	—	—	—	—	28,971	—	—	—	29,230	なし
国分寺市	1,298	8,098	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	30,030	なし
国立市	未回答													
福生市	1,166	4,566	—	—	—	—	—	—	7,630	—	—	—	9,950	なし
狛江市	921	4,454	—	—	—	—	—	—	10,342	—	—	—	10,600	なし
東大和市	3,517	26,231	—	—	15,012	7,434	—	—	22,446	—	—	—	30,608	—
清瀬市	612	4,681	0	0	10,484	0	3,700	10,484	23,412	15,885	8,750	3,700	24,635	あり
東久留米市	1,557	8,668	0	0	16,008	7,404	15,885	23,412	13,589	3,877	9,592	13,469	13,469	なし
武蔵村山市	1,621	8,770	0	0	3,814	9,775	—	—	120,537	—	—	—	137,268	あり
多摩市	10,408	100,639	0	0	—	—	—	—	62,922	—	—	—	62,000	なし
稲城市	6,239	61,072	62,922	62,000	—	—	—	—	13,927	11,500	3,012	14,512	14,512	なし
羽村市	2,638	4,449	0	0	11,550	2,377	13,500	17,997	13,500	13,500	13,500	27,000	27,000	なし
あきる野市	510	1,275	0	0	8,999	8,998	—	—	23,313	—	—	—	23,979	なし
西東京市	把握していない	把握していない	0	0	—	—	—	—	11,561	—	—	—	13,791	なし
瑞穂町	1,892	9,430	0	0	—	—	—	—	6,972	—	—	—	8,600	なし
日の出町	905	7,440	0	0	—	—	—	—						
奥多摩町	未回答													
大島支庁	2,439	28,975	0	0	—	—	—	—	33,625	—	—	—	31,774	なし
大島町	不明	不明	0	0	—	—	—	—	1,200	—	—	—	1,200	なし
八丈支庁	2,006	58,341	11,246	11,900	—	—	—	—	78,500	—	—	—	100,918	なし
八丈町	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	なし
都	393,492	1,204,380	885,208	1,538,777	29,172	85,104	14,334	4,085,173	55,267	55,267	55,267	5,310,988	5,310,988	
特別区	299,649	1,047,435	93,538	151,203	116,350	74,156	112,084	2,721,213	84,728	84,728	84,728	3,134,281	3,134,281	
市町	116,207	696,334	217,514	229,308	187,911	45,820	161,447	1,388,446	45,707	45,707	45,707	1,542,472	1,542,472	
島しょ	4,445	87,316	11,246	11,900	0	0	0	113,325	0	0	0	133,892	133,892	
合計	813,793	3,035,465	1,207,506	1,931,188	333,433	205,080	287,865	8,308,157	185,702	185,702	185,702	10,121,633	10,121,633	

東京の緑化動向

表 12 東京都内街路樹等管理者別数量調書

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

街路樹	合計規模			地区別規模計				都 道					国 道			区 道		市町村道		
	順位	本数	%	順位	区部	順位	多摩部他	区部	多摩部他	順位	合計	%	区部	多摩部	順位	合計	順位	合計	順位	合計
アオギリ	18	5,420	0.8		4,893		527	3,036	331		3,367		41	0		41		1,816		196
アキノレ	20	5,032	0.7		4,419		613	1,347	26		1,373		12	0		12		3,060		587
イチョウ	1	62,101	8.8	1	39,200	2	22,901	19,353	8,950	1	28,303	7.2	5,084	2,652	1	7,736	3	14,763	3	11,299
ウバメガシ		3,535			2,908		627	930	429		1,359		9	0		9		1,969		198
エンジュ類	10	13,270	1.9	10	7,512	8	5,758	4,925	1,226	8	6,151	1.6	262	152	10	414		2,325	7	4,380
クスノキ	7	20,024	2.8	6	14,221	7	5,803	3,701	2,877	7	6,578	1.7	62	37		99	4	10,458		2,889
ケヤキ	6	30,902	4.4	7	13,279	5	17,623	4,201	6,858	5	11,059	2.8	1,051	678	4	1,729	8	8,027	5	10,087
サクラ類	3	44,071	6.3	4	26,137	4	17,934	3,456	4,336	6	7,792	2.0	418	88	7	506	1	22,263	2	13,510
シンジュ		147			29		118	26	0		26	0.0	0	0		0		3		118
プラタナス類	5	32,041	4.5	2	29,050		2,991	18,114	1,287	2	19,401	4.9	2,828	26	2	2,854	6	8,108		1,678
トウカエデ	4	37,167	5.3	5	15,604	3	21,563	6,878	10,501	4	17,379	4.4	679	691	6	1,370	7	8,047	4	10,371
トチノキ	17	6,596	0.9		2,151		4,445	547	641		1,188		109	0		109		1,495	8	3,804
トネリコ		360			338		22	35	0		35		3	0		3		300		22
ニセアカシヤ		1,458			837		621	154	127		281		0	0		0		683		494
ハナミズキ	2	60,760	8.6	3	27,040	1	33,720	5,400	12,942	3	18,342	4.7	1,217	413	5	1,630	2	20,423	1	20,365
フウ		2,301			1,877		424	1,385	0		1,385		2	22		24		490		402
外来ポプラ類		117			112		5	30	0		30		0	0		0		82		5
マテバシイ	8	17,136	2.4	8	12,477		4,659	2,380	1,662	10	4,042	1.0	1,765	238	3	2,003	5	8,332		2,759
モミジバフウ	13	8,757	1.2		6,860		1,897	3,618	790	9	4,408	1.1	0	45		45		3,242		1,062
シダレヤナギ		3,591			3,212		379	1,278	10		1,288		373	0		373		1,561		369
ヤマモモ	9	13,789	2.0	9	11,104		2,685	2,781	907		3,688		440	9	9	449	9	7,883		1,769
ユリノキ	12	10,075	1.4		5,435	10	4,640	1,478	856		2,334		495	0	8	495		3,462	9	3,784
ウメ類		1,043			672		371	133	194		327		0	0		0		539		177
クワ		116			64		52	2	0		2		0	2		2		62		50
コブシ	11	11,575	1.6		5,599	6	5,976	1,448	880		2,328		236	153		389		3,915	6	4,943
サルスベリ類	14	8,543	1.2		4,788		3,755	938	920		1,858		0	5		5		3,850		2,830
サザンカ類		2,958			2,096		862	33	257		290		0	0		0		2,063		605
ツバキ類	15	7,767	1.1		4,574		3,193	35	2,664		2,699		0	4		4	10	4,539		525
シラカシ	16	7,054	1.0		3,621		3,433	584	341		925		8	48		56		3,029		3,044
ビロウ	19	5,376	0.8		0	9	5,376	0	1,915		1,915		0	0		0		0	10	3,461
その他		363,863			256,204		107,659	165,703	77,636		243,339		485	1,837		2,322		90,016		28,186
街路樹	合計	786,945	(本)		506,313		280,632	253,929	139,563		393,492		15,579	7,100		22,679		236,805.00		133,969
	百分率	100.0%	(%)		64.3%		35.7%	32.3%	17.7%		50.0%		2.0%	0.9%		2.9%		30.1%		17.0%
	街路樹延長	3,520	(km)		2,167		1,353	723	509		1,232		183	40		222		1,261		804

道路緑地の欄の「その他」とは、歩道植樹帯以外の道路緑地（中央分離帯・交通島など）東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化担当：編集

特集

剪定枝葉の現状とリサイクルの推進

特集にあたって

特集にあたって

東京都緑化白書（Part33）の特集は、「剪定枝葉の現状とリサイクルの推進」を取り上げました。

剪定枝葉は、樹木の手入れなどから発生しますが、これは「廃棄物」なのでしょうか、あるいは「資源」なのでしょうか。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、『「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であつて、固形状又は液状の物』と定義しており、これを大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けています。

剪定枝葉は、建設工事から発生するものを除いて、家庭から出るもの、公共事業等での道路公園ゴミとして発生するものは一般廃棄物とされています。これらは廃棄物扱いで区市町村が処理の責務を負わねばなりません、造園業者が自ら処理する場合は除きます。

平成12年に施行された「循環型社会形成推進基本法」は、その字のごとく循環型社会の形成を推進する法律です。循環型社会とは、廃棄物の抑制に加えて循環資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。これを受けて、家庭用機器、食品廃棄物、容器包装廃棄物、自動車や小型電子機器廃棄物等が、法によりリサイクルの義務付けがなされていますが、剪定枝葉や伐採木などは、特段の規定はありません。

唯一、平成11年12月に東京都が策定した「東京都建設リサイクルガイドライン」（最新平成23年6月版）において、剪定枝葉の再資源化について誘導策が示されましたが、行政が中心に担うのではなく民間再資源化施設への搬入をすすめるべき、との指針です。

現実を見てみましょう。緑をリサイクルして自己利用する場合は、都市部では処理場所の確保が容易ではありません。また、チップや堆肥をつくっても自らの消費では余剰が生じます。加えてリサイクルに掛かる経費（チップ化、堆肥化）は、焼却処分に掛かる経費より割高です。このため、公共事業等で大量に発生する剪定枝葉は、ゴミとして清掃工場や民間の処理センターに持ち込まれているのが現実です。

当協会は、海の森造成に堆肥を供給する目的で、平成19年から海の森みどりの資源化センターにおいて剪定枝葉堆肥化事業を行っています。需要と供給のバランスをとりつつ、前述した緑のリサイクルの問題点の解決や森づくりのコスト削減に大きな役割を担っています。この剪定枝葉堆肥化事業は、循環型社会のモデル的的事业とも言えますが、堆肥の需要が無くなればこの事業も継続できません。実際、海の森の造成も平成28年度で完了しますので、リサイクル事業は先行き風前の灯火です。

ビジネスの世界では、一つのニーズに捉われ過ぎると「つぶし」が効かなくことがよくあります。経済学者のドラッカーは、顧客のニーズの把握がビジネスの基本であると説いています。将来における「緑のリサイクル」の顧客ニーズは一体何処にあるのでしょうか。法的な義務のない剪定枝葉のリサイクル問題を直視し、今、まさに問う必要があります。

2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災は、「脱原発」の機運の高まりと共に国のエネルギー政策を見直す転機となりました。「再生可能エネルギー特別措置法」の成立により、平成24年7月から電気事業者が太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギーで発電した電力を全て固定価格で買い取る制度が始まりました。

剪定枝葉のリサイクルを考えると、再生可能エネルギーの一つで供給安定性のある木質バイオマス発電への活用も可能性があります。バイオマス発電は、木チップを主燃料として専用ボイラで燃焼することで電力を作ります。都市部のバイオマス発電所で使用される木チップは、建設現場で排出された木廃材（建設廃材）が主流ですが、いつまでも供給が続くわけではありません。原料供給の安定化を図るために、プラスチックRPF、剪定枝葉が有力な燃料として注目されています。エネルギー需要の高い都市部、都市部で多く発生する剪定枝葉、この組み合わせは将来の可能性を大きく示唆するのでしょうか。

枝葉や伐採木などを有機物として大地に還元するのは基本中の基本としても、今後、社会の要請や顧客のニーズを鑑みてリサイクルの多様性に注目した再構築が望まれるところです。この特集がその一助となることを強く願っています。

（一社）東京都造園緑化業協会

広報委員会副委員長 山下 得男

基調報告①

有望な「修景残材」のエネルギー利用

有望な「修景残材」のエネルギー利用

熊崎 実

筑波大学名誉教授

木質バイオマスエネルギー利用推進協議会会長

木質エネルギーの先進国ドイツでの実績

わが国の林野庁が毎年作成している「木材需給表」で見えてくるのは、森林から下りてくる木材の需給である。ところが、ドイツでは木質バイオマスのエネルギー利用が著しく増加しているため、「木質原料のバランスシート (Holzrohstoffbilanz)」という、もっと包括的な需給表が公表されている。ここには森林から出る丸太だけでなく、丸太生産の後に残される林地残材、建築廃材のようなりサイクル材、剪定枝を含む修景残材の需給状況も含まれる。

本稿のテーマはこのうちの「修景残材」である。これは私の造語で、ドイツ語の Landschaftspflegematerial、英語で言えば landscape care wood に対応する。景観管理の対象となるのは、公園の樹林地、街路の並木、高速道路の緑地帯でなどだが、こうした場所では植生の定期的な伐り透かしや剪定が行われ、その都度、幹材や枝葉が出てくる。エネルギー源として使われるのはこの部分だ。

ドイツの木質原料のバランスシートによると、2010年に国内で消費されたバイオマスの量は、製材用、木質ボード用、紙パルプ用などの「マテリアル利用」で6,700万 m^3 、熱や電気の生産に向けられる「エネルギー利用」で6,400万 m^3 である。ドイツの森林面積は日本の半分もないのに、木質原料の消費量はわが国とは比較にならないほど大きい。

近年ではエネルギー利用の伸びがとくに急である。2005年との比較では、マテリアル利用が横ばいなのに、エネルギー利用は50%も増えた。このなかで修景残材の供給量も320万 m^3 から450万 m^3 に増加している。なぜこのようなことが起こったのか。まずその背景を探ってみよう。

木質燃料の復権

一般にはあまり認識されていないことだが、正味1 m^3 の木材は、1バレル(159リットル)の原油とほぼ同程度のエネルギーを持っている。最近日本に入ってくる原油の価格は相当に引下げられているが、それ以前は1バレル80~100ドルの値を付けていた。これが正常な価格であるとすれば、木材の潜在的なエネルギー価値も1 m^3 当たり80~100ドル、円に直せば1万円前後になるだろう。昨今の市場状況では、紙パルプ会社や木質ボードの製造会社でもこんなに高い原木は買えないだろう。合板会社ですら太刀打ちできなくなりつつある。

合板製造に向けられるのは製材には向かない細めの丸太だが、それでも直径が14cm以上で真直ぐな2mないし4mの材でなければならない。しかし破碎してボイラで燃やし熱や電気をつくるのであれば、樹木の部位(幹、枝、根株)や幹の形状(太さ、長さ、曲がり)は関係がなくなり、末端の枝葉まで利用できる。

ドイツではこの20年足らずの間に構造用木材の需要も大幅に増えた。国内の森林からこれ以上の丸太を生産することは難しい。マテリアル利用の業界からは、貴重な木材資源がエネルギー源として燃や

されてしまうことに強く反発している。これまで未利用のまま残されてきた林地残材や修景残材に目が向けられるのは当然だろう。これならマテリアル利用との競合も少ない。政府もそれを推奨していて、林地残材や修景残材を使った発電には固定価格買取制度でも優遇している。

年配の皆さんは覚えておられると思うが、1960年ころまでは薪や炭などが家庭用の燃料として広く使われていた。そうした木質燃料が市場から急速に駆逐されたのは、安価な石油が出回るようになったからである。1970年頃を振り返ると、日本が輸入する原油の平均価格はバレル2ドル、日本円にして700円程度であった（当時の為替相場は1ドル360円）。したがって木材のエネルギー価値も1m³当たり700円ということになるが、燃料用のバイオマスをこれほど低いコストで集めるのは当時でも不可能であった。ちなみに、その頃スギ材の中目丸太は1m³当たり2万円くらいしていたと思う。

安価な石油によって駆逐されていた木質燃料が、バレル80～100ドルの時代になって、華麗な復権を果たしたのである。

向上著しい木質焚き燃烧機器の性能

前項で述べた木材のエネルギー価値というのは、あくまでポテンシャル、つまり可能性であって、実際の話ではない。昔ながらのかまどに薪をくべて調理する場合、薪の持つエネルギーのどれほどが有効な熱に変換されたかという点、10～20%程度にとどまっていた。石油の変換効率に比べたら断然低い。いくらポテンシャルが大きくても、木質焚き燃烧機器の効率を引き上げないことには、お話にならない。

実のところ、中欧や北欧で木質バイオマスのエネルギー利用が大きく進展したのは、燃烧機器の改善があったからである。その技術開発を先導してきたのが、1978年の国民投票で「脱原発」決めたオーストリアだ。この国には薪暖房の長い歴史がある。その上に高い環境意識が加わって、バイオマス燃烧機器の改善に目が向けられるようになった。

とくに注目すべきは、1980年以降、公的な検査機関（Bundesanstalt für Landtechnik Wieselburg, BLW）が、毎年市場に出てくる小型（熱出力400kW以下）の木質焚きボイラを検査し、その結果を公表するようになったことだ。これによってメーカー間の技術開発競争が促され、オーストリアは一躍木質焚き燃烧機器の有力な輸出国にのし上がったのである。

BLWが公表しているテスト値のうち、変換効率と一酸化炭素（CO）の排出量を見てみよう。図1に

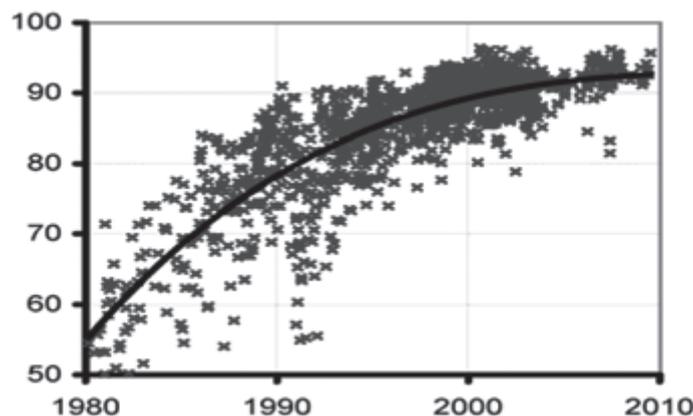


図1 木質焚き小型燃烧装置の熱効率
オーストリアの検査機関（BLT）でのテスト値 低発熱量ベースでの効率（%）
出典）www.Bioenergy2000.eu/publications/schwarz etal 2011

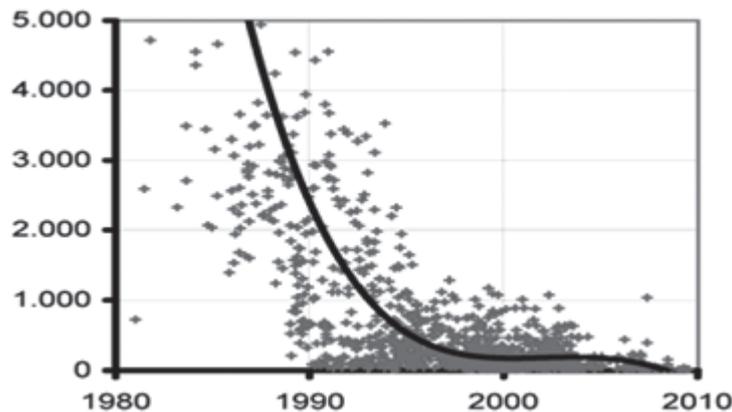


図2 木質焚き小型燃焼装置のCO排出量
オーストラリアの検査機関 (BLT) でのテスト値 CO emissions mg/Nm³
出典) www.Bioenergy2000.eu/publications/schwarz_etal_2011

示されているのは、新しく登場した燃焼機器の熱効率で、薪やチップ、ペレットの形で投入された木質燃料のエネルギーのうち、どれほどが有効な熱に換えられたかを見たものである。平均値で言うと、当初55%程度であった効率はおよそ30年の歳月を経て90%を超えるようになった。

次に図2にあるCO排出量は燃焼の質にかかわる重要な指標である。燃料が完全に燃え尽きていればCOは出てこない。またCOの排出が少ないと、有機性の浮遊粒子 (TSP) やガス性の有機物 (CGC) など環境汚染物質のエミッションも減ってくる。図にあるように、COの平均値は当初の15,000から50mg/Nm³に減少した。

このようなわけで、最新鋭の木質焚き燃焼機器の性能は、化石燃料焚きのそれに比べて、ほとんど遜色がなくなっている。経済性の面ではどうか。熱1kW時当たりの生産コストで見ると、比較的規模の大きい産業用のボイラであれば、重油に替えて木質チップを使うほうが有利になるケースが多くなったと言われている。他方、小型の家庭用燃焼機器では、木質燃料と化石燃料の価格差に左右されるところが大きい。木質焚きの機器では石油やガスを使う機器に比較して設備費が嵩むからである。

修景残材をベースにした熱の供給システム

都市域の中心部ないしは周辺から出てくる修景残材には雑多なものが含まれている。太い幹もあれば、細い枝もあるし、葉もかなり含まれているであろう。これらはすべて木質焚きボイラの燃料になるが、そのためには何よりもチップ状に破碎しなければならない。また小型のボイラで燃やす場合には、水分率を30～35%まで落とす必要があるし、大型の場合でも40%以下が望ましい。

こうしたチップはかさばる割に値段が安いからあまり遠くへは運べない。都市域で生産されたものは都市域の中で使うのが理想である。幸いなことに、都市域には化石燃料焚きのボイラを入れている事業所や公共建築物がたくさんある。これを木質焚きのボイラに替えるのが最も手取り早い。既存の化石燃料焚きの機器はバックアップ用にそのまま残すのが普通である。

ある程度まとまった量の修景残材が安定して集められれば、これをベースに下記のようなエネルギー事業を展開することもできるであろう。仮にA社がこの事業を担うとしよう。A社は修景残材を集め、そのチップ化、乾燥、仕分け、貯蔵を行うが、それと同時に域内の事業所や集合住宅などに、それぞ

れの建築物に見合ったチップ焚きのボイラを設置していく。熱の供給を受ける顧客が、自身でボイラを購入するケースも考えられるが、現状で普及させるには、A社がボイラをまとめて購入し、リースで貸出す方式が適切のように思う。

A社はさらにボイラの設置から、チップ燃料の供給、運転管理、メンテナンス、灰の処理などの一切を取り仕切ることになるだろう。わが国ではこうしたそれぞれの業務をきちんとやってくれる事業者が育っていない。当面はA社がすべてを代行するのである。そうした経費はリース代も含め、熱の消費量に応じて顧客から徴収される。冷暖房や給湯で消費された熱量は顧客ごとに正確に記録しておかなければならない。

バイオマスの有効利用と景観管理

化石燃料の価格が持続的に上昇し、木質焚き燃焼機器の性能が大きく改善されたことで、あらゆる木質系バイオマスが再生可能なエネルギー源として改めて見直されることになった。象徴的な事例を一つだけ挙げよう。大規模化した最近の製材工場では、丸太が工場に入ってくると、バーカーにかけて樹皮を取る。ヨーロッパでも10年くらい前まではそこから出る大量のバークは他に使い道がなく、埋め立てに回されていた。大枚の処理料を払って、処分してもらうしかない。今ではそれがボイラで問題なく燃やせるようになり、トン当たり2、3千円払わないと手に入れられない状況になっている。

もちろんこれは修景残材にもそのまま当てはまるが、現状ではエネルギー利用の事例が少ないために、その潜在的な価値が認識されていない。木屑類のほとんどは廃棄物扱いである。廃棄物とはそこにあるだけで環境を汚す忌まわしい存在であり、燃やすか埋め立てるかして消し去ることばかりが考えられてきた。これからはその発想を180度転換して有効利用の道を探るべきである。

市民の側でも、「地域で使うエネルギーは可能な限り地域でつくる」という意識を持つ必要がある。ヨーロッパにはバイオマスによる地域熱供給の施設を持つ都市があちこちにあるが、近隣の住民がボイラの燃料になりそうな木片、古材、伐倒された庭木やクリスマスツリーなどを自発的に施設に持ち込んでいる例をいくつか目撃した。また住民が自宅から出る木くずを街角におかれた大きな鉄の箱に投げ込むケースもある。

修景残材の有効利用は、地域の良好な景観を維持しつつ地域のエネルギー自立を目指すことでもある。幕末から戦前期に日本を訪れた外国人の書いたものを見ると、手入れの行き届いた農村の景観に驚いている。これは当時の日本人の美意識がとくに高いとか、とりわけ潔癖であったというわけではあるまい。必要な燃料と家畜の飼料を確保すべく、周りの山野から雑草や雑木をきれいに刈り取り、枯れ木や落ち葉を絶えず集めていたからである。バイオマスの有効利用が良好な景観の維持につながった。これが理想的な姿であろう。

基調報告②

剪定枝葉の一般廃棄物処理について

剪定枝葉の一般廃棄物処理について

山田 元一

(一社) 東京都造園緑化業協会 副理事長

平成12年6月、循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収および適正処理が体系的に義務付けられることになった。リユース、リデュース、リサイクルが社会のあらゆる場において検討・推進されるようになったのである。

従来、東京都造園緑化業協会の会員企業から排出される公園・街路樹等の剪定枝葉は、自ら堆肥化するなど先駆的な2～3の会員企業を除いてほとんどが清掃工場に搬入され、焼却処分されてきた。東京23区内の公園、街路樹等の維持作業から発生する剪定枝葉は年間約2.6万トンに及ぶ。これらの剪定枝葉をチップ化して堆肥化し、公園整備などの土壌材料として再利用できれば、都市においても、剪定枝葉の自然分解という本来の自然循環の中に入れ込むことができる。つまり、堆肥は時間と共に豊かな土壌をつくり、あわせて樹木の新たな成長の糧となるのである。自然のリサイクルの仕組みである。これは助燃剤を用いて焼却してしまう方法とは違って、発生抑制、再生利用の理念を実現しつつ、自然の循環系をも視野に入れた事業として、環境の保全、炭酸ガスの抑制にも資するものと考えられる。

さらに、その事業は広大な公園を整備するに際しての良質土壌の採取、遠方からの運搬という2つの欠点を改善するという利点もある。

当協会は、平成15年末から剪定枝葉のリサイクル事業のあり方について検討委員会を設け、都港湾局の海の森で公募される堆肥供給事業への参画を目指した。その結果、東京都港湾局との協働事業に指定され、平成19年8月より今日まで、会員等の公園・街路樹等公共事業由来の剪定枝葉の一部を「海の森みどりの資源化センター」で受け入れ、堆肥化し、海の森の基盤造成に供給してきた。その実績は、平成25年度末までに、実に8.4万m³（25mプール230杯分）に及ぶ。

1. 剪定枝葉と廃棄物処理法

剪定枝葉は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下略して「廃棄物処理法」と書く。）に定める廃棄物にあたる。廃棄物の処理は、自ら出した廃棄物は自らが処理するというのが一つの原則であり、その場合、廃棄物処理業の許可は必要ない。また一般廃棄物の処理の統括的責任は区市町村にあるが、特定の条件を満たす場合には、他人（他の法人）が排出した一般廃棄物を業として処理することが認められ、その場合にはその業を実施するための特別な許可が必要になってくる。

当初私たちは、剪定枝葉の処理について気軽に考えていた。剪定枝葉はごみ焼却場に持ち込まれていたのであるから、これをリサイクルすることができれば当然そのメリットは大きく、リサイクル事業の実施に当たっては広く賛意が得られると考え、さしたる制約があるとは思わなかった。

しかし、剪定枝葉はれっきとした廃棄物であり、その処理には、厨芥や汚泥や感染症の病床などから出てくる廃棄物と同様に廃棄物処理法上の厳しい制約がかかる。したがって、区市町村長から廃棄物取扱い事業者としての許可が必要なのである。例えば、東京二十三区清掃協議会が出版している「一般廃棄物処理業の手引き」の一部を引用してみると、『自らの事業活動（造園業など）に伴って発生する一

一般廃棄物の収集若しくは運搬または処分を行う場合（例 造園業の場合は、自ら剪定した木屑に限る。）は業の許可は…』という説明がある。引用した文の通り造園業を例示し、下線部のようにこれだけ明確に造園業の剪定した木屑と書かれていては、剪定枝葉が一般廃棄物として取り扱われることにうなずかざるを得ないのであった。つまり、当協会が自ら剪定した枝葉であればその処理について特別な許可は必要ないが、当協会以外の法人が剪定した枝葉は、単なる枝葉木屑であっても、その取扱いや手続きは他の一般廃棄物と同様に厳正に取り扱われなければならない。

このことから当協会の海の森剪定枝葉堆肥化事業では、一般廃棄物処分業の許可が必要である。しかし、この許可は東京 23 区では容易に得られる状況にはなかったことから、当面、廃棄物処理法第 7 条 6 項但し書きに基づく、大田区の「一般廃棄物再生活用業の指定」という特例の制度を認めていただき、事業を開始することとなった。

その後、許可の要件が整ったことから、太田区長の名のもと、東京二十三区清掃協議会から一般廃棄物処分業の許可を受け、今日に至っている。

2. 産業廃棄物と一般廃棄物

上記の通り、当協会は一般廃棄物処分業の許可を受けているが、産業廃棄物との違いを承知しておくことも重要と考えるので、この点について少し述べてみたい。

廃棄物処理法においては、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の 2 種類に区分されており、それぞれの処理を業として行おうとする者は、産業廃棄物については知事の、一般廃棄物については区市町村長の許可を受けなければならない。また産業廃棄物は、燃えがら、汚泥、廃油、紙屑、木屑など、20 の種類に分けて種類ごとに細かく例示されているが、一般廃棄物については「産業廃棄物以外の廃棄物を言う。」と、まことに大まかな定義となっている。

また木屑のうち樹木から発生するものに関係すると思われる産業廃棄物としては、「建設業にかかるもの（工作物の新築、改築又は撤去によって生じたものに限る。）」と政令で定められている。つまり、新築、改築、撤去などの工事がらみ、つまり建設業という業種から発生する木屑については産業廃棄物とみなされる。樹木が、はたして工作物といえるかは議論の余地もあると思うが、工事がらみの場合には、往々にして樹木以外の撤去工作物やその他工事の廃材などが紛れ込む恐れもあり、これらはまさに産業廃棄物であるため当協会の処理場に持ち込むことはできない。現実には工事で発生する剪定枝葉等が、産業廃棄物であることを理解できない事業者も少なくない。

当協会の資源化センターで扱える一般廃棄物としての木屑は、街路樹や公園などの樹木の維持管理業務に伴って発生する剪定枝葉等ということになる。

3. 廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理については区市町村に統括的処理責任があり、その処理は区市町村自身が行うことを原則としている。このことから許可を受けた業者による処理は、区市町村が直接処理できない場合に、区市町村を補完するものとして処理を行うものとされる。従って、区市町村事業と同様にその信頼性・安全性が確保されていることが要求される。

また区市町村の処理を補完するという意味から、許可については区市町村で処理することが困難な場合に限り与えられるものであり、処理内容については区市町村の一般廃棄物処理計画に従ったものでな

ければならず、営業区域については許可を得た区市町村の区域内に限られる。

今回当協会が一般廃棄物処分業の許可を得られた理由は、第一に、剪定枝葉のリサイクルが処理廃棄物の減量という法の理念につながる事業であったこと、ついで、日々運搬車で運び込む量が年間で五千トン以上という大きなものであったこと、また、剪定枝葉を堆肥化するという処理の方法が特殊な性質のものであったこと、以上の3点から、区市町村で直接処理できない作業であり、許可をして第三者にやらせることが適当な業務であると認定されたことであろう。それだけに適正に廃棄物処理を行うための管理能力と廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守に関して、当協会の責任は大きいと言わなければならない。

4. 法令の遵守

廃棄物の処理は、確実かつ安全に、そして安定的に行われなければ社会に対する影響は極めて大きなものとなる恐れがあるため、当該事業に従事する者は、区市町村の統括的な指導の下に、業務を確実に履行することが求められる。そのため廃棄物処理法においては、許可申請者の資格、作業の方法、作業に使う施設、作業計画書及び結果報告に関して厳しい規定がある。また実地業務が法の規定に沿って行われているかを確認するため、随時立ち入り検査が行われる。これらの規定を守らなければ、事業の停止命令や罰則が科せられることがあり、場合によっては、区市町村長は法の定めるところにより許可を取り消さなければならない。

従って、一般廃棄物処理事業に従事する者は、このように事業の性格を認識するとともに業務の役割を自覚し、安全、安心、確実な履行に努めなければならない。また、一般廃棄物を適正に処理し、その役割を果たすためには、廃棄物処理法のほか水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法などの関連法令を熟知しておく必要がある。これらの法律による規制や基準は年々厳しくなっており、その違反は環境の保全に重大な支障を生ずることになるとともに、廃棄物処理法上の罰則に該当する恐れも出てくる。そのリスクを予防するためにも法律を知り、コンプライアンスを徹底することが重要である。

アンケート調査

1. アンケート調査の目的

今回は、造園緑化に関わって発生する剪定枝葉の問題を取り上げた。剪定枝葉は、公園・庭園、街路樹等の手入れを行えば必ず発生し、その処分が必要になる。現場を担う造園業にとって、その適正な処分は避けては通れない業務である。

かつては都市近郊に廃棄のための空間がそこここにあったが、環境への関心が高まり、枝葉が一般廃棄物に指定されると、やみくもに、また勝手に処分することが難しくなった。今では特別の場合を除き野焼きも禁止され、剪定枝葉の多くは、清掃工場か民間処分場で燃やされたりする。しかし、枝葉は植物由来であることから、これを堆肥等にうまく活かせば、ゴミではなく資源になる。江戸時代が資源循環型社会のお手本とも言われる中、現代においてもその精神を引継ぎ、取り組みを強化していかねばならない。

剪定枝葉のリサイクルは、東京では昭和 50 年代半ばに注目されて、徐々に自治体でも取り組まれるようになったが、堆肥等の消費がうまく回らず、また限られた範囲ではモノ回りは限界となっている。都ではこうした剪定枝葉の再資源化を促進するため、民間再資源化施設への搬入を薦めている。しかし、一体、都内では剪定枝葉がどのくらい発生して、どのように処分されているのであろうか、これまで詳細に公表された例はない。今後の造園緑化業務を、ゴミ問題、リサイクル問題まで責任を持って取り

表 1 関係部局に依頼した「アンケート」の設問

公園・街路樹等での剪定枝葉の発生と処理に関するアンケート調査	
○ 「国・都の街路樹等管理者に対しては」	
設問 1 貴所において所管する道路緑地の街路樹数、管理面積	
① 高木街路樹本数	_____本
② 道路緑地（植樹帯、小広場等）の管理面積	_____㎡
設問 2 上記①、②ごとの年間剪定枝葉発生量	
① 高木街路樹で発生する剪定枝葉量	_____kg
② 道路緑地で発生する剪定枝葉量	_____kg
○ 「国・都の公園等の管理者に対しては」	
設問 1 貴団体において管理する都営・公社住宅及び公園・緑地の管理面積	_____㎡
設問 2 上記の年間剪定枝葉発生量	_____kg
○ 「特別区の公園・街路樹等の管理者に対しては」	
設問 1 貴所において所管する公園・道路緑地等の管理面積	
① 都市公園等（条例等により準ずるもの含む）の管理面積	_____㎡
②-1 道路緑地（植樹帯、小広場等）の管理面積	_____㎡
②-2 高木街路樹本数	_____本
③ その他、河川、屋上緑化、公共施設等の緑地管理面積	_____㎡
設問 2 上記①、②、③ごとの年間剪定枝葉発生量	
① 都市公園等で発生する剪定枝葉量	_____kg
② 街路樹等の道路緑地で発生する剪定枝葉量	_____kg
③ その他の緑地で発生する剪定枝葉量	_____kg
※発生量データ：平成 25 年度実績	
※剪定枝葉とは：直営・委託の種別を問わず、公園、公共施設外構等の緑地、街路樹・植栽帯の維持管理作業の一環として剪定・刈り込み作業を行った後に発生する一般廃棄物としての植物残渣。根株、落葉、刈草（笹を除く）は含まない。工事として発生する伐木等の植物残渣は産業廃棄物であり、今回の対象ではありません。	
※剪定枝葉量の計算：イ 作業に伴う剪定枝葉発生量は、通常街路樹管理で使用される東京都建設局積算基準によって下さい。	
ロ 発生量を体積で把握している場合は、剪定枝葉 4 ㎡を 1,000kgとして換算して下さい。	

組んでいくために、まず東京 23 区内だけでも実態を明らかにする必要がある。

本特集では、以上の視点に立ち、特に東京 23 区内の公共事業等から発生する剪定枝葉の処理等の実態をアンケートによって把握することとした。これを参考に、まだ不十分な資源循環のあり方、特に今後の剪定枝葉のリサイクルについて関係者の活発な議論が喚起されれば幸いである。

2. アンケート調査の内容と対象

アンケートの内容は、表 1 で、主に公園、道路緑地等の管理面積と年間剪定枝葉発生量、発生した剪定枝葉の処分先等、各団体のリサイクル事業への取り組みについて聞いた。

対象は、東京 23 区内の公園、街路樹等から発生するものを想定し、その事業者たる東京都や特別区（指定管理者を含む）、23 区内の国道を管理する国道事務所、新宿御苑・皇居外苑などを管理する環境省、都営住宅などを管理する東京都住宅供給公社の 43 団体とした。都市再生機構（UR）や公共施設管理者は事務の都合上、今回は含めていない。

街路樹等「国道、都道、港湾の道路所管部署」（国道・都道等）と、公園等「都立公園の直轄、指定管理者、東京都住宅供給公社」（都直轄・指定管理等）、公園・街路樹等「特別区」で、それぞれ若干設問を変えている。

また、都市公園等公園管理面積は、東京都建設局発刊の「公園調書」に依っている。

○「以下共通」

設問 3 発生した剪定枝葉の処分先等の把握について

- ① 処分先と処分先ごとの量を把握している
- ② 処分先を把握していない
- ③ その他

設問 4 設問 3 で①把握している場合

- ① どのように把握しているか（記述）
- ② 具体的な処分先と全体に対する割合（記述）

設問 5 独自の剪定枝葉のリサイクル事業について

- ① 実施している
- ② 実施していない
- ③ かつて実施したが中止した（いつまで）
- ④ その他（記述）

設問 6 設問 5 で①実施している場合

- ① リサイクル品の内容（記述）
- ② 発生量全体の何%をリサイクルしているか _____ %
- ③ リサイクル事業の継続期間（年 月） _____ 月 日

設問 7 設問 5 で①実施している場合、堆肥などのリサイクル品の利用は所内で限界か

- ① 限界である
- ② まだ余裕がある（利用可能性：年間約 _____ m³）
- ③ その他

設問 8 設問 5 で実施していない場合、外部から堆肥などの植物由来のリサイクル品を受け入れる可能性

- ① ある（年間約 _____ m³）
- ② 可能性はない
- ③ 条件による（記述）

設問 9 剪定枝葉処理問題についての自由意見

3. アンケート調査の結果

(1) 年間剪定枝葉発生量

対象団体の東京 23 区内の公園、街路樹等から発生する
年間剪定枝葉量は約 24,233 トンである。

「環境省」、「都直轄・指定管理者等の都立公園」、「東京都住宅供給公社」(JKK)、「特別区の公園」を合わせた公園緑地管理面積の合計は 71,054,350㎡、「国道、都道、特別区の街路樹・植栽帯」における「高木街路樹本数」の合計は 314,140 本、「道路緑地面積」は 2,592,551㎡、「その他の緑地管理面積」の合計は 3,066,176㎡であり、ここから発生する年間剪定枝葉量は 24,233,162kg となった。(13 団体の数量不明部分を除く。)

アンケート調査の総括表を表 2 に示す。

<内訳の説明>

国道、都道等の街路樹等の年間剪定枝葉発生量は、約 5,948 トンである。

設問 1、2 国土交通省東京国道事務所と東京都第 1～6 建設事務所、東京港管理事務所の 8 団体が所管する街路樹と道路緑地の「高木街路樹本数」は 138,515 本で、ここから発生する年間剪定枝葉量は 1,690,460kg (回答 6 団体)、「道路緑地面積」は 1,425,148㎡で、年間剪定枝葉発生量は 4,257,405kg (回答 8 団体) となった。(3 団体の数量不明部分を除く。(*a 高木剪定量、*b 道路緑地剪定量不明))

環境省所管(皇居外苑、新宿御苑)、都立公園の直轄と指定管理、
住宅供給公社の公園等の年間剪定枝葉発生量は約 7,760 トンである。

設問 1、2 ①環境省の皇居外苑管理事務所、新宿御苑管理事務所が所管する公園等面積は 1,202,455㎡、②東京都東部・西部公園緑地事務所による直轄、東京都港湾局海上公園、(公財)東京都公園協会などの指定管理者 7 団体が管理する公園等面積は 26,953,963㎡、③東京都住宅供給公社が所管する公園等面積は、11,229,579㎡で、これら合計は 39,385,997㎡である。

ここから発生する年間剪定枝葉量は、① 848,165kg、② 4,169,692kg、③ 2,742,523kg で、合わせて 7,760,380 kg であった。

特別区(東京 23 区)での年間剪定枝葉発生量は、都市公園等が約 7,303 トン、
街路樹等が約 3,227 トン、その他が約 1,675 トンである。

設問 1、2 特別区が管理する「都市公園等面積」は、合わせて 31,668,353㎡で、ここから発生する年間剪定枝葉量は 7,303,528kg + *383,000kg (7,686,528kg) となった>(* 集計で除外した数量不明部分の

概算)

特別区が管理する「高木街路樹本数」は、175,625本(23区分)、「道路緑地面積」は、1,167,403㎡(22区分)で、ここから発生する年間剪定枝葉量は、3,226,658kg + *158,000kg(3,384,658kg)となった。(*集計で除外した数量不明部分の概算)

表2 総括表 A 各団体の緑地、高木街路樹と年間剪定枝葉発生量

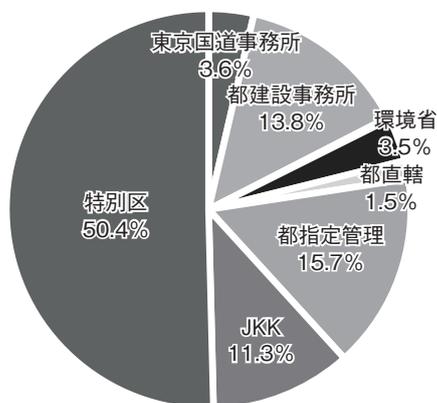
(— は未記入)

団体	項目	公園緑地の管理面積(㎡)	公園緑地で発生する剪定枝葉量(kg) A	その他、河川、屋上、公共施設等の緑地管理面積(㎡)	その他の緑地で発生する剪定枝葉量(kg) B	公園、その他緑地合計 A+B(kg)	高木街路樹本数(本)	道路緑地(植樹帯、小広場等)の管理面積(㎡)	街路樹等の道路緑地で発生する剪定枝葉量 C(kg)	年間剪定枝葉発生量の合計 A+B+C(kg)
東京国道事務所							15,413	265,013	*a875,000	875,000
都第一建設事務所							12,264	155,106	457,615	457,615
都第二建設事務所							21,429	204,255	*a734,590	734,590
都第三建設事務所							17,501	109,002	749,600	749,600
都第四建設事務所							13,258	161,144	787,840	787,840
都第五建設事務所							21,023	213,132	355,000	355,000
都第六建設事務所							32,012	165,225	*b257,560	257,560
都建設事務所 合計							117,487	1,007,864	3,342,205	3,342,205
都東京港管理事務所							5,615	152,271	40,200	40,200
皇居外苑管理事務所		619,455	303,165			303,165				303,165
新宿御苑管理事務所		583,000	545,000			545,000				545,000
環境省 合計		1,202,455	848,165			848,165				848,165
都東部公園緑地事務所		538,506	169,495			169,495				169,495
都西部公園緑地事務所		405,000	190,000			190,000				190,000
都直轄 合計		943,506	359,495			359,495				359,495
都海上公園		7,903,000	412,341			412,341				412,341
都公園協会		15,820,334	2,796,175			2,796,175				2,796,175
都立動物園グループ		945,730	345,075			345,075				345,075
横網町公園		19,579	7,830			7,830				7,830
潮風公園、台場公園		184,902	125,900			125,900				125,900
都市部の公園・東部グループ		1,131,212	116,603			116,603				116,603
日比谷公会堂・野外音楽堂		5,700	6,273			6,273				6,273
都指定管理 合計		26,010,457	3,810,197			3,810,197				3,810,197
東京都住宅供給公社		11,229,579	2,742,523			2,742,523				2,742,523
千代田区		120,933	—	7,963	—	—	4,909	27,015	—	—
中央区		336,337	221,680	—	—	221,680	6,769	65,793	87,280	308,960
港区		426,494	108,360	4,361	22,802	131,162	5,065	18,409	145,122	276,284
新宿区		105	350,000	98,180	15,890	365,890	4,319	18,534	95,340	461,230
文京区		233,685	163,467	13,836	39,221	202,688	2,921	13,657	107,094	309,782
台東区		215,548	98,000	5,940	3,600	101,600	2,748	9,236	68,400	170,000
墨田区		644,683	70,425	6,582	0	70,425	3,826	9,296	136,015	206,440
江東区		1,063,759	898,625	—	548,500	1,447,125	13,340	131,595	449,000	1,896,125
品川区		627,923	458,750	45,687	28,550	487,300	3,743	21,588	—	487,300
目黒区		386,514	2t車133台、3t車39台	—	—	2t車133台、3t車39台	2,961	19,100	2t車79台	—
大田区		2,046,350	390,031	380,601	不明	390,031	9,791	88,112	388,700	778,731
世田谷区		1,722,065	446,198	不明	不明	446,198	18,746	79,735	191,122	637,320
渋谷区		169,838	159,765	不明	不明	159,765	2,908	12,678	不明	159,765
中野区		417,226	242,100	8,009	道路緑地と合わせ	242,100	1,532	9,183	26,975	269,075
杉並区		751,155	351,202	370,042	310,815	662,017	1,924	20,280	7,790	669,807
豊島区		204,375	121,000	99,494	—	121,000	2,362	11,296	38,000	159,000
北区		956,022	322,875	—	—	322,875	5,419	—	138,700	461,575
荒川区		194,668	60,228	—	—	60,228	2,251	17,501	58,870	119,098
板橋区		1,553,258	464,537	—	—	464,537	9,167	65,140	176,240	640,777
練馬区		983,826	746,475	816,982	573,350	1,319,825	1,635	66,177	364,600	1,684,425
足立区		15,378,426	800,000	663,992	公園に統合	800,000	22,637	104,856	240,000	1,040,000
葛飾区		1,010,851	581,000	—	—	581,000	11,628	85,783	361,000	942,000
江戸川区		2,224,312	248,810	544,506	132,463	381,273	35,024	272,439	146,410	527,683
特別区 合計		31,668,353	7,303,528	3,066,176	1,675,191	8,978,719	175,625	1,167,403	3,226,658	12,205,377
総合計		71,054,350	15,063,908	3,066,176	1,675,191	16,739,099	314,140	2,592,551	7,484,063	24,223,162

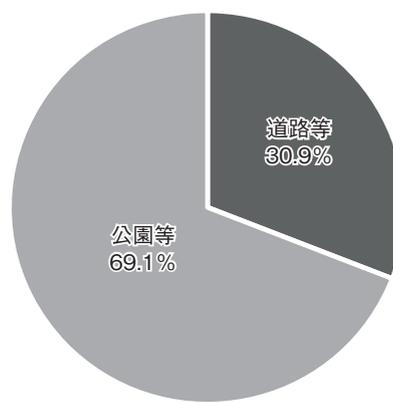
特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進

特別区が管理する「その他の緑地管理面積」は、回答のあった14区の合計が3,066,176㎡で、ここから発生する年間剪定枝葉発生量は1,675,191kgであった。

注)「高木街路樹本数」は、1区が「道路緑地面積」に、1区が「都市公園等」に含むとしており、それぞれの項目に該当するものとして取り扱った。



グラフ1 事業者別発生割合
(年間剪定枝葉発生量の合計に占める団体の種別ごと(事業者別)の割合)



グラフ2 道路、公園別発生割合
(年間剪定枝葉発生量の合計に占める剪定枝葉発生場所の割合)

(2) リサイクルの実態

まとめ：剪定枝葉の処分先は、マニフェスト、受入伝票、リサイクル証明書等により対象団体の約8割が把握し、具体的処分先と重量割合は都内民間処理施設が47.0%、清掃工場が24.7%、海の森みどりの資源化センターが10.9%の順で占めた。(海の森みどりの資源化センターは民間処理施設であるが、都との協働事業施設であるので別扱いとした。)

<内訳の説明>

発生した剪定枝葉の処分先を把握しているのは、43団体のうち33団体77%である。

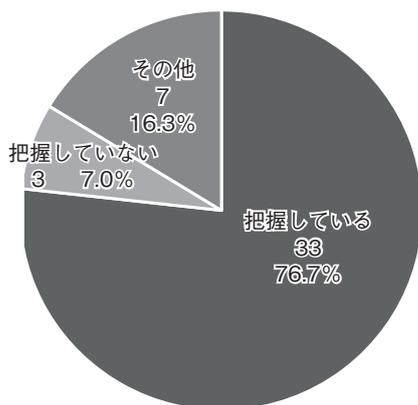
設問3「発生した剪定枝葉の処分先等の把握」については、全43団体から回答があり、「①処分先と処分先ごとの量を把握している」33団体77%、「②処分先を把握していない」3団体7%、「③その他」7団体16%となった。「③その他」には、園内処理で完了しているものが2件あり、量を把握していないなどの回答があった。

アンケート調査

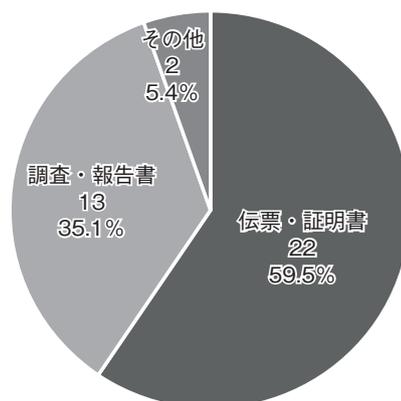
表3 総括表B 処分先の把握や処分先の割合、リサイクル事業の有無と割合、リサイクル品の利用限界、他からの受入可否
(— は未記入)

団体	項目	処分先の把握	把握の方法等	清掃工場 (%)	民間 (%)	海の森 (%)	その他 (%)	リサイクル事業	リサイクル割合 (%)	リサイクル品の利用	リサイクル品の受入
東京国道事務所		把握	伝票・証明書	100.0	0	0	0	なし	—	—	不可
都第一建設事務所		把握	伝票・証明書	11.0	50.0	39.0	0	なし	—	—	不可
都第二建設事務所		把握	調査・報告書	—	—	—	—	なし	—	—	可
都第三建設事務所		把握	調査・報告書	31.0	62.0	7.0	0	なし	—	—	不可
都第四建設事務所		把握	調査・報告書	100.0	0	0	0	なし	—	—	条件による
都第五建設事務所		把握	—	83.0	5.0	12.0	1.0	なし	—	—	不可
都第六建設事務所		把握	調査・報告書	12.0	18.0	70.0	0	なし	—	—	不可
都建設事務所 合計				47.0	27.0	26.0	0				
都東京港管理事務所		把握	伝票・証明書	100.0	0	0	0	なし	—	—	不可
皇居外苑管理事務所		把握	伝票・証明書	0	28.2	71.8	0	なし	—	—	条件による
新宿御苑管理事務所		その他	—	—	—	—	—	あり	100%	その他	—
環境省 合計				0	28.0	72.0	0				
都東部公園緑地事務所		把握	伝票・証明書	0	100.0	0	0	なし	—	—	不可
都西部公園緑地事務所		把握	その他(発生処理)	0	0	0	100.0	なし	—	—	不可
都直轄 合計				0	50.0	0	50.0				
都海上公園		把握	伝票・証明書	0	76.2	23.2	0.7	あり	23.9	限界	—
都公園協会		把握	伝票・証明書	0	73.0	27.0	0	あり	28	その他	—
都立動物園グループ		把握	伝票・証明書	0	0.5	26.0	73.5	あり	19.6	限界	—
横網町公園		その他	伝票・証明書	0	10.0	90.0	0	なし	—	—	不可
潮風公園、台場公園		把握	伝票・証明書	0	42.0	57.0	1.0	あり	1	余裕	—
都市部の公園・東部グループ		把握	伝票・証明書	11.0	89.0	0	0	その他	10	余裕	—
日比谷公会堂・野外音楽堂		把握	伝票・証明書	13.3	86.7	0	0	あり	—	その他	—
都指定管理 合計				3.0	54.0	32.0	11.0	0	83	0	0
東京都住宅供給公社		把握	伝票・証明書	19.0	74.0	7.0	0	なし	—	—	条件による
千代田区		未把握	—	—	—	—	—	なし	—	—	不可
中央区		把握	調査・報告書	18.0	58.0	24.0	0	あり	43	限界	—
港区		その他	調査・報告書	60.0	40.0	0	0	なし	—	—	不可
新宿区		その他	伝票・証明書	—	100.0	0	0	なし	—	—	不可
文京区		把握	伝票・証明書	100.0	0	0	0	なし	—	—	不可
台東区		把握	調査・報告書	0	100.0	0	0	なし	—	—	条件による
墨田区		把握	調査・報告書	39.0	38.0	23.0	0	なし	—	—	条件による
江東区		把握	その他(仕様書に基づく)	0	37.0	0	63.0	あり	63	—	—
品川区		その他	伝票・証明書	32.0	40.2	26.8	1.0	あり	0.5	限界	—
目黒区		把握	伝票・証明書	0	90.0	0	10.0	なし	—	—	不可
大田区		未把握	—	—	—	—	—	なし	—	—	—
世田谷区		把握	伝票・証明書	60.0	40.0	0	0	あり	0.05	限界	—
渋谷区		把握	伝票・証明書	0	89.3	10.7	0	なし	—	—	不可
中野区		把握	伝票・証明書	0	100.0	0	0	なし	—	—	不可
杉並区		把握	伝票・証明書	0	27.5	72.5	0	なし	—	—	条件による
豊島区		未把握	—	—	—	—	—	なし	—	—	条件による
北区		把握	—	0	100.0	0	0	あり	100	限界	—
荒川区		把握	調査・報告書	0	100.0	0	0	なし	—	—	不可
板橋区		その他	伝票・証明書	96.0	4.0	0	0	以前に	—	—	不可
練馬区		把握	調査・報告書	0	100.0	0	0	その他	—	—	—
足立区		把握	調査・報告書	5.0	65.0	0	30.0	あり	100	限界	—
葛飾区		把握	調査・報告書	96.0	4.0	0	0	あり※	—	その他	—
江戸川区		その他	調査・報告書	80.0	15.0	0	5.0	以前に	—	—	不可
特別区 合計				29.0	57.0	8.0	5.0				
総合計				37.0	36.0	18.0	8.0				

特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進



グラフ3 処分先の把握状況



グラフ4 処分先の把握方法

処分先の把握の方法は、マニフェスト、受入伝票、リサイクル証明書が主流である。

設問4の① 処分先を把握していると答えた団体のうち31団体、その他と答えた団体のうち6団体の合わせて37団体から、どのように処分先を把握しているか、について回答を得た。

「マニフェスト」「受入伝票」「リサイクル証明書」など、伝票・証明書などによるものが22件と最も多く、調査・報告書（伝票・証明書も含まれている可能性があるが、回答から確認できなかったものも入れて）が13件で、その他（発生材の処理を行っている、仕様書等に基づき実施し処分先の指定、検量を行っている）2件があった。

具体的な処分先と処分重量の割合は、民間一般廃棄物処理施設が51.8%、清掃工場が27.2%、海の森みどりの資源化センターが12.0%の順に多かった。

設問4の② 具体的な処分先と全体に対する割合については、38団体から複数回答があり、最も多かったのが、「民間一般廃棄物処理施設」33件で、次いで「清掃工場」20件、「海の森みどりの資源化センター」16件となった。

その他は、園内リサイクル、堆肥化、チップ化、園内敷均しである。

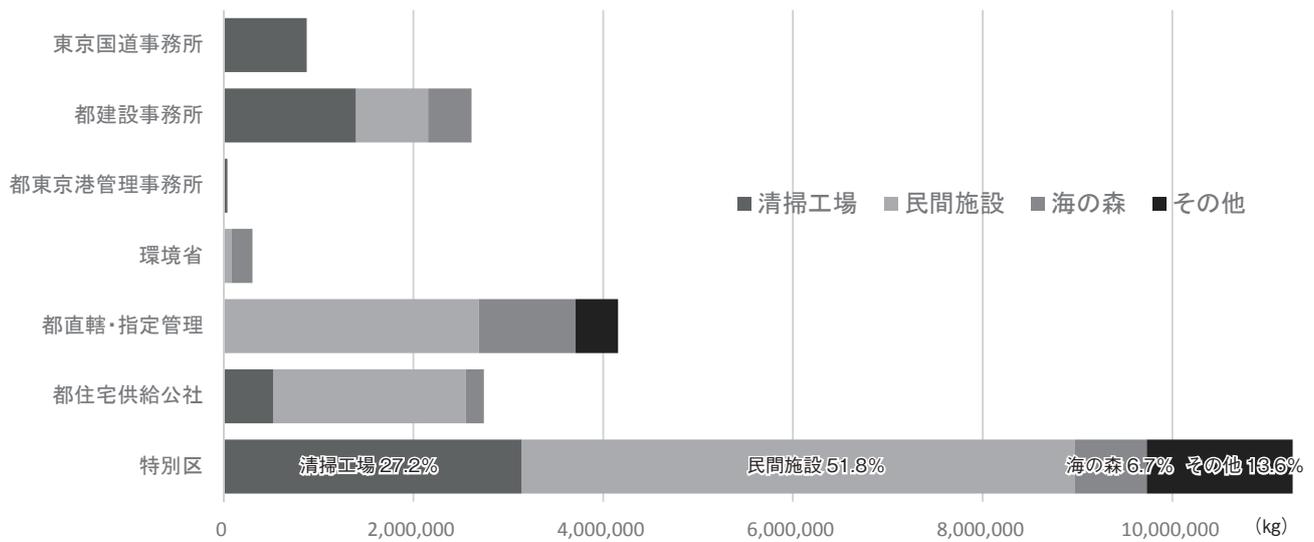
これを処分重量で表すと、「民間一般廃棄物処理施設」11,393,418kg（51.8%）、「清掃工場」5,989,668kg（27.2%）、「海の森みどりの資源化センター」2,637,575kg（12.0%）、その他1,989,142kg（9.0%）であった。

団体の種別ごと（事業者別）の処分先の割合を分析すると、「国道事務所」は清掃工場100%、「都道建設事務所」は清掃工場53.5%、民間施設29.0%、海の森17.4%、「環境省」は「海の森」71.8%、民間施設28.2%、「都市公園直轄、指定管理者」は民間施設64.5%、海の森24.4%、その他10.7%、東京都住宅供給公社は民間施設74.0%、清掃工場19.0%、海の森7.0%、特別区は民間施設51.8%、清掃工場27.9%、その他13.6%、海の森6.7%となった。

表4 事業者ごとの処分先と処分重量 (kg) 及び割合 (%)

	清掃工場	民間施設	海の森	その他	合計
東京国道事務所	875,000 (100)	0	0	0	875,000
都建設事務所	1,396,111 (53.5)	757,670 (29.0)	453,834 (17.4)	3,550 (0.1)	2,611,165
都東京港管理事務所	40,200 (100)	0	0	0	40,200
環境省	0	85,493 (28.2)	217,672 (71.8)	0	303,165
都直轄・指定管理	0	2,689,508 (64.5)	1,019,160 (24.4)	447,776 (10.7)	4,170,105
都住宅供給公社	521,079 (19.0)	2,029,467 (74.0)	191,977 (7.0)	0	2,742,523
特別区	3143617 (27.9)	5831280 (51.8)	754932 (6.7)	1537816 (13.6)	11267645
合計	5,989,668 (27.2)	11,393,418 (51.8)	2,637,575 (12.0)	1,989,142 (9.0)	22,009,803

※処分重量 22,009,803kgは、年間剪定枝葉発生量の総合計 24,223,162kgのうち、処分先の割合が不明な4団体などの2,213,359kgを除く



グラフ5 事業者ごとの処分先と処分重量及び割合

(3) 独自の剪定枝葉のリサイクル事業について

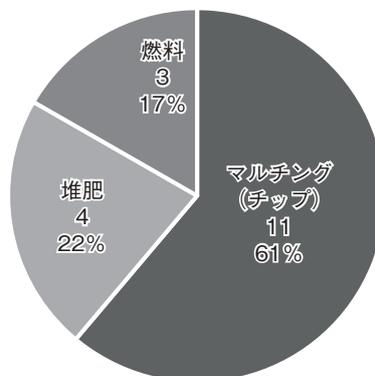
まとめ：独自に剪定枝葉のリサイクルを実施しているのは、全対象のうち12団体に留まり、その内容はマルチングが6割、堆肥、燃料が共に約2割であった。リサイクルに取り組んでいる期間は、20年以上が3団体、19～10年が3団体であった。

<内訳の説明>

独自に剪定枝葉のリサイクルを実施しているのは、43団体のうち12団体である。

設問5 独自の剪定枝葉のリサイクルの実施状況については、全対象団体から回答があり、「①実施している」12件、「②実施していない」27件、「③かつて実施していたが中止」2件、「④その他」2件となった。なお、「その他」では「港湾局との協働でエネルギー利用」、「福島第一原発の事故で稼働を中止、平成26年度後半から稼働予定」との記載があった。

リサイクルを実施している団体のリサイクル品の内容は、マルチング 61%、堆肥 22%、燃料 17%で、リサイクル割合は、下記グラフのとおりである。



グラフ6 リサイクル事業の内容

設問6 ①リサイクル品の内容については、大別すると、マルチング（チップ）11件と堆肥4件、燃料利用3件となった。

②発生量全体に対するリサイクル割合は、13団体のうち100% 3件（チップボイラの燃料及びマルチング、木チップと腐葉土、遊具廻りの緩衝材とマルチングなど）、63% 1件（チップと堆肥等）、43% 1件（樹木チップ）となった。

③リサイクル事業の継続期間については、13団体から回答を得、開始時期が1990年から2014年までの回答があった。継続期間を整理すると、24年が最長で、22年2件、19年1件、16年1件、13年1件、9年1件、7年1件、5年1件、1年1件、1年未満1件、不明2件で、10年を超える団体は6件あり、このうち20年を超えるものが3件となった。

（4）リサイクル品の利用について

まとめ：リサイクルを実施している団体の多くは、リサイクル品の利用は限界で、他から新たにリサイクル品を受け入れるのは難しい。

<内訳の説明>

設問7 リサイクル品の利用限界について、13団体（「その他」回答者1）から回答を得、「①限界」7、「②余裕がある」2、「③その他」4となった。

「余裕がある」との回答では、利用可能性について、「年間100m³」「年間200m³」としている。また、「その他」では、「チップボイラとマルチングの活用で適正量」、「一部の施設では実施しているが、全体としては再資源化施設へ搬出している状況」、「植栽面積が狭いが、毎年約6m³の堆肥を場内に敷き込

んでいる」などの記載があった。

設問8 堆肥などのリサイクル品を新たに受け入れる可能性について、27団体（「かつて実施」回答者1含）から回答を得、「①ある」1件、「②ない」19件、「③条件による」7件となった。この結果、23区内では殆ど可能性はないことがわかった。

受入可能量については、「①ある」についてはその量は不明とし、「③条件による」では、「価格、品質、受け入れ量等」などとしている。「価格が安ければ30m³受け入れる可能性がある」との回答もあった。

（5）剪定枝葉処理問題についての自由意見

設問9の「剪定枝葉処理問題についての自由意見」

- リサイクル処理施設への運搬処分の方が安く、チップ化にする経費の余裕はない、費用対効果が大きい問題といった意見があった。
- チップ化した場合の苦情では、4団体から意見があり、粉碎機の騒音問題、音や臭いの苦情のほか、マルチングなどで利用した際の梅雨時の匂いやキノコの発生が上げられた。また、チップ化する場合には、住宅からある程度離れ、広い場所やストックヤードがないと難しいとの意見があった。
- リサイクルについては、品質に関して2団体から意見があり、培養土を製造した場合は、安定的な品質を維持することに懸念が生じる、粉碎機によるチップの大きさが不均一との意見があった。
- リサイクル品の利用については、遊具下への緩衝材として利用、マルチングが可能な範囲が年々減少し限界に近づいている、受け入れは十分可能（経費の余裕はなし）、安定的な供給先の確保が困難などの意見があった。
- 受け入れ施設については、時間の制約、距離、受入先の少なさを問題としている回答があった。
- 堆肥化以外の利用について、木質バイオマスとしての資源価値が認められつつあり、出口部分を意識して有効利用に取り組むべきとの意見があった。

4. アンケートのまとめ

本調査では、その範囲を23区に限定し、主な排出事業者である公共的な団体43団体にご協力をいただいた。この結果、各団体が所管する街路樹や公園等の剪定枝葉の年間発生量（総括表A）は24,223,162kgであった。実際には、未回答、不明といった部分や調査対象外の大きな団体もあるため、発生量はさらに多いものと推測される。過去に未発表であるが2.8万トンとされた例もあることから、概ね2.5～2.8万トンの域で推移していると思われる。

どこから多く発生するかをみると、公園では特別区が48.5%、都立公園が27.7%、国、東京都住宅供給公社が18.2%と続き、街路樹では都道44.7%、特別区道43.1%、国道11.7%、都港湾局港湾道路が0.5%であった。管理面積や街路樹本数が多ければ、全体に発生枝葉も多い傾向があるが、都道や特別区公園での発生程度はその立地等を反映してか、他に比較して大きいようである。

この調査における剪定枝葉の処分先と量は、都内民間処理施設が51.8%、清掃工場が27.2%、海の森みどりの資源化センターが12.0%、その他9.0%である。剪定枝葉の処分先は、マニフェスト、受入伝票、

リサイクル証明書等によりおおかた把握されている。

団体別にみると、国道街路樹等は100%清掃工場、都道街路樹等は、清掃工場が5割、残りは民間処理施設と海の森みどりの資源化センターである。環境省は海の森みどりの資源化センターが7割と特徴的で、都立公園の指定管理は、民間処理施設が6割、海の森海の森みどりの資源化センターが2割で、清掃工場はなかった。東京都住宅供給公社は、民間処理施設が7割、清掃工場が2割、特別区は民間処理施設と清掃工場が8割以上を占め、海の森みどりの資源化センターは1割に満たなかった。このように、剪定枝葉の処分先は各団体の事情や認識によってまちまちである。

一方、都においては剪定枝葉のリサイクルは、建設リサイクルガイドラインにより再資源化施設へ持ち込むことをもって完了としているが、行末は明確ではない。年間2.5万トンも発生する剪定枝葉のリサイクルを推進するにはまだ課題が多い。

実際にリサイクルを実施している12団体の事情を分析すると、その内容はマルチングが6割、堆肥、燃料が共に約2割であった。リサイクルに取り組んでいる期間は、20年以上が3団体、19～10年が3団体である。しかし、リサイクルを実施している団体の多くは、リサイクル品の利用は限界であり、他から新たにリサイクル品を受け入れる余裕はほとんどない。大都市の美しい街づくりを担う緑化を進め、手入れに関して発生する剪定枝葉を還元する場としては限界があることがわかる。

自由意見では、剪定枝葉を堆肥化するなど、リサイクル施設を稠密な市街地で立地させることは環境への影響等から現実には難しく、例え幾ばくかの処理ができて品質や経費、供給先の面で問題が多いとの意見がある一方、こうした剪定枝を受け入れる施設の選択枝の多様性や堆肥だけではない木質バイオマス資源の活用を促す意見もあった。

基調報告③

「海の森みどりの資源化センター」 の役割と今後の役割

「海の森みどりの資源化センター」の役割と今後の展開

大塚 高雄

(一社) 東京都造園緑化業協会 専務理事

1. 「海の森みどりの資源化センター」の稼働

平成15年7月、東京都港湾局は、約88haの中央防波堤内側地区の海上公園づくり（現 海の森）に、都内で発生した剪定枝葉を受入・粉碎・堆肥化し、公園造成に使っていくことを発表した。計画によるこのリサイクル施設は、公募選定された民間事業者が受入料を原資として整備運営するもので、選定後は、都と事業者との間で使用する土地の無償貸与や海の森への無償堆肥の供給等を定める基本協定を締結、事業者は廃棄物処理業等の許可や認可の取得によって実施に移る。

この計画発表を受け、当協会は「大規模な緑の資源のリサイクルに貢献していくことは、造園緑化業専門集団の本来の業務であり、公益事業として積極的に協力してすべき」との方針を固め、平成15年9月、森づくりプロジェクト委員会を設置して基本的な対応の方向性について検討を始めた。委員会は4回の検討を重ねて同年12月に基本的な方向性をとりまとめ、これを受けて経営的な事項や体制等の具体的な設計について事業計画策定委員会が検討を進め、公募に備えた。

平成18年4月、都の計画が「海の森剪定枝葉堆肥化事業」として公募がなされたのを受けて、当協会は早速、応募することとなった。応募は当協会のほか2社からあった模様だが、都の厳正な審査の結果、幸いにも当協会がこの事業者を選定された。協会という公益性格や枝葉を確実に収集するネットワーク力、堆肥早期熟成のノウハウ等が評価されたのではないかと推測される。

こうして事業者として都と10年協定（H19～H28）を結び、施設運営の準備にかかることになったわけであるが、剪定枝葉を受け入れ、堆肥化する「廃棄物処理業」を営むにあたっては、関係する法の許可・認可を得なければならない。それは大きく三つあって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下廃掃法）第8条に基づく都知事の「施設の設置許可」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第81、82条の規定による大田区長の工場設置認可、「廃掃法」第7条に基づく大田区長（清掃協議会）の一般廃棄物処理業（処分業）の許可である。

剪定枝葉は廃掃法によって、建設工事から発生するものは産業廃棄物、樹木の保護手入れで生ずるものは一般廃棄物とされている。海の森堆肥化事業で想定しているのは一般廃棄物としての剪定枝葉であり、これを受け入れて堆肥化する施設は、原則、一般廃棄物処分業の許可が必要である。ところがこの許可は高度な認定試験制であり、東京23区では立地が困難とされる背景にあって、過去長期にわたり新たな処分業の許可は出されていなかった。このため、速やかな許可の取得を目指すのではなく、実態上同様の運営のできる法の特例に着目し、区市町村長が再生利用することが確実であると認めた場合に施行される「再生活用業の指定」を検討するに至った。幸いにして所管区の理解をいただき、この制度を適用することが可能となって平成19年8月の稼働にこぎつけた。その後、難関試験の合格により、めでたく一般廃棄物処分業の許可に移行することができたわけであるが、実に7年以上にわたり「再生活用業の指定」の恩恵を受けたことになる。

「海の森みどりの資源化センター」の役割と今後の展開

もちろん、こうした業の許可の取得だけでは稼働はできない。廃掃法に基づく施設の設置許可や都条例による工場認可についても、環境アセスメントや施設検査などを経て許可・認可を取得した。廃棄物関係の違法行為は、極めて処分が厳しく、あっという間に許可等が取り消しとなって業の運営ができなくなる。コンプライアンスを最優先に確保することがリサイクル事業者としての責務である。

2. 堆肥製造の実態

東京 23 区の公共事業から発生する剪定枝葉は、今回の特集で実態調査が行われた結果、約 25～28 万トンと推察されている。当センターは年平均で 5 千トン（12,500m³）を受け入れている（図 1）ので、この約 2 割をリサイクルして海の森に供給していることになる。

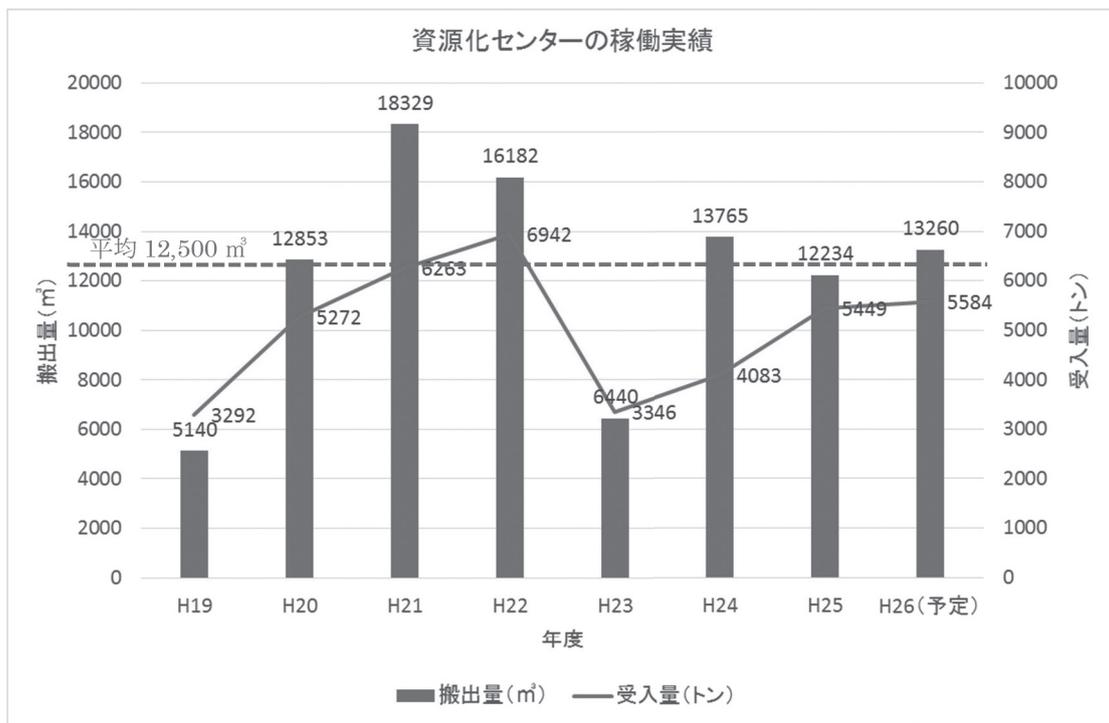


図 1 海の森みどりの資源化センターの稼働実績

このリサイクル事業を支えるのは、約 6 千 m² の土地（都港湾局からの無償貸与）に設置された堆肥化施設である。堆肥製造は自然発酵方式であるので、その場所はいわゆる野天であり、周辺への環境影響を考慮して高さ 6 m の鉄板柵で囲んでいる。破碎施設は 460 馬力の破碎機が中心で、許可上、80 トン／日の製造能力がある。この機に故障が生じた時は別の現場にある 1 ランク下の破碎機がバックアップする。

枝葉の受入は、事前予約方式で受入料は特別区条例と同じ 15.5 円／kg が基本である。支払いは予め必要とされる分のリサイクル券を当協会本部にて購入し、現場で精算をしてもらう仕組みであるが、端数金については当協会が負担するサービスを行っている。

堆肥の製造は、平成 23 年の福島原発の事故による放射能問題により、一時減産に追い込まれたが、今ではセシウム 134 の半減期が過ぎたこともあって全体濃度が低下し、安全上も生産量も問題ない。しかし、堆肥の流通は放射能濃度が基準以下であることを確認する必要があるため、今でも逐一、約 600

特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進

m³ごとのロット管理方式で放射能検査を行っている。

持ち込まれた枝葉は台貫を通った後、速やかに粉碎され、チップはロット管理用のスペースに運ばれる。もともと発酵促進のための特殊なタネ菌入りの堆肥の山が二つ用意され、新しいチップとタネ菌入り堆肥が1:1で混合、切り返しが行われる。一方、タネ菌入りの山の量が使用により半減するので、あわせてここにもチップを同量追加し、タネ菌堆肥として発酵させ、元の量を維持していく。これが1セットの工程で、センターでは計2セットが稼働する。

こうして10日～14日の切り返し発酵で、月に2回ほど海の森へ運ばれ、造成に混入される。早い出荷ペースと思われがちであるが、製品の使用目的は建設残土の土壌改良が大きな目的で、海の森の設計土壌断面(図2)からみても完熟でなくとも十分な効用が見込まれている。

その堆肥に設定した品質基準は以下のとおりであり、ロットごとのランダムサンプル試験によって品質を維持するようにしている。

C / N 比	3.5以下
pH	5.5～8.0
水分	60±10%
全窒素	1%未満
全リン	1%未満
全カリ	1%未満

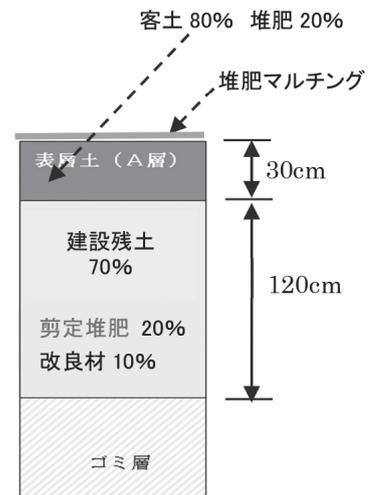


図2 海の森設計土壌断面



破砕機に投入

「海の森みどりの資源化センター」の役割と今後の展開

海の森事業での剪定枝葉のリサイクルは、造成工事が発注される9月以降への安定供給がポイントであるが、持込枝葉も公共事業由来のものであるので、街路樹などの剪定委託の発注時期に左右される。しかも運搬時間の関係でセンターから遠くに発生する枝葉は、持ち込み自体が忌避される。一般に4月から6月にかけては枝葉の発生は少なく、夏季剪定が始まるころ、徐々に増えてくる。この意味では需給のスタート時期は一致しているとも思えるが、市場変化による急な持込増大や工事需要の前倒し等には、対処は難しい。往々にして無理な局面が生じて頭を抱えることも少なくなく、一般廃棄物処分業許可の看板を掲げて、リサイクル事業を円滑に運営することの難しさを感じている。

3. センターの役割

あらゆる主体が資源の循環を積極的、自主的に進め、天然資源の消費抑制と環境への負荷低減につながれば、持続可能な社会の実現も夢ではない。剪定枝葉も建設工事や樹木手入れ作業からの恒常的な「ゴミ」の発生に、その処理法の如何について昭和50年代半ばから取り沙汰されてきた。郊外の土地がまだ余地があり、野焼きなどの行為が許されていた時代は、それほど神経質になることはなかったが、処分場が少なくなり、徐々に環境への意識が高くなってくると、生物由来の残渣は土に返すことへの期待が膨らむようになる。だが、剪定枝葉は、都市における重要なリサイクル対象であることがまだ市民の意識に芽生えているとは言い難く、またリサイクル関連法においても光が当たらない。

建設工事からは、産業廃棄物である様々な建設副産物が発生する。このうち、一定規模以上の建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物は、



チップ化された剪定枝葉

特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により、受注者は再資源の可能性のあるものとして再資源化を義務づけられているが、公園工事で発生する生物系残渣は対象とはなっていない。

一方、建設に伴って発生する残土は、建設発生土といい、そのまま他に転用できることから廃掃法上、産業廃棄物にはならない。このため、都では建設残土の需給を行政主導で予め調整し、年間約 40 万 m³ をリサイクルしている。

振り返れば樹木保護の手入れで発生する剪定枝葉は廃掃法上、一般廃棄物であり、家庭から出る草木と同様である。この枝葉・草木は発生すると、まだ「処分」という考え方が根強く、不衛生な邪魔者としての取り扱いになる。自治体で発生する剪定枝は、家庭由来のものは直接収集し、事業系は当該区市町村長の許可を受けた業者が収集・運搬して清掃工場か許可を受けた民間処分施設に搬入される。

今回の特集で平成 25 年度の実態調査が行われたが、23 区内の公共団体等から発生する剪定枝葉の搬入先は、清掃工場 27.2%、民間処理施設 51.8%、海の森みどりの資源化センター 12.0%、その他 9.0%となっている。依然、清掃工場で「処分する」という流れだ。ここにはリサイクルの姿は見い出せない。もちろん、先進的な自治体では剪定枝葉を堆肥やチップにしてリサイクルするケースもあったが、自区内だけでは行き詰まっている。民間処分施設は、いざというときの搬入先だが、市場原理で動くため安定性に欠き、搬入されてもリサイクルの道筋がよく見えない。

剪定枝葉は、現行法が一般廃棄物として区市町村が責任をもって処理するとしている以上、リサイクルを行おうとすれば単独で取りまねばならないが、安定的な排出先等、収支が均衡する仕組みをつく



切り返し作業

「海の森みどりの資源化センター」の役割と今後の展開

るには現実的に課題が多い。行政主導で解決しようとするれば、神奈川県のある地域で進められているように、自治体同志が特別に連携していく以外は考えにくいということであろう。

こうした背景を斟酌すると、海の森みどりの資源化センターの今後の役割は一層大きくなる。もちろん、海の森造成の特需によって生まれた施設ではあるが、立地、受入れ規模、公益性、広域対象など、どれをとっても資源循環の中核拠点となるような素質を持っている。23区内公共事業由来の剪定枝葉を幅広く収集し、目に見える形で大量にリサイクルしてきた施設はこれまでにない。

4. 剪定枝葉のリサイクル施設であり続けるために

本事業は、公募により選定され、協定によって稼働するという時限的な意味合いを持っている。その節目が近づき、平成28年度には海の森が一部開園となるよう、スピードアップされて整備が進められてきた。造成が終われば、剪定枝葉の受け入れや堆肥の供給も自動的にその役割を終えるようになる。

しかしながら、都内23区からの剪定枝葉は、これからも恒久的に発生する。当センターが海の森事業としてリサイクルに貢献したというのはあまりにも短い時間である。

緑化関係者には、仕事をして発生する剪定枝葉は自ら責任をもってリサイクルする、という想いがある。恒久的なりサイクルの仕組みの確立は、いわば悲願である。剪定枝葉がどことなく消えていくのではなく、こうした事業を契機に明らかに循環の仕組みが見えるような恒久的なりサイクルの仕組みが熱望される。

剪定枝葉のリサイクルは、これまでマルチング用のチップや土壌改良材としての堆肥に利用の出口が



海の森の植樹基盤に

特集 剪定枝葉の現状とリサイクルの推進

あったが、今後、海の森のような大規模な消費先が見当たらない以上、剪定枝葉をバイオマスエネルギーに活用する考え方もある。近年活発化してきた再生可能エネルギーの需要に対応して、例えばFIT 適用発電所（固定価格買い取り制度）や燃料用に供給する方法である。

当センターが、広域的な核となって剪定枝葉のリサイクル施設であり続けるためには、環境問題への貢献を前提に多様な選択を検証しなければならない。この中ではリサイクルの輪をつくる様々なプレイヤーの存在だけでなく、これからの時代が求める様々なニーズにも広く着目することが重要である。剪定枝葉リサイクルの未来に期待したい。

會員名簿

会員 住所 電話番号簿 (地区、郵便番号順)

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
■千代田区				
(株)富士植木	102-0074	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-6731	03-3265-3031
日産緑化(株)	101-0047	千代田区内神田 3-16-9	03-3256-4031	03-3254-5773
■中央区				
イビデングリーンテック(株)	103-0002	中央区日本橋馬喰町 1-145 日本橋Kビル3階	03-5847-8370	03-5847-8380
(株)ケイミックス	104-0031	中央区京橋 2-5-7 日土地京橋ビル	03-3566-3707	03-3566-3722
■港区				
(株)日比谷アメニス	108-0073	港区三田 4-7-27	03-3453-2409	03-3453-1359
■新宿区				
武蔵野造園土木(株)	160-0023	新宿区西新宿 3-7-26-309	03-3342-5614	03-3342-5619
■文京区				
音羽建物(株)	112-0014	文京区関口 2-11-31	03-3947-1151	03-3947-1260
浅川造園土木(株)	113-0033	文京区本郷 1-31-11	03-3811-8032	03-3811-8560
■台東区				
(株)理研グリーン	110-8520	台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO8 階	03-6802-8903	03-6802-8953
東友緑化(株)	111-0041	台東区元浅草 3-20-4	03-3844-3227	03-3844-3224
■墨田区				
(株)柳島寿々喜園	130-0002	墨田区業平 5-12-16	03-3625-7428	03-3625-2921
(株)増田造園	131-0041	墨田区八広 6-19-6	03-3610-1531	03-3616-6581
京成バラ園芸(株)	131-0045	墨田区押上 1-12-1	03-3625-7851	03-3625-7859
■江東区				
(株)ランデック	135-0041	江東区冬木 6-25	03-3642-0481	03-3642-9590
(株)ノザワ	135-0042	江東区木場 5-12-7	03-3641-5151	03-3630-3903
天龍造園建設(株)東京支店	135-0016	江東区東陽 3-11-7	03-6272-5381	03-3615-1071
(株)森岡	136-0071	江東区亀戸 1-5-12	03-3637-2350	03-3682-8484
■品川区				
西村造園土木(株)	140-0015	品川区西大井 4-4-2	03-3777-1788	03-3777-1798
東急グリーンシステム(株)	142-0041	品川区戸越 5-9-7	03-3787-4109	03-3787-1069
■目黒区				
(株)オーシャン	158-0081	目黒区鷹番 2-14-15	03-3793-8880	03-3793-8827
(株)西花園	152-0002	目黒区本町 4-14-17	03-5722-4128	03-5722-2811
(株)西花園	153-0051	目黒区上目黒 4-33-21	03-3719-8448	03-3719-0676
■大田区				
藤東造園建設(株)	143-0015	大田区大森西 1-19-15	03-3766-2321	03-3766-2380
大森造園建設(株)	143-0024	大田区中央 8-7-17	03-3754-4128	03-3754-9800
(株)第一造園	145-0062	大田区北千束 2-18-7	03-3726-4381	03-3727-6744
(株)錦花園	145-0066	大田区南雪谷 1-6-13	03-3728-4616	03-3728-0406
■世田谷区				
(株)野沢園	154-0003	世田谷区野沢 3-29-23	03-3424-5001	03-3418-7621
(株)蛭田植物園	155-0031	世田谷区北沢 5-1-4	03-3469-3569	03-3469-3854
緑進造園(株)	156-0042	世田谷区羽根木 1-18-3	03-3322-5090	03-3325-8590
蘆花園植木(株)	156-0056	世田谷区八幡山 2-18-1	03-3302-7175	03-3302-7179
(株)岡野造園	157-0063	世田谷区粕谷 2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702
第一緑興(株)	157-0063	世田谷区粕谷 3-9-5	03-3307-0721	03-3307-0774

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
■世田谷区				
(株)小川植木	157-0074	世田谷区大蔵 5-3-2	03-3417-0029	03-3416-5340
(株)岩城	158-0081	世田谷区深沢 8-7-13	03-3703-0081	03-5758-2386
(株)石勝エクステリア	158-0094	世田谷区玉川 2-2-1	03-3709-5591	03-3709-5857
(株)吉村造園	158-0095	世田谷区瀬田 5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309
■渋谷区				
朝日造園(株)	150-0001	渋谷区神宮前 6-32-5	03-3400-5473	03-3400-4278
東光園緑化(株)	150-0022	渋谷区恵比寿南 3-7-5	03-3719-4611	03-3793-1852
加勢造園(株)	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷 3-61-5	03-3404-7781	03-3404-2439
■中野区				
住友林業緑化(株)	164-0011	中野区中央 1-38-1 住友中野坂上ビル 9階	03-6832-2202	03-6832-2212
(株)飛鳥	165-0034	中野区大和町 1-15-3	03-5373-1700	03-5373-1703
(株)大澤造園土木	164-0002	中野区上高田 1-1-1	03-3368-0544	03-3368-0422
(株)創研ガーデン	164-0013	中野区弥生町 4-1-14	03-3383-2431	03-3380-2278
■杉並区				
(株)昭和造園	168-0063	杉並区和泉 4-42-33	03-3315-9796	03-3315-9750
(株)大場造園	168-0064	杉並区永福 2-47-12	03-3325-5151	03-3325-5329
(株)勇和造園	168-0065	杉並区浜田山 3-6-20	03-3313-8791	03-3312-5177
箱根植木(株)	168-0074	杉並区上高井戸 3-5-15	03-3303-2211	03-3303-2273
東武緑地(株)	167-0032	杉並区天沼 3-5-4	03-6915-1135	03-6915-1471
■豊島区				
西武造園(株)	171-0051	豊島区长崎 5-1-34 東長崎西武ビル 3階	03-5926-5300	03-5926-5353
(株)武蔵野種苗園	171-0022	豊島区南池袋 1-26-10	03-3986-0711	03-3590-2874
■荒川区				
岩田造園土木(株)	116-0014	荒川区東日暮里 6-26-12	03-3802-3811	03-3805-9361
総合造園(株)	116-0013	荒川区西日暮里 2-40-14 メゾンアンフィニ	03-3807-3001	03-3807-3350
■板橋区				
(株)杉山造園建設	173-0012	板橋区大和町 3-11	03-3961-6449	03-3961-6260
(株)池田園	175-0092	板橋区赤塚 5-34-33	03-3930-0210	03-3930-0344
■練馬区				
アゴラ造園(株)	179-0075	練馬区高松 6-2-18	03-3997-2108	03-3997-2252
(株)アオイ造園	177-0051	練馬区関町北 1-3-1	03-3920-6654	03-5991-4373
(株)西部緑化	177-0043	練馬区上石神井南町 13-11	03-5927-4800	03-5927-4801
(株)豊和緑地	179-0074	練馬区春日町 1-18-1	03-3999-7465	03-3999-5421
■足立区				
(株)富士造園	121-0074	足立区西加平 2-2-34	03-3885-1100	03-3885-1166
(株)前島植物園 東京支店	121-0801	足立区東伊興 2-17-8	03-3897-4800	03-3897-4807
大洋造園土木(株)	120-0005	足立区綾瀬 4-9-5	03-3606-7352	03-3629-0558
■葛飾区				
(株)桂造園	125-0061	葛飾区亀有 3-33-2 田中屋ビル 3階	03-3690-2690	03-3690-2694
東洋グリーン産業(株)	125-0061	葛飾区亀有 3-3-11	03-3690-3351	03-3690-3710
■江戸川区				
(株)稲亀緑花	133-0073	江戸川区鹿骨 1-20-6	03-3670-5206	03-3670-5273

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
■江戸川区				
(株)伍楽園	133-0073	江戸川区鹿骨 2-21-2	03-3670-8898	03-3670-8940
(株)松樹園	134-0084	江戸川区東葛西 7-20-23	03-3688-2002	03-3878-7722
(株)大國屋園藝場	134-0091	江戸川区船堀 7-5-15	03-5675-1188	03-5675-1168
■八王子市				
植小(株)	192-0902	八王子市上野町 15-5	042-622-4796	042-623-0017
■立川市				
関東緑花(株)	190-0003	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101	042-529-9233
■三鷹市				
東和ランドテック(株)	181-0002	三鷹市牟礼 5-11-1	0422-46-3232	0422-71-6972
■青梅市				
(株)東山園	198-0004	青梅市根ヶ布 1-476	0428-22-2456	0428-22-1450
■府中市				
(株)府中植木	183-0005	府中市若松町 4-13-1	042-361-6326	042-361-6359
(株)宮光園	183-0011	府中市白糸台 1-3-12	042-361-6415	042-361-0283
(株)キャピタルグリーン	183-0004	府中市紅葉丘 1-29-17	042-335-0978	042-335-6959
■昭島市				
(株)指田園	196-0004	昭島市緑町 1-3-13	042-544-5511	042-546-0845
■調布市				
(株)小牧造園	182-0011	調布市深大寺北町 6-14-8	042-482-5419	042-484-4617
(株)富沢造園	182-0012	調布市深大寺東町 4-30-16	042-483-4315	042-483-4319
(株)深光園	182-0017	調布市深大寺元町 4-4-5	042-482-2656	042-488-4422
■小平市				
(株)東京緑花	187-0032	小平市小川町 1-135	042-343-6026	042-344-0979
■日野市				
(株)百草造園	191-0034	日野市落川 96	042-591-0482	042-593-5588
■国分寺市				
鈴木造園(株)	185-0034	国分寺市光町 1-33-5	042-572-3310	042-572-3384
■西東京市				
(株)保谷園	202-0013	西東京市中町 3-2-6	042-421-6803	042-424-1525
■東久留米市				
(株)根本造園	203-0031	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142	042-465-3549
(株)神明園	203-0052	東久留米市幸町 3-11-15	042-471-0736	042-473-0020
松村園芸(株)	203-0052	東久留米市幸町 3-4-2	042-471-1168	042-475-5678
■多摩市				
(株)多摩ニュータウンサービス	206-0033	多摩市落合 6-15-6	042-371-1831	042-376-7441
■町田市				
(株)東京総合造園	194-0014	町田市高ヶ坂 6-17-37	042-721-2711	042-721-2722
■あきる野市				
(株)高木造園	197-0823	あきる野市野辺 399-7	042-559-3803	042-559-8110
■大島町				
(株)宝来左松島	100-0211	大島町差木地 4	04992-4-0621	04992-4-0621

平成 27 年 3 月末現在 88 社

あとがき

本白書は、昭和 57 年に第 1 刊を発行して以来、今回で 33 刊目を迎えました。

都市の緑化は、街づくりや環境への関心の程度によって、その範囲や特徴も色々と変化します。創刊時は東京の緑化の黎明期であり、大きなうねりとなって造園界の活性化を促しました。そして時代の移り変わりとともに、制度や技術等、緑化の有り様も変わってきたと言えましょう。これから都市の緑化を考えると、こうした過去の軌跡、体験を知ることは大いに参考になります。

今回の緑化動向調査は、これまでの調査の流れを汲みながら、より公共緑化の考え方や水準がわかるように調査内容を改訂しました。特に緑の政策や普及啓発がどのように行われ、位置づけられているのか、事業の結果は決算としてどうなのか、などを新たな視点に加えて充実を図りました。読者の皆様のご意見を賜りたいと思います。

一方、もう一つの柱である「特集」につきましては、古くて新しい問題、造園業には切っても切れない話題である剪定枝葉を採り上げましたが、この企画には生物資源のリサイクル議論を高めていただくねらいがあります。

緑は生き物であり日々成長を続けており剪定枝葉量は、今後増えこそすれ、減ることはありません。23 区内での調査結果だけでも、相当量の規模で発生しており、その後の処理はリサイクルというにはあまりにも曖昧です。堆肥等の再利用については、限界も指摘されており、毎年発生する膨大な量をバイオマス資源として活用する新たな視点が求められているようです。例えば、東京都環境局は、木質バイオマス発電を含め、再生可能エネルギー利用を 20% まで拡大しようとしていますし、今回寄稿されました熊崎実 筑波大学名誉教授の論調は大いに刺激になります。

末筆ではございますが、本白書の刊行及び特集に際し多大なるご支援、ご協力を頂きました東京都関係部局並びに公益財団法人東京都公園協会、アンケートにご協力頂きました区市町の各ご担当者様をはじめ、国土交通省東京国道事務所、環境省皇居外苑管理事務所及び新宿御苑事務所、東京都住宅供給公社、公益財団法人東京動物園協会、公益財団法人東京都慰霊協会、都立公園指定管理者グループの方々に厚く御礼を申し上げます。

また、お忙しい中、「特集」にご寄稿頂きました熊崎実 筑波大学名誉教授ほか多くの関係者のご協力に、心より感謝、御礼を申し上げます。

一般社団法人 東京都造園緑化業協会
広報委員長 松村 一

<編集委員>

広報委員会

委員長 松村 一
副委員長 山下 得男 (白書担当)
田中 英樹

広報委員 飯野 桂子
櫻井 英樹
篠 正一
萩生田尚樹
平松 健一
別所 光彦

東京都都市緑化基金とは――

平成 27 年 3 月 31 日

民間の寄付金と東京都の出損金を積み立て、その運用益で民有地の緑化を進めるため、緑化助成や普及啓発の事業を行うことを目的に、東京都公園協会に設置され、同協会が運用に当たっています。

現在も基金積み増しのための募金を行っています。寄付のお申込みや助成のお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒 160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1
東京都健康プラザハイジア 9・10 階
(公財) 東京都公園協会公園事業部公益事業推進課
TEL:03-3232-3099

東京都緑化白書 PART33 (平成 26 年度版)

編集・発行 (一社) 東京都造園緑化業協会
〒 150-0041

東京都渋谷区神南 1-20-11
造園会館 8 階

URL:<http://www.tmla.or.jp>

TEL:03-3462-2858

FAX:03-3462-2805